

40-286

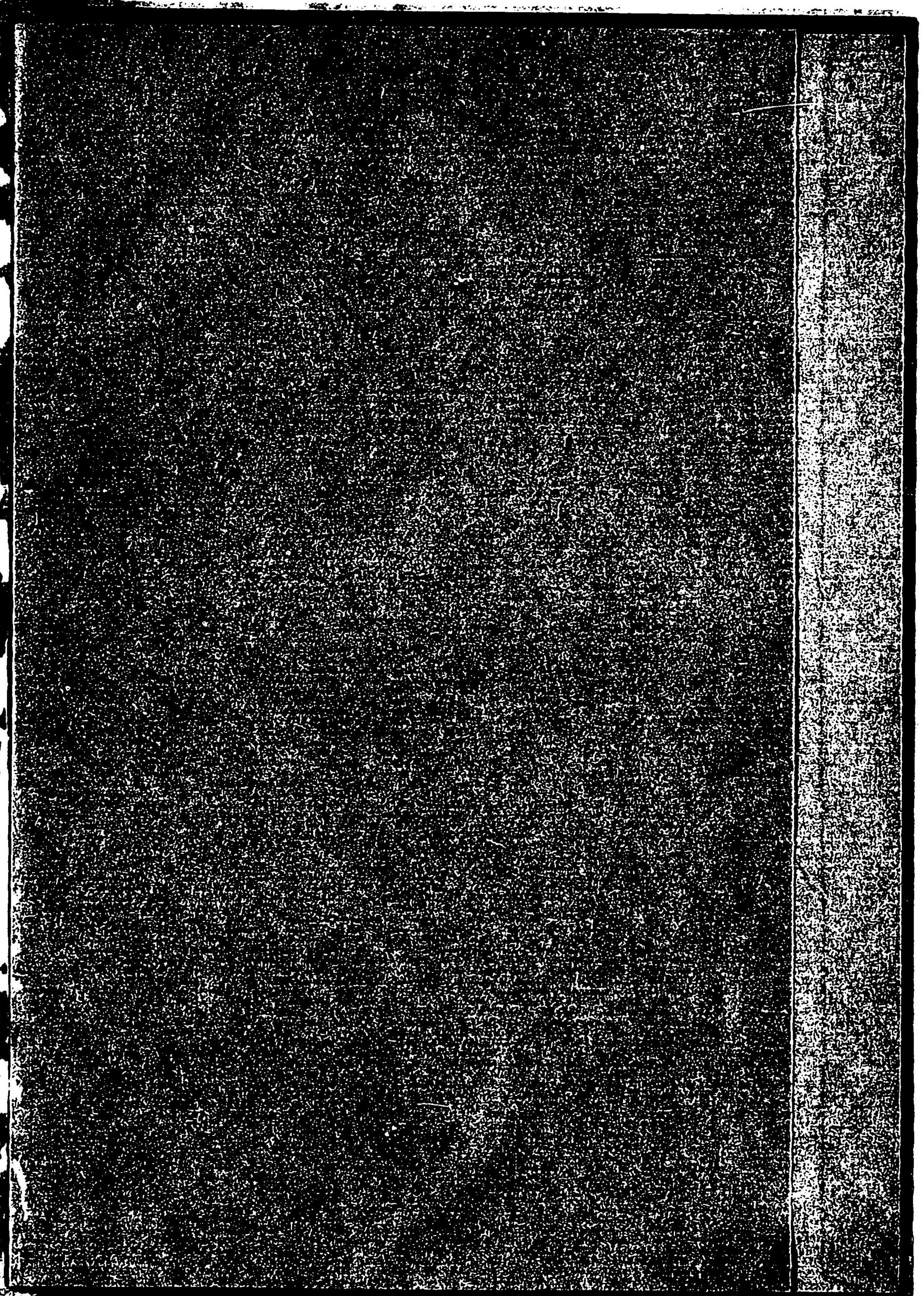
慶應義塾
大學部教授
堀江歸一著

最新銀行論

東京 同文館藏版

明治
27 7 4
自交

051-117



自序

本書は別冊最新貨幣論と略ぼ同時に起稿したるものにして今回學生の参考教科書に充て且つ實務に當る人に研究の材料を供するの目的を以て出版したり

貨幣銀行等に關する問題は相關聯して經濟學上最も複雑を極め理解に困難なるの點少なからずと雖も然も關係する所甚だ廣く且つ深きを以て其一斑を知得せざれば一般經濟政策を研究し又は政治商業の實際に當て各種の問題を解決するに非常の不便を感ず可し殊に我國の如き信用制度並に金融機關の秩序整はず其運用の不完全なる場合には大に力を貨幣並に銀行制度の研究に用ひざる可からざるは論を俟たず余が奮て本書

を出版したる所以なり

銀行に關する外國學者の著書を見るに中央銀行を中心として立論するもの甚だ多し蓋し中央銀行に就て説明する所は或る程度まで一般銀行に適用するを得ると同時に中央銀行が金融上重要な地位に在るを以てなり思ふに我國の如き今後歐米諸國と金融上密接なる關係を結ばんとする國に於ては歐米金融市場の組織機關を理解すること最も必要にして又之を理解するには先づ中央銀行の制度並に運用を明にせざる可からざるを以て本書に於ては英蘭銀行、佛蘭西銀行、獨逸帝國銀行並に米國々立銀行に就て詳細の研究を試み且つ外國の事情を參酌して我國中央銀行の制度に論及し日本銀行條例に就て改正方針の一斑を説明したり

本書を著作するに當て最も參考に資したるはダンバー氏銀行論、シェーンベルヒ經濟學全書のワグネル氏信用及び銀行論並にシャーリング氏銀行行政策等なり此内、ダンバー氏の銀行論は我國の讀書社會に紹介する爲め註解説明を加へて之を翻譯し此程「世界經濟叢書」の一冊として出版したるを以て同書に詳細なる點例へば各國中央銀行の沿革、聯合準備金制度等は本書に於て成る可く省略したり讀者が本書と共にダンバー氏銀行論を熟讀し銀行制度全體に涉りて完全なる知識を收められんと著者の希望して已まざる所なり

明治三十六年十二月

堀江歸一識

最新銀行論目次

第一章 銀行に關する概念

第一節 銀行の定義并に性質……………一

銀行の定義—銀行營業の變遷—貨幣の引換—貨幣の保管預托—資金の振替—預金—紙幣の發行—貸付割引—現代銀行の特徴—銀行と銀行類似の營業

第二節 預金銀行の起源……………八

サエニス銀行—銀行貨幣—振替勘定—貨幣銀行と信用銀行—十七世紀の英國銀行業—倫敦市の金匠—英國銀行の創立—小切手制度—歴史的觀察

第三節 銀行業の効益……………一四

資金の活動—資金放下法の選擇—商品移動の自由—遊資の利用—通貨伸縮の自在

第二章 預金……………二〇

第一節 當座預金の性質……………二〇

預金の區別—當座預金の目的—當座預金の便益—當座預金の利子歩合—利子を付するの可否—斷案—英國銀行の新慣例—預金發生の原因

目次

第二節 小切手制度……………二八

當座預金と債務支拂の方便—小切手の性質並に作用—小切手流通の便益—小切手の種類—横線並に特別横線—保證小切手の利害—獨逸の小切手信用保證—小切手流通の制限—預金制度の發達—預金制度と一般經濟上の利益

第三節 振替勘定……………四一

振替勘定の性質作用

第四節 定期預金并に其他の預金……………四二

定期預金—定期預金の利子歩合—定期預金の目的—定期預金と當座預金とを區別するの必要—通知預金—貯蓄預金—保管預—公開保管と閉鎖保管

第五節 取立并に支拂……………四六

要求拂手形と定期拂手形—當所拂手形と他所拂手形

第六節 手形交換所……………四九

手形交換所の起源—手形交換所の職務—手形交換の手續—交換差の決濟法—手形交換所と中央銀行との關係

第三章 割引……………五五

第一節 手形割引の性質……………五五

割引の目的物—割引が銀行營業の一科目たる理由—割引に對する資金の融通—手形割引の利益—銀行に對する利益—手形所有者に對する利益

第二節 割引歩合……………五九

一般割引歩合の高低—割引手形の需要と供給—手形の種類と割引歩合—手形の支拂地—手形の信用程度—手形の期限

第三節 割引手形の期限……………六三

短期手形を割引する理由—長期手形割引の利益

第四節 割引手形の種類……………六四

割引手形の資格—手形裏書人の數—空手形—空手形に關する鑑識

第五節 手形仲買の業務……………七〇

手形仲買業の性質—金融市場に於ける手形仲買人の地位—手形仲買人の營業資金—手形仲買人と中央銀行との關係

第六節 割引歩合と一般金融市場……………七五

中央銀行、市中銀行並に手形仲買人の關係—中央銀行と割引市場—中央銀行の割引

第四章 貸付

第一節 割引と貸付との比較

資金運用上に於ける割引と貸付との相違

第二節 貸付歩合

貸付歩合が割引歩合より高歩なる理由—銀行の所在地と貸付割引に對する方針—
—貸付期限と貸付歩合

第三節 抵當品

抵當品の目的—抵當品選擇の標準—地金銀、外國貨幣—公債、株式、債券—拂込未済の
株式—商品—預證券、買入證券—不動産

第四節 保證貸付

蘇格蘭の保證貸付—保證貸付と割引貸付との比較—銀行營業に於ける保證貸付の
地位

第五節 當座貸越

第六節 當座貸付

當座貸付の必要—當座貸付の利子—紐育市場の慣例

第七節 割引貸付に關する特別の制限

—取引先に對する融通の制限—米國々立銀行條例の規定—役員並に株主に對する
融通の制限

第五章 準備金

第一節 準備金の性質

第二節 準備金に對する政府の干渉

米國の實例—歐洲諸國の實例—干渉を必要とする議論—干渉を不必要とする議論
—準備金の割合を決定する事情—ソケネル、ダンバー兩氏の説

第三節 準備金の集中と分散

準備金集中の事實—準備金集中の原因—準備金集中の利害

第四節 準備金に關する政策

準備金の維持—中央銀行の準備金—政府と中央銀行の準備金との關係—米國々立
銀行の實例—公債利子の前拂—銀行所有の公債買上—國庫金の預托

第五節 聯合準備金制度

準備金聯合の必要—準備金聯合の方法—聯合準備法の効力—聯合準備金の實例

第六章 紙幣

一二四

第一節 紙幣の性質

一二四

紙幣流通の利益—紙幣發行を制限する理由—無記名式—兌換拂約束手形に對する制限—發行の禁止—最小額面の制限

第二節 政府紙幣

一二七

政府紙幣の種類—不換紙幣の性質—不換紙幣過發の弊害—政府の兌換紙幣—政府紙幣發行の不可なる理由

第三節 銀行紙幣と政府の監督

一三〇

銀行紙幣發行の可なる理由—發行銀行を制限するの必要—紙幣發行の特典に對する義務—紙幣發行に對する政府干渉の理由—シャーリング、ラフリン兩氏の說

第四節 銀行紙幣の發行法

一三七

銀行紙幣に對する監督の目的—單純準備發行法—比例準備發行法—一部準備發行法—風伸制限發行法—最多額制限法—證券預托法

第五節 銀行紙幣の額面并に資格

一四四

欠

MISSING

第四節 特立制度と支店制度との得失……………二六八
支店制度の利益—支店制度と銀行内部の組織—支店制度と銀行の營業—支店制度
の缺點—我國の現況

第十三章 銀行の監督検査……………二七七

第十四章 我國の銀行制度……………二八〇
第一節 國立銀行條例の制定……………二八〇
國立銀行條例制定の由來—明治五年の條例要點—明治九年の條例改正—不換紙幣
の増發—紙幣整理の必要

第二節 日本銀行條例の制定……………二八六
日本銀行創立の目的—日本銀行の職務—日本銀行の紙幣發行權—不換紙幣の整理

第三節 兌換券の發行法……………二九〇
明治二十一年の條例—政府に對する貸上金—保證準備の制限—制限外發行法—保
證準備制限の擴張

第四節 日本銀行の營業……………二九四
日本銀行の營業科目—見返品付手形割引—日本銀行の營業資金—商人取引と銀行
目次

第四節 特立制度と支店制度との得失……………	二六八
支店制度の利益—支店制度と銀行内部の組織—支店制度と銀行の營業—支店制度の缺點—我國の現況……………	
第十三章 銀行の監督検査……………	二七七
第十四章 我國の銀行制度……………	二八〇
第一節 國立銀行條例の制定……………	二八〇
國立銀行條例制定の由來—明治五年の條例要點—明治九年の條例改正—不換紙幣の増發—紙幣整理の必要……………	
第二節 日本銀行條例の制定……………	二八六
日本銀行創立の目的—日本銀行の職務—日本銀行の紙幣發行權—不換紙幣の整理……………	
第三節 兌換券の發行法……………	二九〇
明治二十一年の條例—政府に對する貸上金—保證準備の制限—制限外發行法—保證準備制限の擴張……………	
第四節 日本銀行の營業……………	二九四
日本銀行の營業科目—見返品付手形割引—日本銀行の營業資金—箇人取引と銀行……………	
目次……………	

敗引—日本銀行の營業方針と銀行制度の發達

第五節 日本銀行に對する政府の干渉……………三〇一

株主の資格—株式讓渡の制限—公債の買入—正副總裁の官選—金利歩合に對する制限

第六節 日本銀行の特典と義務……………三〇四

第七節 制限外發行法……………三〇五

制限外發行の實例—明治二十三年の第一回發行—明治二十七年の第二回發行—明治二十八年の第三回發行—明治三十年の第四回發行—其以後の發行

第十五章 金融の特殊機關……………三一四

第一節 勸業銀行、勸業銀行、興業銀行……………三一四

農工業に對する特殊の金融機關—獨逸の土地抵當銀行—ライプアイゼン式—シユルツァーリツチエ式—佛蘭西の土地抵當銀行—佛蘭西の勸業銀行—獨逸の普通銀行と工業に對する融通—我國の勸業銀行、農工銀行並に興業銀行

第二節 米國の信託會社……………三二四

信託會社の目的—信託會社の營業—信託會社と普通銀行との關係

第十六章 外國爲替……………三三〇

第一節 外國爲替の作用目的……………三三〇

國際貸借決済の方法—外國爲替、爲替手形、爲替相場—爲替の當事者

第二節 相對爲替並に爲替仲買……………三三一

相對買入の缺點—銀行が爲替業務を營むの必要

第三節 國際貸借の原因……………三三六

貿易上の關係—有價證券の買入—雜種の國際貸借

第四節 爲替相場……………三三九

相場の平準并に順逆—爲替相場變動の原因—順逆なる辭の意義—爲替相場の現送點—爲替相場の建方—受取勘定、支拂勘定

第五節 異例の爲替相場……………三四五

通貨の價格變動—貴金屬の產出—商業恐慌其他の事變—金融上の取引

第六節 手形の期限信用と相場……………三四九

定期拂手形の相場—電信爲替の相場—手形期限内に起る可き危険—手形の種類と信用程度

第七節 爲替相場の恢復……………三五三
兩國間に於ける相場の平均—仲裁爲替—輸入貿易と爲替相場—金利歩合と爲替相場

第八節 各國爲替市場の特色……………三六二
倫敦—紐育—巴里

第十七章 恐慌……………三六五

第一節 恐慌の定義性質……………三六五

對人信用と對物信用—恐慌發生の要件—恐慌と金融破綻—恐慌の定義

第二節 恐慌の原因……………三六八

生産と消費との不適合—自然經濟の時代—貨幣經濟の時代—資本的生產の時代—經濟社會の變動と恐慌—恐慌と銀行業

第三節 恐慌に關する學說……………三七九

オーウエン、マルサス、シスモンデー—社會主義者の學說—太陽黑點說—信用順環期說

第四節 恐慌の實例……………三八八

千八百二十五年の恐慌—千八百四十七年の恐慌—千八百五十七年の恐慌—千八百六十六年の恐慌—千八百九十年の恐慌—千八百九十三年の恐慌

第五節 恐慌に關する方策……………四一七

收縮政策—膨脹政策—恐慌前に於ける方策—恐慌時に於ける銀行の共同

最新銀行論目次 終

最新銀行論

堀江 歸一

第一章 銀行に關する概念

第一節 銀行の定義並に性質

銀行とは自己の信用に依り殊に要求拂の債務を負ひて社會の一方より收受したる資金を他の一方へ運用し資金の需要者と供給者との間に介在して需給を調和せしむるを營業とする機關なり

一國の經濟社會が自然經濟より一轉して貨幣經濟の時代に入り貨幣として金屬を使用するも國民に貨幣に關する智識を缺き其制度の發達せざるときは貨幣の品位量目を完全に維持する能はず且つ一國の造幣權確立せざるときには外國の貨幣は盛に内地に輸入し來り内國貨幣と相並んで流通するに至る可し中世紀伊太利が

世界貿易市場の中心地たるや同國各地方に品位量目の異なる内外貨幣流通し貨幣制度の統一を缺くこと著しかりしは世人の知る所なり斯る時代の銀行は専ら貨幣の引換を以て重なる職務とし貨幣の品位量目を檢定秤量して價格を定め其價格に準じて適宜之を内國の貨幣に引換へ一般經濟社會殊に外國貿易に従事し又は外國に送金し外國より金錢を受取る者に便利を與へたり

若しも銀行の職務にして之に止まらんか銀行は單に兩替商店たるに過ぎざれども銀行が誠實に貨幣引換の業務を行ひ世間の信用を收むるときは其業體上宏壯なる建物を構へ火災水難盜難其他の事變に對して完全なる保護を供するに足るの金庫を所有するを以て之に資金の保管を托する者あるは自然の勢にして殊に中世紀の歐羅巴に於けるが如く戦争革命等の爲め社會の動亂したる時代には最も緊切に此必要を感ず可し即ち個人が各別に爲す場合に費用と手數とを要する職務を銀行一個に引受けて簡單に之を爲すものなり

若しも銀行の職務にして之に止まらんか銀行は有價物保管の業務を營むものと異なる所なければども商業上平生取引の關係を有する者が同時に同一銀行に資金の

保管を托するときは實際に資金を動かすことなく銀行に於ける預金を一方より他方に移して債權債務を決済するに至ることは亦自然の勢にして更に進んで現代の銀行制度に於ては預金に對して小切手を振出し其額面に相當する金額だけ預金に對する權利を他に移轉す從て銀行の預金は現金と同じく各種の支拂に供せられ銀行は社會に交換の媒介物を供給するに至る茲に於てか銀行の預金は有價物の保管を專業とする機關に資金を預入るゝと異なり預金者に於て何時にても自己に必要ある時は之を取付くるを得ると同時に小切手を振出し之に依て隨時に引出すを得從て銀行の預金は銀行に對して要求拂の債務たるものなり預金の性質此の如くなりとするも其預金たる非常の事變に際會せざる限りは必ずしも一時に其全部の取付を受くるものに非ず一方に預金者自身に又は小切手を以て支拂を請求する者ありと共に他方に預金を爲す者ある可きを以て銀行は其金庫の内に常に預金の全部を保有するの必要なし銀行の當局者が營業に年數を積み相當の經驗を收むるときは預金の一部例へば三分の一乃至四分の一と云ふが如き割合にて現金を所有すれば何時にても預金の取付に應じ得るの程度を定むるを得るを以て此金額を準備金

とし殘額は銀行自身の資金と同様に見做し世間に於て資金を要求する方面に向つて運用利殖するを得、是れ即ち銀行獨特の信用に依て營業資金を得るものなり

銀行が自己の信用に依り紙幣を發行して營業資金を得る場合も亦之と同様なり蓋し紙幣の性質たる銀行が先づ正貨の取付に應ず可き義務を負ひ其所有者には何時にても之を正貨に引換へ得るの權利を與ふるものにして其要求拂の債務たる點に於て預金と異なる所なし而して銀行が紙幣を發行するは社會に於て各種の取引を決済する爲めに需要の起れる結果に外ならざるを以て常に發行高の全額まで銀行に於て正貨との兌換を求めらるゝことなく隨て銀行の有する正貨の幾倍に相當する高まで紙幣を發行するを得べし又社會が正貨の流通を不便とし正貨を銀行に交付して紙幣を受取る場合には銀行は斯く收受したる全額の正貨を手元に備へ置くの必要なし必ず其一部を自己の資金として自由に運用するを得べきなり

即ち銀行が預金を收受し又は紙幣を發行するに至るときは銀行は單に有價物を保管し又は價格の確實安全なる通貨を供給するの機關たるに止まらず預金並に紙幣發行の二職務に據て得たる營業資金を運用して銀行自ら社會に資金を供給する

の職務を盡すに至るものなり

學者の内には銀行の紙幣發行の業務と資金融通の業務との間に嚴重なる區別を立て之を銀行の重なる二職務として互に相對立せしめんとする者あり例へばシヤーリング氏の如き銀行の職務は二種にして第一は貨幣と同様に完全なる通貨を供給し第二は資金を吸収して之を融通するに在りとし(Scharling—Bankpolitik.1)ニコルソン氏も亦銀行の重なる職務は紙幣發行に依て便利なる通貨を供給すると一方に收受したる資金を他方に融通するとに在りとしたり(Nicholson—Principles of Political Economy, vol. II, 164)然れども銀行が營業上に必要な資金を吸収するの點より云ふときは紙幣發行と預金との間に斯る區別を置くの理由なし双方共に要求拂の債務たるの點に於て同一なると同時に銀行の信用に依り一時支拂の請求なき爲め營業資金として他に融通の餘裕を生ずるの點に於ても亦同一なり

然らば銀行は以上の方法に依て得たる營業資金を如何なる方面に運用し以て利殖の目的を達す可きや銀行にして單に公債其他確實なる有價證券を買入れて資金の利殖を圖るに止まらんか斯る放資は個人に於ても容易に爲すを得る所にして特

に銀行なる特別の機關を設くるの必要なし資本家が資金を醸出して特に銀行を設立したる以上は斯る個人の爲すを得る放資の方法を以て足れりとせず更に進んで商業手形の買入並に短期證券に對する資金の融通即ち割引貸付を主たる營業とし個人が自己の獨力を以てしては到底得る能ざる多額の資金を急速簡便に供給するの任に當らざる可からず銀行が信用機關の中心として其本能を全ふするに至るは斯る職務を盡す場合に於て始めて行はるゝものなり

現代の銀行は預金並に紙幣發行等要求拂の債務を負ひて得たる營業資金を割引貸付の方法に依て運用し以て資金の需要供給を調和するものなり唯從來一般經濟政策の必要より多數の國に於ては普通の銀行に紙幣發行を許可せず之を利用するに就て制限を加ふるの結果普通の銀行は預金並に割引貸付を主たる營業とすること一般の慣例にして此二種の職務は現代の銀行に於て必要缺く可からざるものなり

ロスタチャイルド商會は宏大なる資本家にして他人より借入れたる資金を運用するは勿論なれども尙ほ百磅の資金を要求拂にて受取り之に對して交付せんとす

る所の小切手を送ることなし是れ英國銀行の特徴なればなり(Somerset Street. 212—13)としロスタチャイルド商會を銀行業に非ずとしたるは同商會が他に資金を融通するも要求拂の債務たる預金を收受せず隨て銀行職務の一を缺くを以てなり又彼の形仲買人、金錢貸借の周旋人の如き資金の需要と供給とを調和するに勉むるの點に於ては銀行と異ならざるが如くなれども單に營業の目的を共にするに止まり之を行ふの手段方法を異にするを以て是亦銀行の列に入る可からず從來學者の内には銀行を單に貸借を媒介するの機關と稱する者あり

ギルバート氏曰く銀行家は資金を取扱ふものにして更に適切に云へば貨幣を取扱ふものなり即ち資金の借手と貸手との中間に立ちて貸借を媒介するものなり (History and Principles of Banking, Vol. II. 210.)

然れども此の如き定義を立つるときは金貸業者にして他人より資金を借入れて營業する者をも銀行業者と見做さざる可からざるに至る、前論に依て銀行の性質を理解するに於ては直に其不當なるを見出すに難からざる可し或は近時銀行なる名稱を種々の金融機關に適用し例へば不動産抵當銀行(Hypotheken Banken) 動産銀行興

業銀行 (Effekten Banken Mobilier Kredit Banken) 等預金以外の方法に依て營業資金を得るものをも銀行とするが如くなれども是等の機關に於て運用する營業資金は要求拂の債務たる性質を有せず隨て普通の銀行と成立の原因、存在の理由、營業の方法を異にするを以て斯る特殊の金融機關に對して普通の銀行を區別するには之を商業銀行又は預金銀行 (Bank of Deposit) とするの適當なるを見る可し

第二節 預金銀行の起源

前論の如く一國の經濟社會が純粹なる農業又は牧畜の時代より發達し商工業に據て經濟の基礎を立つる場合には貨財の運轉資金の融通は自然に活潑となり且つ頻繁の度を加ふるを以て其移動を容易ならしむる爲めに必ず銀行業の必要を生ぜざるを得ず古代の商業史に徴するにアッシリヤ、バビロニア、アゼン等に於て既に銀行業の行はれたりと稱せらるゝ所以なれども此時代には當時の商業家が單に時勢の必要に應じて今日の所謂銀行業に類似する營業の一部を行ひたるまでの事にし、て銀行業が近來の體裁を備ふるに至りたるは要するに預金を基礎として一種の融

通證券を發行し之を營業上の要地に置けるより以後の事なるが如し而して最初に預金銀行の基礎を開きたるはヴェニス銀行にして此銀行は本來ヴェニス政府が屢々戰爭に遭ひ財政の豊かならざるより千百七十一年公債を起し證書を發行する代りに公債の應募者をして組合を組織せしめ政府より年四分に相當する利子を交附し應募者の内より取扱人を選んで其事務を掌らしめたるの計畫に起源を發するものなり銀行論に關する多くの著書にはヴェニス銀行の創立時期を千百七十一年なりとするものあれども此時代には單に公債取扱所に過ぎざりしものにして之に對して銀行の名稱を下す能はず然るに其後ヴェニスの商業大に發達し各地方と貿易上の關係密接なるに隨ひ各所より種々雜多の貨幣輸入して國內に流通したるが是等の貨幣は單に其名稱を異にするのみならず表面價格と實價と均一ならずして流通の際に一々其多寡を計算せざる可からざるの不便を生じ商業上容易ならざる困難を來したるより結局千五百八十七年從來の公債取扱所を改めてヴェニス銀行とし銀行の業務を營むことゝなれり當時銀行が主として營業したる所は貨幣を所有する者にして之を銀行に預入るときは銀行は其種類の如何に拘はらず其實價を

秤量して金額を銀行の帳簿に登録すると共に預主をして此登簿價格に相當する金額まで他の預主の預金に移し銀行の帳簿の上にて債權債務を決済するを得せしめたり即ち同一の銀行に預金を有する人の間に振替勘定を行ひたるものにして之に依て經濟上の全體には貨幣の流通上より生ずる磨滅を防ぎ其運搬の費用を省くの利益を與へたと共に振替勘定の行はるゝ範圍内に於て價格の確實なる貨幣を供給したると同一の効果を及ぼし世人は之を銀行貨幣(Bank money, Bankgeld)と稱し貨幣に代用して取引決済の用に供し以て貨幣制度の不完全なるが爲めに商業上に生ずる種々の不確實を免かるゝを得たり故に此種の銀行たる單に資金の預托を受け之を安全に保管するに止まらず之に對して一種の通貨を供給したるものにして此點に於ては現代の預金銀行が預金者をして小切手を振出さしめ之に依て預金を通貨に變形すると營業上の効果を同じふせるものなり

當時此種の銀行は歐洲の各地方殊に外國貿易の盛なる地方に行はれゼノア銀行アムステルダム銀行は千六百九九年に漢堡銀行は千六百十九年に設立せられ各振替勘定を專業として營業したり而して其後各地方に於て貨幣制度を整理し特に銀行

を介して振替勘定を行ふの必要從來の如く緊切ならざるに至りしより是等の銀行は預托を受けたる資金を公衆に融通し資金の需給を媒介調和するの業務を掌りたりツグネル氏の所謂貨幣銀行(Geldbanken)より一轉して信用銀行(Kreditbanken)とされるものなり

此點に就てシャーリング氏曰く貨幣制度が漸次改良し適當のものとなれるに隨ひ特殊の銀行貨幣は漸次其意義を失ひ他の信用方便を利用して以て振替勘定を第二位に立たしむることゝなれり而して預金を爲したる者は直に其資金を取付くるの必要なかりしを以て銀行は之を他に貸付けたるが故に此時より銀行は預金銀行と(Depositenbanken)貸付銀行(Leihbanken)との兩資格を備へ信用機關として重きを爲す事となれり(Bankpolitik's)

然らば當時英國の銀行は如何なる状態に在りたるやを研究するに倫敦の商業家にして多少の資産を有し之を安全なる場所に預托せんと欲する者は何れも王室所領の造幣局に預入るゝの慣例なりしに千六百三十八年の頃王室の財政窮乏したる際、此預金を濫費して所有者に支拂を停止したる爲め頓に信用を失墜し其以後は倫

敦の金匠、造幣局に代りて公衆より資金の預托を受け之に對して證券(Goldsmiths' notes)を發行し此證券は其信用の程度に應じて市場に流通したり而して其信用程度高く廣く世間に流通するときは之を手にしたる者は直に金匠に對して正貨を取付くるの必要なく之を他人に譲渡し自由に通貨として使用するを以て金匠の方に於ても常に預托されたる貨幣の全額を庫中に保存するを要せず準備金として一部を保存し他は資金の必要ある所に向つて融通し以て手形の割引貸付に供したること今日の銀行營業法と異なる所なし即ち倫敦の金匠は純然たる預金制度を基礎とせる銀行業務を營みたるものにして普通の銀行も漸次起り金匠と相併んで同一の營業を爲せり然るに千六百九十四年政府が英蘭銀行の創立を許可せるの際、同銀行は政府より無記名式一覽拂の約束手形即ち銀行紙幣發行の許可を得たると同時に政府は英蘭銀行をして此特典を獨占せしむるの目的を以て普通銀行の約束手形發行に種々の制限を加へたる爲め英蘭銀行は預金並に紙幣發行の兩法に依て營業資金を吸收するの便宜を備ふるにも拘はらず他の銀行は預金のみを依頼せざる可からざることとなり大に普通銀行をして預金制度に重を置かしむるの結果を生じ千七百七

十二年の頃より倫敦銀行業者は預金に對して發行する證券の流通を容易にする爲め一種の便法を案出し銀行が預金を受取り之を帳簿に記入すると同時に一定の書式に據りて調製せる帳簿を預主に交付し預主は此書面に所要の金額を記載し他へ交付して自由に之を流通せしめ又現金を要する者は此書面を提出し銀行に就て支拂を求むることゝしたり即ち今日小切手制度と稱し預金に對して發行する證券の流通を便宜にするの必要より從來の制度に一步を進めたるものなり

即ち歴史上より見るに銀行は初め貨幣流通の不便を除く爲めに正貨の預托を受け之に對して振替勘定を行ひ又は預證書を發行して世間に流通せしめたる一方には正貨の取付に應ずるに必要な高を除き残額を他に融通せるを以て茲に預金並に貸付の業務を行ふことゝなれるものなり此外當時の銀行は何れも外國貿易の中心に設立せられたるを以て外國爲替の業務を行ひ又他人の資金を保管するの點より貯蓄金を取扱ふの機關ともなれるが如く當時銀行の職務とする所は多岐多端に涉れるが其後時勢の進歩と共に是等の業務の内にて重要視せられざるものあり又一種に分業として特別の機關に依て營むことゝなれるものあり貨幣引換の如き今

日に於ては銀行の職務として比較的重要なるものに非ず外國旅行者の集中する地方の銀行に於て之を行ふに過ぎず又旅行周旋業者に於て之を行ふことあり貯蓄の如き一般銀行と分離し貯蓄銀行なる特別機關に於て之を行ふ其他有價物の預托は保管會社に於て之を行ふが如くなれども此間に立ちて預金並に割引貸付の業務は銀行の營業と相離る可からざるの關係を有すること古今の歴史に依て明に證明する所なり

第三節 銀行の効益

銀行が前節に説明する如く預金、貸付、割引の業務を行ふときは經濟社會に如何なる効益を生ずるや項を分ちて説明す可し

(一)銀行は資金を活動せしむ 今日經濟社會の狀況を見るに産業の發達著しく生産物の高も亦甚だ多きを以て資金の供給を増加し之を事業に供用せしむること極めて必要なり銀行は直接に資金を増加するの効力を有せざれども其需給を調和するを以て自ら資金を活動せしむるの機關となり其運用の効力を増進す

(二)銀行は資金をして適當なる方面に放下せしむ 經濟社會には適當の道に放下せらる可き資金にして尙ほ放下の道を得ざるものあり所謂浮動資金(Floating capital)なるものにして新に貯蓄せられたる資金、一種の生産事業より他種の事業に移らんとする資金、事業より全く退かんとする人の資金、遺贈等に依て得たる資金の如き之に當るものなり銀行が斯る資金を收受して其貯藏所となり或る種類の事業を企て又は或る種類の貨物を需要して特に資金を要する人の手に之を移すの職務を盡すときは資金は自然之を管理するに最も適當なる人に依て運用せられ資金の用途を有利にして生産を奨励す

資金の運轉に關してバシオット氏の説明聞く可きものあり曰く經濟學者の説明する所に依れば資金は不利益なる事業を離れて利益ある事業に就くと云ふ普通の國に於ては此移動の行はるゝと甚だ緩漫にして人をして其然る所以を疑はしむるの事實なきを得ざれども英國に於ては手形仲買人又は銀行の帳簿を一見するときは直に其然る所以を認むるを得べし即ち手形仲買人は通例最も有利なる事業に關して振出されたる手形を所有すること多く不利益なる事業に關して振

出されたる手形を所有すること少なし即ち英國に於ては資金は恰も水が其平準點に歸するが如く其最も要せらるゝ所に就くの事實を證明するものなり

(三)銀行は商品の移動を自由にす 銀行が割引貸付の業務を行ひ生産者又は商品の需要者に對して資金を融通するの道を開くときは自ら各種商品の移動を自由にし適當なる時期を選んで取引するを得べしと雖も若しも斯る融通の道なきときは生産者又は商品の需要者は時期の如何又は方法の如何を問はず必ず商品を賣却して速に之を資金に換へざる可からざるを以て時に非常の不利益を被むるの恐あり銀行が資金の需要者と供給者との間に介在し信用ある者に融通の道を開くは全く斯る掛念を除くの効力ありとす

(四)銀行は遊資を利用す 商業を營む者は其個人たると會社たるとに論なく日々取引に要する資金の殘高にして永久に利殖の用に放下し難きものを所有することあり之を銀行に預入るときは個々格別に置きては生産上に効用なき資金を適當の用途に放下し小資本家の遊金を集めて大資本家の用に供せしむるを得即ち銀行は直接に資金を増加せざれども銀行の存在せざるときには全く死蔵せらる可き資金

を生産上に導き且つ適當なる人の運用に托する利益あり

(五)銀行は通貨の伸縮を自在にす 銀行は預金を收受し之を割引貸付に運用し以て資金の需給を調和するに止まらず資金の預主をして小切手を振出さしめ此小切手は其信用程度に應じて自由に市場に流通し通貨の用を爲すに至るを以て銀行は流通に便宜なる通貨を供給するの職務を盡す可し所謂銀行通貨(Bank Currency. Deposit Currency)の名稱あり又銀行に於て預金を貨幣に鑄造するの稱ある所以なり而して此銀行通貨たる最も伸縮自由の性質を有し通貨の必要なるときに膨脹すると共に其必要なきときに收縮するの作用あり其詳細は次章に於て説明す可し

或は斯る銀行の効益より推論して銀行は一國の貨財を増殖するの効力あるものなりとして大に其設立の多きを主張する者あれども銀行の作用如何に大なりと雖も決して無より有を生ずるの道理なし銀行の營業をして適法ならしむるには必ず特定の財産を基礎とせざる可からざること勿論にして此基礎を缺かんに銀行の營業は適法の性質を失ひ投機の性質を帯びざるを得ず銀行業の利益の由て來る所は銀行自ら起したる債務を他に融通するの一事にして債務の多きに隨て銀行の利

益も亦増加するの道理なれども斯る資金の融通を爲すに當り預主又は紙幣所有者の取付に應じて何時にても支拂に應ずるだけの正貨は必ず銀行の手に存し置くの必要あり是れ銀行の利益に對する第一の制限なり而して銀行が一旦預金又は發行紙幣を融通する以上は其融通の目的物たる財産を何時にても正貨に換へ以て不時の取付に應ず可き責任を負ふものなれば此責任を有する事實を顧みず又は資産の價格を見誤りて必要の際に正貨に換へ難きことあらんか銀行業は到底倒産損失の不幸を免かる可からず銀行が融通の目的物として所有する財産の性質如何を見て一國經濟界の安危を豫測するを得るの説ある所以なり隨て唯銀行の効益のみを見て妄に人爲の保護獎勵を施し其設立を促さんか資金を融通す可き目的物の資格は自ら低落するを以て結局銀行の營業をして不安の地位に立たしめざるを得ず一般經濟の事情より銀行の効益に對して生ずる第二の制限にして銀行業の經濟社會に及ぼす効益多しと雖も其程度に制限ある事を知らざる可からず

ラフリン氏曰く銀行の營業を適當のものたらしめんには必ず賣買の自由なる有價物即ち資産に基礎を置かざる可からず若しも基礎を茲に置かざるに於ては銀

行の營業は適當の範圍を逸し投機の性質を有するに終る可し (Principles of Money.

116)

銀行の性質を説明するに當り最後に注意を要するは銀行資本の性質是れなり銀行が資金を得るに當り紙幣發行に依ると預金に依るとを問はず其資金は銀行絕對の所有管理に歸するものにして其運用に就て債權者の束縛を被むることなきは勿論運用の實際に臨んで其何人より得たる資金なるやを區別する事なく單に一團の銀行資金として之を運用す是れ銀行が財産管理者と異なる所にして或は銀行附隨の業務として他人の財産を管理し殊に取引先より公債株券等の預托を受け其利子配當を取立るが如き場合あれども是等は銀行本來の業務に非ず

第二章 預金

第一節 當座預金の性質

銀行の預金は現代銀行營業上の慣例に據り(一)當座預金(二)定期預金(三)通知預金(四)貯蓄預金の四種に區別するを得べし

今日經濟社會の實際を見るに(イ)商業に従事する者にして自己の手元に現金を所有するも直に其用途を見出す能はざる者あり(ロ)自己の手元に所有する現金を支拂の用に供せんとするも尙ほ自ら之を計算するの煩勞を感ずる者あり(ハ)商業に従事すると他の業務に従事するとを問はず貯蓄の趣意にて剰し得たる資金を有利の事業に放下する爲め一時安全なる所に預托して相當の利殖を圖らんとする者あり銀行の預金は是等の人の必要に應ずるに最も適當なるものにして(イ)(ロ)の場合に在る者は當座預金又は通知預金を(ハ)の場合に在るものは定期預金又は貯蓄預金を利用して種々の便宜を受く可きなり

本節に於ては先づ當座預金より説明せんに銀行に當座預金を爲す者の目的は(第

一)資金を安全に保管せしめながら必要ある場合に之を引出し(第二)之に依て銀行と當座勘定を開き自己の債權債務は一切銀行をして之を決濟せしむるに在り思ふに日に幾多の商取引を行ひて金錢の受拂を爲す者は勿論多額の資金を取扱ふ者の内には一時取引先より受取りたる資金に對し直に用途を求め難き場合少なからず若しも此種の資金を其儘手元に置かんか毫も利殖の道なきに紛失其他の危険に對して一々注意豫防を加へざる可からずとすれば其手數煩勞一方ならざる可し故に斯る資金の保管を安全にし且つ必要の際に何時にても之を引出すを得るの道あれば商業家の如きは喜んで之に資金を預托するを辭せざる可し當座預金は此必要に應ずるものにして隨て銀行に資金を預托しながら尙ほ必要の際に自由に之を引出すの便利あり殊に今日銀行に當座預金を爲すときは自己の債權を銀行に托して取立てしめ之を預金に加へ又は自己の債務を預金の内より支拂はしむるを得るを以て商業の實際に當る者には大に取引を簡便にするの利益あり

當座預金は預金者に對して斯る利益あれども銀行の方より見るに本來預金として公衆の資金を吸收する目的は之を運用して利殖を收めんが爲めに外ならず然る

に今、當座預金の如き何時にても預金者に於て引出しの自由あるときは資金の全部を擧げて之を運用利殖の用に供する能はず必ず其一部を手元に置きて引出の準備に充てざる可からざるのみならず引出の度毎に要する手數に對しても償ふ所なる可からざるを以て通例當座預金に付する利子の歩合は銀行が其資金を運用する利率即ち貸付割引の歩合に比較して大に低歩に在るを原則とす殊に商業取引の活潑なる地方例へば紐育の組合銀行にては一日の預金殘高五千弗に達せざるときは利子を付せず英蘭銀行にても當座預金には特約なき限り利子を付せざる其上に預金の殘高五百磅以下に下るときは直に解約の手續に及び又獨逸帝國銀行、佛蘭西銀行等に於ても當座預金には一切利子を付せざる等預金者に對して不利益の條件を付するを常とす茲に於てか銀行營業上の一問題となるは當座預金に利子を付するの可否如何なり此問題は自ら當座預金に高歩の利子を付するの可否にも關係するを以て充分に其利害を研究せざる可からず固より此問題たる各國の經濟事情に依て解決す可きものにして簡單に之を定むる能はざれども試に學說上より其利害を論ぜんに當座預金に利子殊に高歩の利子を付するときは預金に依て吸收する營業

資金を増加し且つ銀行に預け置く期間を長くするの利益あり換言すれば無利子又は低歩の利子の場合には銀行は取引先に於て日常の支拂に充てらるゝか又は一時用途なき資金の預托を受くるに止まれども利付殊に高歩の利付とすれば多少利殖の考を以て預入るゝ者あると同時に他に一層有利なる利殖の方法を見出さるゝる限りは引續き銀行に預け置くを以て預金は確實なる性質を有し銀行は之を營業資金とするを得即ち無利子の場合には當座預金は日常支拂の殘高に止まれども利付とする場合には此以外に確實の性質を有する預金を吸收するを得るなり

シャールング氏は當座預金に利子を付するの可なるを論じ其論據として左の如き説を立てたり曰く銀行に資金を預入れたる者が之を引出すは他に支拂の用に供するか又は一層利益ある用途を見出したるが爲めなり故に銀行にて預金に利子を付するときは第二の目的より來る預金の引出を制するを得るは勿論にして利子の歩合高きに隨て之を引出す者自ら少なきを以て銀行は安んじて營業上に運用するを得べし銀行は成る可く預金の利子歩合を高くし貸付割引の歩合に對して些細なる差を設け此差にて多額の預金を運用すること無利子の場合に多額

の準備金を置くの必要より預金の大部分を營業上に運用する能はざるよりも遙に利益する所多かる可し(Bankpolitik. 44-45)

然れども一方より考ふるに銀行にして預金に利子を付するときは勢、其殘高を運用するに當り預金利子に加ふるに銀行自身の得べき商業上の利益を回收するに足るの道を求むると必要となるを以て其利殖は銀行に取りて隨意の事柄に非ず必要缺く可からざるものとなり銀行は單に資本放下の安全のみに着眼して利殖の道を求めず多少の危険を冒しても高歩の利子を貪らんとするに至る可し不景氣又は金融逼迫の際に平生預金に高歩の利子を付する銀行が屢々其安全を危まれ之が爲めに却て取付を促して破綻を招く所以なり

此點に關して英蘭銀行總裁ウエグニリン氏(Weguelin)が千八百五十七年の恐慌調査委員會に於て述べたる所最も價值あるを以て左に譯載す

英蘭銀行に於ては常に銀行の適當なる職務は其取引先が日常の支拂又は事業上急劇の需要に應ず可き現金並に尙ほ放資の手段に出でざる預金を放下するに在りと信じて營業を行へり隨て營業上、一部銀行の制度と反對する所あり即ち是等

の銀行たる預金に對して相當の利子を付して多額の資金を吸收せんと勉むるの結果、銀行は取引先の代理人となりて資金を放下利殖するの地位に立てり換言すれば是等の銀行の取引先は自ら資金を放下せざれども銀行の運用する利率より稍々低き利殖を得、銀行をして資本金放下の業務を行はしむ今、此制度を英蘭銀行に應用すれば如何と云ふに大に公共の利益を傷くるの恐あり即ち英蘭銀行にして此制度を取るときは自然其準備金を今日よりも緊密に運用し高利の證券に放下せざる可からざるのみならず英蘭銀行の預金の内にて政府預金は財政計畫の進行に依て増減の變、極まりなく又他の普通預金は重に市中の諸銀行より受入るゝものにして是等の預金たる諸銀行の營業上に必要なる資金なるを以て政府預金と同じく共に緊密なる運用を許す可からず殊に英蘭銀行が多額の預金を托せらるゝは事業の景況資金放下の不可なるの時なるを以て銀行に於ても同じく利殖に苦しむ時ならざるを得ず

故に一國の商業發達し小切手の流通盛にして當座預金に利子を付せざるも之に對して小切手を振出し以て支拂の方法に供用する爲めに預金を爲す者多き場合に

は特に之を利付とするの必要なければども事情の全く異なる國に於ては利付とする必要ある可し然も其利率は最上等の手形に對する割引歩合を標準として之より低歩に置くこと銀行の營業を安全確實にする爲めに極めて必要なる可し

英蘭銀行は前記の如く當座預金に對して一切利子を付せざるの例なるが千八百九十年に至り遂に此制度に改正を加へ特別の例を開くことゝなれり何故に舊來の制度を改むるに至れるやと云ふに同年の恐慌に際し金融市場に於ける英蘭銀行の勢力は案外薄弱にして其勢力を以て恐慌を抑制する能はざりしのみか市中諸銀行の營業方針をも左右する能はざりしより斯く勢力を減じたるは全く英蘭銀行が當座預金を輕視したるの結果なりとの説行はれ當時の總裁リッダーデル氏は利子を付して平生より當座預金を吸収するの必要を認めハムプシャイヤの市會と契約し其預金に對して總て相當の利子を付することゝし次で印度事務局の預金にも同様の手續に及びたるが其後總裁交迭し此事は廣く行はれず隨て英蘭銀行が當座預金に利子を付するの可否は未だ實際問題として研究に上らざるが如し

預金は如何なる原因より生ずるや之を二種に分つを得

(一)預金は現金を所有する者が之を銀行に移すに依て生ずる場合あり此場合には銀行は受取りたる金額に相當するだけの信用を預金者に與ふ、現金を授受して取引を決済するの習慣、盛なる地方に於ては主として此方法に依るを常とす

(二)然れども今日、英米兩國の如き商業上の信用發達したる國に於ては預金は必ずしも現金を銀行に預入るゝの方法のみにて生ずるに非ず寧ろ商業の繁昌せる地方に於ける銀行の預金は多く割引貸付の取引に關聯して生ず蓋し銀行と取引の關係ある者が手形の割引を請求し又は資金の融通を受くる場合に現金にて之を受取るものと銀行より融通を受けたる資金を其儘銀行に預入れ必要の際小切手を振出すものと二種の方法あり地方に於ては支拂の金額も小にして工場其他に於て小額の貸銀を支拂ふの必要に基き且つ銀行が所在地の附近にあること稀れなるを以て銀行の取引先は現金にて手形代金等を受取ること便利なれども市中銀行の取引先に至ては全く之と事情を異にし融通を受けたる金額を銀行の預金とし之に對して適宜、小切手を振出して支拂の方便とすること便利なり商業の盛なる地方に於ては此第二種の原因より生ずる預金が第一種の原因より生ずるものに比較して遙に多き

を見るの常なり茲に於てか銀行の營業上注目す可き一事實を生ず即ち銀行の貸付割引と預金の高とが概して符合し其金額が同一の方向に變動するの一事なり即ち前に述べたるが如く貸付割引に依て融通を受けたる者が資金を預金に振替ふるときは預金の増加したるだけ貸付割引の高も増加す可し又銀行が割引手形の代金を取立て又は貸付金を取立つる場合に現金を以てせず小切手を以て之に充つるときは預金の減少するだけ貸付割引も亦減少するの道理なり此事實は通例世間に顧みられざるが如くなれども銀行の營業上重要な關係ある點にして又商業繁昌し銀行に當座勘定を開き小切手を利用して貸借を決済する場合には必ず此事實を生ずるものなり

Dunbar—Theory and History of Banking 49. 解説八一頁以下参照

第二節 小切手制度

前節に論じたるが如く當座預金の利子は極めて低歩なるか又は無利息なるを定則とするものなるを以て當座預金として資金を銀行に預入れたる者は之に依て世

間普通の利殖を收むる能はざること勿論なり然らば當座預金の主たる目的は單に資金の保管を安全にするの一事に止まるやと云ふに決して然らず保管の安全を得るは寧ろ當座預金の従たる目的にして其主たる目的は今日商業社會の慣例として銀行の當座預金を利用し之に依て債務支拂の用を爲さしむるの一事に在りと云ふを得べし

當座預金を利用して債務支拂の用に供せしむるとは如何なる事を云ふや元來當座預金の預主は銀行に對して預金額に相當する債權を有する者なるが故に直に現金を以て之を引出すを得るのみならず銀行に宛て、小切手を振出すの自由あり小切手は預金者が銀行に預金の支拂を命令する書面にして自己が銀行に對して有する債權を他人に讓渡すの効力あり隨て小切手を受取りたる者は銀行に就て額面金額の支拂を受くるは勿論若しも自己が其銀行と預金の勘定を開き居らんには直に現金と同様之を自己の預金に振替ふるを得べく其結果小切手の作用に依て振出人が銀行に有する債權は他人に移り現金を授受したると同様の効果を生ずるものなり當座預金を利用して債務を支拂ふは此作用に出づるものにして日常取引の繁劇

なる商人に取りては取引の度毎に一々現金を勘定して交付するが如き煩雜に堪へ難きが上に違算を生ずるの掛念あり一片の小切手を振出し之を授受して取引を決済する簡便なる方法の行はるゝ所以なり故に小切手の便益を約言すれば左の如し

- (一) 小切手は債務者が支拂を要する金額に相當する高に應じ適宜に振出すを得
- (二) 小切手は一定の形式を備へたる紙片に氏名金額月日署名等を記入するときは直に支拂の方便として効力あるを以て紙幣を勘定して支拂に充つるより簡便にして違算を生ずることなし

(三) 輕量なるを以て紙幣通貨よりも運搬流通に便利あり

(四) 紛失したる時に之が爲めに生ずる損失を豫防するの道あり

小切手の流通に關し斯る事實に注意して最も詳細なる説明を下したるはアレキサンダー・ハミルトンにして千七百九十年公にしたる銀行報告に據るに左の一節あり

銀行が貸付割引の取引を爲すや銀行は取引先に信用を與へ紙幣又は通貨を以て隨時其支拂に應ずれども多くの場合に於て斯る種類の支拂起らざることあり即

ち預金者は小切手を振出して之を支拂に供用する爲めに他に交付し之を受取りたる者も亦他に交付し轉轉する間に小切手は全く通貨たるの用を爲し銀行に對する支拂に使用せられて始めて其作用を止む (Report on National Bank, 1790.2.)

預金の引出に關聯して小切手に就て特に注意を要する二三の點に就て述ぶる所ある可し

小切手は一覽拂にして受取人は速に銀行に就て支拂を求むるを原則とす英米法にては相當の期間に支拂を求む可きを規定すれども國に依りては呈示期間を一定するものあり我國の如き其一例なり

小切手を區別して持參人拂指圖人拂横線の三種とす横線小切手は持參人拂又は指圖人拂小切手の支拂に伴ふて生ずる詐欺の行爲を防ぐの趣意より案出せられたるものにして一般横線特別横線の二種あり即ち小切手の一面に單に二線を引きたるは一般横線にして此場合には受取人は一旦平生自己の取引する銀行に持參して取立を依頼せざれば金額を受取る能はず又其線内に特に銀行の名を記載すれば特別横線にして特定の銀行に依らざれば取立の道なきなり此特別横線の方法は英國

に盛に行はるゝものにして千八百五十四年の法律を以て之に關する規定を設けたり而して其後千八百七十五年横線小切手が受取人の手より竊取せられて情を知らざる者の手に移りたる場合には現所有者に於て求償の權利を有せずとの判決ありたる爲め此危険を防がんが爲め禁讓渡横線小切手("not negotiable" Crossing)を振出すの風を生じたり

小切手の横線は其振出人並に受取人に於て爲すを得るは勿論、受取人に於て一般横線を特別横線に改め又特別横線の場合に取立を托されたる銀行に於て更に他の銀行に取立を托する爲め其銀行をも特定するを得

米國には普通小切手の外に保證小切手(Certified check)なるものあり元來小切手は預金者より銀行に對して振出す支拂命令書にして銀行に於て支拂の約束を爲したるものに非ず固より銀行が預金者の預托したる資金即ち預金を有する限りは小切手支拂の責に當らざる可からざると雖も尙ほ一時の錯誤又は準備金缺乏の爲めに此支拂を拒絶することなきを保し難し此場合に小切手の振出人は支拂請求の當時預金の存したるに銀行が支拂を拒絶して小切手の名譽を害したるを理由として銀行

に求償するを得れども小切手の所有者には毫も訴權を生ずることなし又預金者が小切手を振出したる當時既に預金皆無となり居れるか又は振出の時より支拂請求の間に預金消滅せる場合には小切手は當然其支拂を得る能はず是等は何れも小切手の流通を不確實にするの事情なるを以て之を除くには支拂請求の前に小切手を銀行に呈示して支拂の保證を求め銀行は其請求に應じて手形の裏面に保證又は同一の意味を表示する文字を記入するときは銀行は支拂請求の際必ず之に應ず可き義務を負ふこととなり小切手は銀行が發行したる紙幣又は約束手形と其性質を同じふするに至るのみならず銀行は右の保證を爲すと同時に其支拂に充つる爲めに小切手の金額に相當する預金を特定し此支拂の資金は振出人破産の際破産財團に編入せらるゝことなし小切手の流通を安全するの必要より小切手保證の行はるゝ所以なれども唯之に伴ふ弊害は銀行に於て其保證を濫用するの結果、保證の効能を没却するの一事に在り此弊害を絶つ爲めに千八百七十九年三月の條例にて小切手の支拂資金に相當する預金の存せざる場合には銀行に於て保證を與ふる能はざるの規定を設け此規定に反きたる銀行には營業停止の制裁を加ふることとしたれど

も實際に預金者に對する好意上、預金の存せざるにも拘はず保證を與へて投機を誘導するの弊害を見ると云ふ

ノックス氏の米國銀行史に左の如き記事あり

小切手の保證は紐育に於て國立銀行の組織又は手形交換所の創立以前より銀行間に行はれたる慣例にして其目的は保證の小切手に對する責任を銀行に負はしめ以て流通の効力並に信用を増進せしめんとするに在り而して預金者の當座勘定に餘りあるときは特別の資金として保證小切手の金額に相當する分を特選し其支拂に充つること一般の慣例なれども銀行に於て小切手振出の當時之に對する資金の存せざるにも拘はず之を保證する爲めに屢々此便法を濫用するの端を開きたり即ち銀行は一時預金者に信用を與へ後日の決濟を待つものにして銀行に利益あると共に投機を營む者を利すること少なからず例へば株式仲買人に就て云はん保證小切手にて株式を買ひ之を他に轉賣するか又は抵當として資金を借入れて以て小切手の支拂に充て其間に一時を融通するが如し現に千八百八十四年ウオールストリートナショナル銀行が破産したる際、其原因を調査した

るに同地の株式仲買人に對し預金の存在せざるに二十萬弗の小切手の支拂を保證し其取付に接したる一事の如き保證の濫用最も著しき實例なり(Knox-History of Banking in U.S. 184-85)

獨逸に於ては預金の存在せざるにも拘はず銀行に於て其小切手を引受くるの行爲を指して信用保證(BlankoKredit)と稱す例へば薄資者の技倆に信用を置き之に資金を融通するの便宜を與ふる趣意に出づる場合の如き之に當るものにして相當の利益あるのみならず此方法に依て蘇格蘭の保證貸付と同一の効果を有せしめんとの説あれども未だ社會に勢力なしバルグレーツ氏之を評して曰く信用保證の性質は濫用に傾き易きの恐あり全躰より見るに商業上の機關に於て必要缺く可からざるには非ざれども尙ほ有用のものたるを失はず(Dictionary of Political Economy, vol. I, 156)

前項に論ずるが如く小切手にして支拂の保證を受くるときは其信用を増進するの道理なれども通例商業を營み小切手を振出す者は自己が銀行に有する預金の殘額あり又其殘額を限りて小切手を振出すの習慣なるを以て信用ある人の振出した

る小切手は一般に流通し裏書に依て輾轉するを常とす然れども小切手の特質として其流通の期間短く流通の範圍も銀行の所在地に於て銀行に取引を有し且つ之に接近する人の間に限らる即ち小切手は少數の人の間に流通するに止まるなり何となれば小切手を受取る者は其振出人は必ず銀行に對して小切手額面の金額を引出すの權利を有するの事實を信用するを必要とすればなり又小切手面の金額は之を振出すに至りたる取引の金額に依て定まるを以て流通して再び他の取引を決済せんとするも取引の金額に異同ありて其目的を達する能はず隨て銀行に就て一度現金を取立つるか或は他の勘定に振替ふるの必要ある可し

當座預金は資金の保管を安全にし且つ債務の支拂に供用するの利益と便宜とを備ふること以上の如くなるを以て經濟社會の進歩と共に其流行を見る可きは勿論なれども尙ほ此風を一般に普及するに就ては種々の困難あり例へば英米兩國と歐洲大陸諸國とを比較するに商業機關の設備又は其發達の程度に著しき相違なきにも拘はらず預金制度を利用するの一點に至ては双方に非常の差違あり

此事實を證明する爲め各國中央銀行に於ける貸付割引預金並に紙幣發行高に關

する統計を見るに左の如し(千九百三年八月末現在)

	貸付割引	預金	紙幣發行
英蘭銀行	四五、六〇七	五一、九七一	二九、三四二
佛蘭西銀行	二六、七〇〇	三四、二〇〇	一五五、九〇〇
白耳義銀行	一七、四〇二	二、〇〇四	二二、二五三
和蘭銀行	九、三六三	九八七	一七六七四
獨逸帝國銀行	三八、七七一	二五、七四五	五三、六七七
紐育諸銀行	一六二、九七六	一七八、八六四	四、一一一

パチオット氏は斯く大陸諸國に於て預金制度の發達せざる原因を以て諸國に一時革命變亂、踵を接して起り又外國より屢々侵襲せられて内國の風紀も紊亂し銀行は常に支拂を停止して人民をして充分なる信用を銀行に置かしむる能はず人民は正貨を授受貯藏するを好み紙幣の發行すら完全に行ふを得ざりしが故に之より一步を進めたる預金制度の發達を得るの機會なきに外ならざりしものなりと説明し(Lombard Street, 90)マンバー氏は此原因を以て英米兩國の人民と大陸諸國の人民との

間に性格を異にし前者は其習慣として他人より現金を受取るや之を通貨として手元に保存するを避け直に銀行に預入れ極めて小額の支拂の外は一切小切手を以てするの風習あるに反し佛蘭西獨逸にては大都會の商業家にも尙ほ店舗に鞏固なる金庫を備へ現金を銀行に預入れずして手元に所有する者多きの事實に歸したり (History and Theory of Banking, 49. 解説八二頁以下参照) 兩説共に取る可き所あり而して斯る國民の性格又は國の社會上の状態を外にして他に一般に預金制度の發達に關係する幾多の事情なきに非ず即ち一地方が人口繁殖して交通の便利を備へ純然たる都會を成せるや否や商工業を以て經濟の基礎とするの結果農業を基礎とするものと比較して資金の運轉活潑頻繁なるや否や支店制度の銀行發達し人民は直に銀行本支店に赴きて之を利用するを得るや否や是等の事實如何に依て一國又は一地方に預金制度の發達を促すことある可く又之を妨ぐる可きなり

然れども大體より云へば當初紙幣發行に依頼したる銀行が預金に依頼するに至るは銀行營業の發達する自然の順序にして世間に於て一般に銀行に信用を置き己れの受取りたる紙幣を預金として銀行へ預入れ小切手を以て其預金を引出し又は

小切手を通貨の用に代ふるに至らんには預金を基礎とする銀行は必ず勃興し紙幣と比較して預金を營業上に重を爲すに至らしむること疑を容る可からず

當座預金に依て得たる資金は銀行に於て之を營業上の資金に供用し又預金者は安全に資金を保管して利殖を收め且つ支拂の方便に利用するを得て双方に利益を與ふること前論に依て殆ど明瞭なる可し而して一般經濟上に利益する所を列擧するに左の如し

(一) 個人の手元に留まりては到底生産の用を爲さざる資金を集めて之を生産の用に供し (二) 小切手の使用に依て貨幣の用途を節約するの外殊に一國預金制度の發達するに隨ひ著明の事實として認む可きは (三) 一國に於ける通貨の需要と供給とを調和するの一事なり蓋し政府が本位貨幣の自由鑄造を認むるときは貨幣の供給不足して需要に應ずるに足らざらんか地金は續々造幣局に輸納せられ貨幣に鑄造せられて其不足を補ふに至ること貨幣制度の一原則なれども一國に常に斯る必要に應ず可き地金を求むるを得るや否や時としては之を外國市場に求めざる可からざる場合ある可し然るに一國經濟社會に於ける貨幣の需要は常に増減して止むことを

く例へば海外諸國に於ては貨銀を一週間毎に支拂ふの習慣あるが故に土曜日の夜より一週の始めに貨幣の需要を増加し兩三日後貨銀を受取りたる者が之を消費し漸く銀行の手元に回収せらるゝに隨て舊に復するが如き又一箇月の終りには給料の支拂各家庭に於ける計算の爲めに同様の變動を來すが如き又例年農産物收穫の際に著しき變動を生ずるが如き何れも此適例なり唯貨銀給料の支拂は頗る小額なると又農業社會は平生銀行と取引上の關係を見るに至らざるとの爲めに斯る事情より生ずる貨幣需要の變動は政府に於て補助銀貨の鑄造高を増加し又は紙幣發行銀行に於て紙幣の發行高を増加し以て其需要に應ずるを得べく又斯くするを適當と云はざる可からず然れども會社の利益配當其他定期に於ける商業上の取引の如き其金額甚だ多く之を決済するに貨幣又は紙幣を以てするときは頗る煩雜に涉るのみならず多額の取引に對して一時遽に貨幣の供給を増加し紙幣を増發するは經濟上甚だ困難なるを以て斯る場合には勢銀行の信用を利用し預金を通貨に代用して以て一時の急要に應せしめざる可からざるなり

第三節 振替勘定

商業上常に取引の關係ある者が同一の銀行に對して預金勘定を開けるときには貸借を決済するに現金を以てせず債務者は自己の預金の内より債務に相當する金額を債權者の預金に移す可きことを銀行に依頼すれば双方の貸借は全く銀行の帳簿上にて決済するを得振替勘定なるもの即ち是れなり振替勘定の方法起れるは甚だ古代に屬す蓋し貨幣を安全に貯藏し之を實際に動かさずして貸借の關係を決済せんとするは自然の情にして少なくとも貨幣を預托するを得るの信用にして發達せんか直に振替勘定の起るを常とす十六世紀以後伊太利に於て通商貿易發達したるにも拘はらず貨幣制度の紊亂甚だしく安んじて貨幣を授受するを得ざるより振替勘定を目的とする銀行は各地方に設立せられ取引の關係ある者は豫め貨幣を銀行に預入れ双方の振替勘定に依て貸借を決済し之に依て價格の一定せる交換媒介物を得たること頗る著明の事實なり唯其後各國に於て貨幣制度を整理して舊時の態を改め貨幣の亂雜なるより生ずる損失不便を避けたる爲め振替勘定を開くの必

要消滅したると一方に小切手を以て預金を引出し又は他に振替ふるの便宜自由を得たるとの爲め振替勘定を専務とする銀行は次第に跡を絶ち僅に漢堡に於て一銀行が千八百七十三年まで貨幣制度に關聯せる特殊の事情より營業を繼續したるの事例あるのみ

但し同一銀行に預金を有する者の間に振替勘定を以て貸借を決済するは小切手に依て振替を爲すよりも簡便なるを以て獨逸帝國銀行の如き營業の一分科として此業務を行ひ且つ銀行本支店の間に振替勘定を爲すを得るを以て一種の送金法に代用せらるゝなり

第四節 定期預金並に其他の預金

定期預金は當座預金と異なり銀行に於て契約に定めたる期限に到達したる際預金者の引出に應ず可き約束を以て預托を受くるものなるが故に其期間は銀行に於て別に支拂準備を爲すに及ばず預金の全額を他に運用するを得べし隨て定期預金の利子が貸付割引の歩合と比較して著しき相違なきは當然にして預金の金額多く

其期限の長きに隨て双方の差は益々減少し定期預金に高歩の利子を付するを定則とす斯く其利子の高きときは銀行に資金を預托して極めて安全に利殖の目的を達するを得るを以て此點より預金を爲す者あるは勿論にして試に預金者の種類を區別すれば大畧左の如くなる可し

- (一) 獨立して運用するには小額なる資金を有する人
- (二) 資金を有するも之を放下するに經驗なき人
- (三) 有價證券に放下して其相場の變動を恐るゝ人

の如きは何れも銀行に預金を爲す可し蓋し資金を放下して之を利殖するは容易の業と云ふ可からず或る事業を發起するが如き之に充分なる經驗あり又之を經營するの時間餘暇を有する人にして始めて行はる可く到底一般の人に望む能はず有價證券を買入るゝが如き普通の放資法なれども尙ほ此場合に於ても有價證券の時價より實際の利殖率即ち利廻りを算出し如何なる程度まで元利金の支拂又は相場の變動に於て確實なるや詳細の事情を確むるの煩勞あり寧ろ銀行に定期預金を爲して確實に利殖するを好む者多き道理なり

銀行の營業上に於ても當座預金と定期預金とを區別するの必要あり即ち當座預金は回収運轉の頻繁なる資金例へば小賣商人の商品買入賃銀給料の定期支拂工業に要する原料品の買入、家庭に於ける雜費支拂其他商業家が日々支拂ふ可き金額の殘高を以て充てらるゝに反し定期預金は貯蓄の性質を有する資金より成るを以て銀行に於ても安んじて定期の性質ある方法に運用するを得

通知預金は預金を引出すに當り一定の期日を定め前以て銀行へ引出の通知を爲すものなり

貯蓄預金とは我國の銀行業に於ける特別當座預金又は小口當座預金に當るものなり當座預金と稱するも之に對して小切手を振出すを得ず預金の出入共に通帳を以てす普通の當座預金と異なり商業上の取引には關係なく寧ろ公衆の貯蓄金を收受するが故に其出入頻繁ならず銀行に於ても當座預金よりも高歩の利子を付するを原則とす但し一回預入の金額を成る可く高度に制限し置かざるときは細民の貯蓄金を一般預金銀行の營業資金に供用し普通銀行と貯蓄銀行なる特別の機關とを區別するの趣意を没却するに至る可し

保管預又は保護預に就て説明せんに銀行は其業體より鞏固堅牢にして且つ火災に安全なる金庫を所有し夜番を置きて盜難を防ぎ其他の天災等にも出來得る限り豫防の道を盡す可きを以て之に有價物を預托するときは最も安全に保管の任に當る可し殊に今日保管預の便益を受くること最も多きは會社の株式債券の類にして商業上の中心地に在りて最も盛に此種の業務を爲す銀行は預主の爲に特別の函を設け鍵を交付し其出入を便にす普通の預金と獨立して特に此業務を必要とする理由は預金にては銀行は預金として受取りたると同一の貨幣を預金者に交付するの必要なく唯同額の貨幣を引渡せば足る又貨幣又は即時に一定の債權を取立て得る信用證券の外は預金の目的とするを得ず有價物を所有する者にして預金として銀行に保管を托せんとするには之を賣却せざる可からざるの不便を見るを以てなり歐洲諸國殊に獨逸諸銀行の實例を見るに保管預に二種の方法あり第一は閉鎖保管 (Geschlossenes Depot) 第二は公開保管 (Offenes Depot) 是れなり

閉鎖保管とは有價證券の類を封印し銀行をして保管の任に當らしむるものにして銀行は單に現状の儘にて保管するの責を盡すに止まれども公開保管の場合には

銀行は單に預托せられたる有價證券の保管に任ずるのみならず其證券に對する利子配當金を受取り又は元金の償還を受け預金者にして當座勘定を開けるときは之を其内に繰入れ預金者の爲めに有價證券に關する種々の手續を取るものなり故に繁忙なる商業社會に在りては商業家自身有價證券を所有して之を取扱ふよりも其取扱を銀行に托すること甚だ便利なれども唯此方法に於て危険なるは銀行が預主を瞞着し預托せられたる有價證券を費消融通するの一事にして獨逸に於ては千八百九十一年各地方の銀行破産の際此危険を實驗したるより千八百九十六年七月の法律を以て銀行をして公開保管を托せられたる有價證券の番號を届出でしむることゝしたり

第五節 取立並に支拂

當座預金の制度と關聯して銀行の一業務となれるは取立並に支拂と稱し銀行が取引先に代りて債權の取立又は債務の支拂を司ることは是れなり

今日の如く手形の流通盛に行はるゝ場合には其小切手たると約束手形たると或

は爲替手形たるとを問はず手廣く商取引を營む者が他より現金の代りとして手形を受取ること少なしとせず而して一々宛先に就て其支拂を求めんか其手續甚だ煩雜にして非常の手續を要するを以て平生自己の取引する銀行に手形を交付し銀行が例へば割引等に依て所有する手形と共に宛先に就て取立てしむるの慣例を生じたり

然れども取立に關し手形の種類に依て注意を要するは要求拂の手形と定期拂の手形との區別是れなり要求拂の手形とは宛先に就て即時に支拂を要求するを得るもの、定期拂の手形とは手形に記入したる期限を経て始めて支拂を請求するを得るものにして要求拂手形は取立の爲め銀行が其所有者より受取りたる際に現金と同様に看做し預金の内に繰入るれども定期拂の手形に至ては期限の到達まで銀行に於て之を保管し期限到達して手形の金額を取立てざる限りは預金に繰入るゝことなし

手形の支拂地に依て區別するときは當所拂即ち銀行所在地に於て支拂を要求するものと他所拂即ち所在地以外に於て支拂を要求する者とあり所在地以外に於て

手形を取立するには如何なる方法を取るやと云ふに元來銀行は全國各地方殊に取引の關係を生ず可き地方の銀行と特約し之を自行のコレスポンデントとするを通例とす故に他所拂の手形を受取りたるときは銀行は地方のコレスポンデントに送付し代金の取立を依頼す或は銀行にして各地方に支店を有する場合には其地方にコレスポンデントを設くるの必要なければども支店なるものは銀行營業の擴張を目的として設立せらるゝ機關にして設立後は自然手形の取立を爲すの機關となれども固より附隨の業務たるに止まり支店設立に依て充分營業を擴張するの望なきときは之を設立せず隨てコレスポンデントを置くの必要生ずるなり斯く他所拂の手形は一々其宛先の地方に於ける支店又はコレスポンデントに送付する必要があるのみならず定期拂の手形に至ては保管の手數をも要するを以て取立の爲めに手數料を徴收すること至當なれども英國の如き銀行に依ては當座預金に利子を付せざる代りに手數料をも徴收せず蘇格蘭の如き一方に利子を付する代りに一方より手數料を徴收し米國の如き平生預金者の有する預金殘高の多寡に依て其徴收を加減するものあり

次に支拂に就て述べんに是亦預金制度に關聯して生ずるものにして隨て銀行が支拂の業務を行ふは預金者の振出したる小切手約束手形又は其引受けたる爲替手形の金額を支拂ふ場合極めて多し而して其支拂と同時に預金者が銀行に有する預金より支拂の金額を控除するの例なるを以て銀行に當座預金を有する者は單に小切手を振出して支拂の用に供するを得るのみならず自己の振出したる約束手形又は引受けたる爲替手形に取引銀行を支拂先とする旨を記載すれば一々自己の手元に於て支拂を爲さずとも銀行に於て當座預金より支拂高を扣除して支拂の手數を取らるものなり

第六節 手形交換所

前節に論ずるが如く銀行が業務の一種として手形小切手に關する債權の取立並に其債務の支拂に任ずるときは手形の債權者は手形並に小切手に關する取立支拂を簡便にして非常の便益を得ること勿論なれども之と同時に其取立を托せられたる銀行は一々振宛先へ之を呈示して代金を取立てざる可からず初めは各銀行とも

書記をして一々手形、小切手を振宛先の銀行へ持参せしめ其代金を受取らしめたるものなれども斯くては途中盗難の危険あり又一々振宛先銀行に行きて取立を爲すは時間と手數とを要すること少なしとせず又振宛てられたる銀行の方より見るときは自行に對して支拂を求め來る分には相當の準備金を置くの必要あり各銀行共に煩雜なる手數を免かれざるを以て手形の流通盛なる地方の銀行は互に一所に會合して各自の有する手形類を交換し双方の債權と債務とを相殺し其差額のみを受渡すの方法を行ふに至れり所謂手形交換所の制度にして一定の銀行が日々の取引より生ずる貸借關係を簡易に決済するの機關として銀行の營業上に非常の効果を與へたり即ち利益の重なるものを數ふれば

- (一) 各銀行に對して手形の取立支拂に關する手續を簡略にせしめ
 - (二) 之が爲めに手形小切手の受渡に要する通貨を節約し
 - (三) 銀行各自の準備金に餘裕を生ぜしめ
 - (四) 銀行營業の狀態を知るの統計を蒐集するに便宜を備ふる等
- 其著明なるものなり

然るに近年銀行制度の發達と共に交換所の職務も亦自ら其面目を異にし右に掲げたる職務の外に新に別種の職務を行ふもの多し即ち米國東部諸州の手形交換所の如き此適例にして第二種の職務として

(イ) 組合銀行相互に規約を設けて營業上細大の事項例へば手形取立手數料、預金利息等を協議決定し

(ロ) 銀行各自の營業上に助力を致し

(ハ) 恐慌等に際し交換所貸付證券なるものを發行し交換所の信用を利用して一時資金の要求に應ずる等を其職務とするに至れり隨て銀行相互に監督を加ふる爲めに互に督勵して信用を重んずるの風を爲し恐慌等に臨んで銀行營業の共同作用を見るを得るは勿論、手形交換所にて預金利息取立手數料等を一定するの結果、銀行營業の方針を統一するの利益を生ずるに至れり

交換の手續は各國共に大概同様にして其要點を擧ぐれば組合に屬する銀行は毎日定期(紐育は午前十時、倫敦は午前午後二回)に交換所へ二名の書記を出頭せしめ一名の書記は自行に於て他行より取立つ可き手形を交換所へ持参し夫れ々各行の

書記に之を配付するの職務を取るなり即ち各行の書記が一通り持参したる手形の配付を終るときは他行の書記の手元に於て自行の取立つ可き手形の金額と支拂ふ可き手形の金額とを知るを得るを以て各其差額を交換所支配人へ届出づるなり而して交換所支配人は双方の届出に依て各行の債權債務の差額を確め又其差額を徴收分配するの職務を取る但し此差額の受渡を行ふに當り紐育其他米國の手形交換所と英吉利佛蘭西獨逸諸國の交換所との間に著しき相違あり即ち英佛獨諸國に於ては交換所は何れも中央銀行の本支店を利用して振替勘定に依て交換差を決済するに反し米國に於ては銀行の制度上斯る中央銀行を備へざるを以て別種の方法に依て決済すること是れなり先づ倫敦手形交換所に就て説明せんに交換に依て交換差が自行の權利に屬するときは書記は英蘭銀行へ對し同行が組合銀行の當座預金として有する資金より若干を自行の權利に移す可き請求書(綠色)へ金額行名月日を記入し交換所支配人の検査を経て英蘭銀行へ差出す一方に交換差の債務を有する銀行の書記は英蘭銀行に對し自行の當座勘定より若干の金額を組合銀行の勘定へ移す可き請求書(白色)を差出し双方共英蘭銀行より同様の記入を終りたる證書を受

取り是れにて交換差の決済を終り隨て英蘭銀行に於ける預金勘定を一方より他方へ移すまでにて毫も現金を動かすことなく多額の手形の取立支拂を決了するなり即ち中央銀行の當座勘定にて振替決済するが故に最後の差額を支拂ふに要する通貨をも節約し之を計算運搬するの手續を省畧して手形交換の趣意を貫徹するを得るものなり

然るに米國に於ては中央銀行として各銀行の上に特立する機關を備へざるが故に斯る方法に依て交換差を決済する能はず交換差に相當する現金を授受して決済せざるを得ざる次第なれども尙ほ此授受を避けんが爲めに近年に至り或は債務を負へる銀行に於て所謂支配人小切手(Managers' check)なるものを振出して債權を有する銀行に交付し或は無利子又は利付にて一時の貸借とし他日の交換差を待て之を決済し成る可く現金の授受を省くの方策を取ることゝなれり殊に近時廣く行はるる方法は組合銀行より豫め交換所委員會へ正貨又は法貨の資格ある紙幣を預入れ之に對して交換所證券(Clearing House Certificate)なるものを受取り之を決済の用に供するの一事にして千八百八十四年六月改正の手形交換所規則第十七條に之を規定

し爾來實施す

前述の如く手形交換所は二種類の職務を行ひて頗る重要な地位に立ち組合銀行の間に信用の發達を重んずるものなるを以て入會の手續も亦嚴重にして紐育に於ては資本金積立金五十萬弗以上の銀行より選定し又組合以外の銀行の小切手を組合銀行に托して交換を行はんとするものあるときは之より一定の料金を徴收し隨時營業上の報告を交換所へ提出せしめ又組合銀行が送付したる營業報告は一々嚴重なる検査を加へ背信の所業あれば會議の決議に従ひ除名又は加入停止の制裁を與ふるなり

我國に於ても手形交換所は明治十二年四月大阪に創立せられ又明治二十年十二月第一國立銀行以下十銀行共同して東京に手形交換所を設け組合銀行の收受したる各種の手形小切手を交換決済することとし殊に明治二十四年以來日々の交換差は日本銀行の當座預金にて振替勘定を爲すに至れるより大に交換の手續を簡便にするを得たり

第三章 割引

第一節 手形割引の性質

手形の割引とは銀行が定期拂の手形に對し期限の到達するまでの利子を手形面の金額より差引きて其所有者より買受くる方法なり故に定期拂にして期限の到達せざる手形は總て割引の目的物たるを得れども一覽拂の手形又は期限の到達せざる手形は其目的物たるを得ず蓋し是等の手形には利子を計算するを得ざるを以てなり

手形の割引は一時手元に遊金を有し之を利殖せんとする者に於て行ふを得現に私人又は商會等にて割引業務を營むの事例なきに非ざれども銀行の如く多數の人より資金を吸収し其金額の多き上に増減の變動少なきものが之を行ふときは割引市場に於ける手形の需要に意外の變動を來さず常に割引手形に對して安全確實なる市場を供するの利益あり又銀行の方より見るも營業資金を利殖運用するには割引の方法にて手形を買入るゝを以て最良の方法とす可し蓋し前章に説明したるが

如く銀行が運用する營業資金は主として要求拂の債務なるを以て之を利殖する場合には運用の道を要求拂の債權に求めざる可からず換言すれば當座預金の如き銀行に於て預金者の請求次第又は小切手の呈示と同時に之を拂渡さざる可からざるを以て斯る性質の資金を運用して定期拂の債權を得んか必要の際に之を現金に換へて一方の取付に應ずる能はざる事ある可し

獨逸の學者は銀行の借方勘定即ち預金紙幣發行等を受働的營業 (Passivgeschäft) とし銀行の貸方勘定即ち割引其他の運用法を活働的營業 (Activgeschäft) とし双方の營業は必ず其數量に於て同じきと共に其性質を共にするを以て銀行營業上の一原則とす蓋し借方勘定に於て得たる營業資金以上に貸方勘定を開くを得ざるは明白の事實にして双方の數量同じきを要するは當然の事なる可く又双方の性質同じきを要するは借方勘定にて要求拂債務の性質あるものは貸方勘定に於て必ず要求拂債權に變形せざる可からざるを云ふものなり

然らば手形の割引は何故に銀行が要求拂の債務に依て得たる營業資金を運用するに安全の方法なるか此理由を考ふるに(一)手形は其種類の如何を問はず其期限大

概三箇月又は四箇月を通例とし此以上に及ぶと殆どなきを以て割引に依て銀行が之を買受くるときは永く營業資金を固定せしむるの恐なし(二)手形の期限前に急速に資金を要する時は直に他の銀行に就て再割引を求め現金に換ふるを得(三)手形の不渡は商人に於て破産と同じく非常の不信用を招くを以て何人も全力を盡して其支拂に當る可く(四)支拂人にして支拂に應ぜざるときは手形關係者をして手形上の債務を負はしむるを得るを以て資金の回収を誤まるの危険少なし(五)手形は一の取引に起因して振出さるゝものなるを以て其取引にして適法のものなる以上は一定の期限後銀行に於て手形面の金額を取立て得ること明白なり手形割引が放資の方法として極めて適當なる性質を有すること此の如し故に銀行にして手形を割引するに當り巧に其期限を斟酌安排するか又は大規模に之を行ふときは銀行は間斷なく手形代金を取立て以て一方の要求拂の債務の取付に應ずるを得るなり

手形割引の際に銀行が手形を買入れたる金額と手形額面との差は銀行の収益に歸す可く之を割引料と云ふ然らば割引依頼人即ち手形の所有者は割引に依て如何なる利益を得るやと云ふに本來所有者は期限に至らば額面の金額を取立て得るに

期限前に殊更に割引料を支拂ひて銀行に割引を依頼するには必ず割引に依て得たる資金を相當の方法に運用し銀行に支拂ふ割引料以上の利殖を得るの目的なる可からず故に此目的にして誤まらざる以上は手形の所有者が割引に依て大に資金の運用を圓滑にして利益を收むること論を俟たず而して斯く手形割引の行はるゝ結果として定期拂の手形を受取りたる者は其期限の到來を待つことなく直に資金に引換ふるを得るときは手形の流通大に自由となり定期の賣買を奨励して貨物の移動を盛ならしむる一方に定期にて貨物を賣却したる者は割引に依り直に資金を得て之を事業に放下し大に生産を發達せしむるを得るなり思ふに今日信用取引の作用として債務者が債務を支拂ふに即時に正貨を以てせず時期を限りて代金を支拂ひ又は商品を受渡すを常とす此習慣は今日の如く生産者と消費者とが隔離せる場合には極めて必要にして商品が其目的地に到達するには太洋を通過し又は長距離の陸上運送に依らざる可からず其買入と到着とに時日を要するは勿論にして買主として其買入れたる貨物に對して資金を融通し賣主をして代金受取の前賣却したる貨物に對して有する債權を資金とするの方法は主として手形の割引に據らざる可からざるなり

ワグネル氏曰く銀行の手形割引は今日の經濟社會に於けるが如く分業を基礎とし信用に依て生産並に各種の取引を營む場合には缺く可からざるものにして商人が信用を以て他人に貨物を賣却し之に對して振出したる手形の割引を銀行に托するに依て割引の方法なきときには一時自己の手元を離る可き資金をも運用するを得(Schönberg-Handbuch, B.D.I.460.)

第二節 割引歩合

手形の割引歩合は如何なる事情に依て定まるや之を論ずるには(第一)一般割引歩合の高低と(第二)手形の種類に由る割引歩合の高低とを區別せざる可からず
 先づ第一の點より論ぜんに經濟學の原則に據れば資本の利子は其放下せられたる目的物の種類如何に拘はらず放下運用に伴ふ危険の程度放下期間の長短等より生ずる相違を除き必ず均一に歸するの傾向を有するものにして割引歩合も亦利子の一種なる以上は一般の金利に準じて變動す可き道理なり

割引歩合は手形の供給と銀行又は手形仲買人の手元に於て之に對して放下せる可き資金との關係に依て高低するを常とす即ち手形割引の請求にして多きときは之を賣却すること困難なるを以て割引歩合は騰貴す可く其反對に割引の請求少なきときは銀行に於て之に資金を放下すると困難なるを以て割引歩合は低落す可し而して手形の供給に直接の關係あるは一國に於ける商業の盛衰、信用取引の行はるゝ範圍等にして例へば商業非常に繁昌し各種の取引盛に行はれ然も賣買取引に信用の道、自由に開け一々通貨を以て取引を決濟せず手形を以て其決濟に充つるときは商業繁昌と共に手形の供給増加し割引歩合に騰貴を來す可し彼の經濟社會好景氣にして商業に活氣あるときは其不景氣なるときよりも必ず割引歩合の騰貴を見るは此理に基くものなり又手形に對する需要の方より云ふときは銀行に於ける遊金の増減、預金に對する準備金の割合の如き割引歩合を左右するに最も有力なる原因にして例へば英國の如き單一準備の制度確立し英蘭銀行が金融市場の大勢を支配する國に於ては割引歩合は英蘭銀行の準備金の増減に相伴ふて高低するの事實あり蓋し預金に對する準備金の割合減少するときは銀行が資金を融通するの實

力薄弱となるの道理なるを以て銀行は割引歩合を引上げて資金の融通を制止し以て準備金の増加を圖らざる可からず又其反對に銀行が準備金として有する金額にして日常の支拂並に預金の取付に應じて剩りあるときは銀行は信用を膨脹するを得るを以て手形に對する需要を増加し割引歩合を引下ぐるに至る可し銀行が割引の要求を制するには割引歩合を引上ぐるの外、總て投機に起因せるが如き嫌ある手形の割引を拒絶し總て期限の短きものに限り割引の請求に應ずる等、銀行營業の状況に依り種々の方法を取る場合あり

英吉利佛蘭西獨逸の如き經濟事情の發達せる國に於て割引歩合が年々定期に同一の方向に變動する理由も亦右の事實に依て説明するを得べし即ち是等の國に於て割引歩合が毎年春季夏季に於けるよりも秋季冬季に高歩となるは秋季より冬季に臨んで農産物市場へ出て外國より輸入する原料品の類も専ら此時期に輸入し來り資金の需要大に増加して銀行の準備金を減少し定期に割引歩合の騰貴を見るに至るものなり

第二に割引歩合が手形の種類に依て高低するは如何なる事情に依て然るや此點

に重要な關係ある事項を列記して説明す可し

(一) 手形の支拂地

手形に當所拂と他所拂との區別あり前者の支拂請求には銀行に於て格別の手數費用を要さざれども後者の支拂を請求し手形金額を取立つるには其取立を支店出張所又は他店に依頼せざる可からざるを以て割引歩合を定むるに當り當所拂の手形に其利率を低くし他所拂の手形に之を高くするを至當とす

(二) 手形の信用程度

手形關係者の地位、資産、營業狀態、銀行に對する取引上の關係は自ら手形の信用程度を左右するの原因を爲すものなるが銀行にして假令手形の信用程度高からざるも尙ほ絶對的に排斥す可からずと認むるに於ては多少高歩の割引料を徴收して割引の請求に應ずるを常とす手形關係者が銀行たると個人たるとに依て割引料に差を見るが如き双方信用程度の異なる結果と云はざる可からず

(三) 手形期限

長期の手形は銀行に於て割引の請求に應ずるを避くること一般の原則なるが銀行が適當と認むる期限の手形にても尙ほ其期限の長短に依て割引歩合に等差を設くるは極めて至當の處置なりとす何となれば長期の手形には手形金

額の取立に危険多く資金の回收頻繁に行はれざるの不利あるを以て或る程度まで是等の不利益を補ふの趣意にて割引歩合を高歩に置くの理由を生ずればなり

第三節 割引手形の期限

銀行が手形を割引するに當り期限の長さものと短きものと何れを取る可きやは實際の問題として現はるゝ所なるが成る可く長期の手形を避くること銀行一般の營業方針とする所にして現に英蘭銀行の如き割引の當日より九十五日以上の期限に涉る手形を受入れざるの慣例なり又獨逸帝國銀行條例、佛蘭西銀行條例等には三箇月以内の手形に限り割引するを得るの制限あり固より紙幣發行銀行として特に此制限を嚴重にするの傾なきに非ざれども一般の銀行に於ても手形の期限の短きものを取るに於て大體の方針を異にすることなし今各銀行に於て斯く短期の手形を選ぶ理由を考ふるに(一)手形の割引より取立の期限に至るまでの間に手形關係者の身上に破産、支拂停止等不測の變を生ずるやも計り難く長期の手形には短期限の手形よりも斯る危険を生ずる場合多し(二)銀行が割引に供用する資金には自ら限

りあり短期手形を頻繁に割引する方、複利の作用に依て長期手形よりも銀行に多額の利益を與ふ可し(三)銀行が割引料の外に他所拂の手形に手数料を徴收する場合に、は短期手形を頻繁に割引する方、手数料の徴收高多し(四)又假令再割引の便法あるも長期手形は資金を固定するの危険なきを得ざるの諸點に外ならず然れども長期手形の割引にも自ら相當の利益なきを得ず長期手形の利益は其割引歩合高く又取立期限の長き割引を依頼したる者は短期手形に於けるよりも永く資金を融通するを得るを以て地方産業上に利益を及ぼし隨て銀行の營業にも便利ある可し故に割引手形期限の長短は一概に得失を定むるを得ず銀行所在地の狀況に依り長期手形の割引を必要とするの事情なきに非ざる可し

第四節 割引手形の種類

銀行が手形の割引に應ずるは割引歩合を徴收して利殖の目的を達せんとするの一事に在るが故に此目的を達するには總て手形が期限に到達して取立て得べきものならざる可からず換言すれば割引に關する第一の要件は信用の一事に外ならざるを

以て銀行に於ても手形の割引に關して相當の制限を設け或は銀行に平生定額の預金殘高を有する者が割引の依頼人なるを要し或は手形關係者の多きを要し或は引受済の手形なるを要する等成る可く期限に至り手形代金の取立に差支を生ぜざらしめんが爲めに種々の保證を付するを常とす英蘭銀行、佛蘭西銀行共に手形の割引は當座勘定を開ける者の特權とし又三名以上の記名なき手形は如何なる場合に於ても受入ることなく獨逸帝國銀行の制限も畧ぼ之と同様なり何故に裏書人の多き手形を割引するの必要ありやと云ふに裏書人は手形が期限に到達し引受人に於て支拂に應ぜざる場合に自ら之に當る可きを保證する者なるを以て裏書人の多きに隨て手形の流通支拂に伴ふ危険を減ずるの道理なり故に商業上の實際に就て見るに手形の振出人は信用充分ならざるも尙ほ裏書人の信用確實なるが爲めに手形を一等のものとするを得る場合あり此點より考ふるに銀行は或る一定の期限付にて裏書を爲したる手形に資金を放下するを以て最良の方法とす但し市中の銀行は中央銀行と同様に手形關係者の多きを望む可からず、中央銀行が手形關係者の多きを條件とし尙ほ手形の供給に不足を告げざるは市中銀行が中央銀行に再割引を托

し市中銀行自ら裏書人の一名たるを以てなり

然るに茲に銀行が割引を爲すに最も危険なる手形あり即ち空手形又は融通手形 (Accommodation bill; Gefälligkeitswechsel) と稱するもの是れなり有名なる銀行論の著者にして又銀行事務に多年の経験あるギルバート氏は銀行が割引を求めらるゝ手形の種類を區別して左の五種としたり

- (一) 生産者製造業者等より卸賣人に振出したる手形
- (二) 卸賣人より小賣人に振出したる手形
- (三) 小賣人より消費者に振出したる手形
- (四) 商取引以外の關係例へば家賃地代等に對して振出したる手形
- (五) 空手形

Gilbert-History and Principles of Banking. 165-66 參照

此内にて第一第二は最良の商業手形として銀行に於て割引を爲すに適するものなれども第三種の手形は金額も少なく且つ手形の振宛先たる消費者に充分の信用を置き難き其上に斯る手形に對して自由に割引の請求に應ずるときは投機を獎勵

するの掛念もあれば銀行に於て相當の制限を加ふるを必要とす又第四種の手形に至ては商業の取引と關係なきものにして銀行が商業以外に資金を投ず可からざる一般の原則に反するを以て成る可く割引を差控ふ可きこと勿論なり第一種より第四種に至るまで銀行が割引の目的とする手形に良否の區別あること此の如くなれども然も是等四種の手形は何れも相當の原因即ち貨物を賣却したりと云ふが如き一の取引ありて振出されたるものにして手形を振宛人に呈示するときは之を引受けて其支拂に應ず可き事由を備ふ然るに第五種の空手形に至ては斯る原因を備へずして振出すものにして例へば甲が乙より千圓を借入れんとするときに甲乙相談の上甲をして乙宛の爲替手形を振出さしめ乙之を引受くるか又は乙より甲へ支拂ふ可き旨の約束手形を振出すか何れにしても手形振出の要件たる取引を備へずして振出したる場合の如き空手形に當るものなり即ち甲は此手形を銀行へ持參して割引を請求し銀行に於て之が請求に應ずれば一時資金を融通するの目的を達す可し而して甲は期限までに千圓を調達して乙に交付し以て手形金額の取立に應ぜしむることゝすれば銀行を利用して千圓の資金を融通するを得るの道理なり固より

振出人引受人共に信用の確實なる輩ならんには銀行に於て此種の手形を割引するも實際に差支なきが如くなれども此手形の弊として概して不渡となり易く且つ投機を奨励するの媒介となりて結局累を銀行に波及するに至るを以て斯る種類の手形割引は銀行に於て勉めて之を避くること至當の處置なりとす一時英蘭銀行總裁の職を奉じたるトーマスハンキー氏は自著銀行論に於て銀行家たる者は實際の取引に基きて直に現金に引換ふるを得る手形と關係者の承諾に基きて其代金取立に應ずるに新に資金の借入を要する手形との間に嚴重に區別するの鑑識を有せざる可からずと論じたり

空手形の性質此の如くなるを以て其濫發に依て恐慌を惹起すことあり千八百五十七年英國に於ける恐慌の如き此適例にして當時空手形の發行に對して法律上より取締を立つるの説行はれたるを見るも其弊害の甚だしかりしを知るに足る可し同年の恐慌調査委員會に於て此點に關する英蘭銀行副總裁ニール氏の所説は參考に資するものあるを以て左に其要點を抄譯す可し

(問)立法上の作用に依て空手形の發行を絶滅するを得るや

(答)余は立法を以てしては到底取締の道を立つる能はず其發行を制限するは一に個人間の制裁に據らしめざる可からずと信ず現に今回の恐慌に就て見るも銀行は全體に於て甚だ不注意にして手形の由來を研究し其引受人の誰たるやをも確めずして盛に取引先の請求する儘に之を割引し而して之を倫敦市場に送付して再割引を求めたり倫敦に下等なる手形堆積して恐慌を惹起すに至りたるも怪しむに足らず

(問)法律を以て此種の手形を作成し又は之を引受くる者を罰する能はざるか

(答)法律違反の行爲を發見する能はざるを以て結局空文たるを免かれず

即ちニール氏の答辨したるが如く空手形に對して法律上の取締を立つるは到底望み難き所なるを以て從て之を取扱ふ可き銀行に於て手形を識別するの必要を生ずるに至るは自然の順序なりとす

空手形の弊害は右の如くなりとして手形が果して實際の取引に伴ふて生じたるものなるや或は空手形なるやを識別するには如何なる方法に據る可きや振出人引受人の内情に立入らざれば判斷を下し難きが如くなれども銀行の當局者にして多

少の経験を積まんには大凡の推測を下すを得べし、銀行家が双方を識別するの方針として最も重を置く處は(一)手形が正當なる順路を経たるものなるや否や、換言すれば手形の振出の順序に誤りなきや否やの一事は最も注意す可き點なり、即ち獨逸のワグネル氏の所謂自然の手形の連鎖(Naturgemässe Wechselkette)と稱するものにして例へば爲替手形に就て云はんか製造人より卸賣人に振出すこと普通の順序なるに卸賣人より製造人に振出すが如き自然の順路に反したるものにして振出の原因を備ふるや否や疑を挟まざるを得ず、此外(二)平生取引の關係なき者又は親族朋友等に對して振出したるが如き(三)支拂の期限長期にして金額に端數を存せざるが如き(四)振出後直に割引を求め來れるが如き何れも空手形の徵證として手形の識別上參考に資す可き點なり

第五節 手形仲買の業務

銀行が手形の割引を爲すに當り信用の確實なるものを選択するの必要あるより自然銀行と手形所有者との間に立ちて手形割引を媒介し所有者には格別の故障な

、手形割引の請求に應ずる銀行を見出し銀行には信用の確實なる手形を供し其間に手数料を收むるの業務を生じたり之を手形仲買業と云ふ倫敦市場に於て盛行するはるゝ所にして地方の銀行業者の如き其資力に限りあるを以て結局手形を倫敦市場へ送付し再割引に依て資金の融通を求むる場合に手形仲買人に依頼すること便利なるのみならず倫敦市場に於ても各仲買人が互に競争して手形所有者に最も利益ある融通の道を備へ資金の流通を容易ならしむ而して銀行の方より見れば今日の如く諸般の事業に關係ある者が其取引に對して手形を振出す場合に一々手形關係者の信用を確めて手形の良否を識別すること頗る困難なるを以て之を専門の業務とする仲買人に依頼するの必要あり蓋し手形仲買人なる者は分業の法則より出でたるものにしてバデオット氏の如きは手形仲買人たらしむる者は先づ手形關係者の地位に關する商業上の事項を知り以て時々刻々に生ずる變化を確むるの明なかる可からずと云へり手形仲買業が一個専門の業務たるに至りしも道理ありと云ふ可し

手形仲買人の市場に於ける營業法を見るに當初は其名の示す如く當事者の間に

立ちて賣買を周旋し手形の所有者より手形の額面に比例して相當の手續料を徴收し之を利益に充て純然たる仲買業に止まりたるものなりしが今日に於ては稍や其營業法を改め銀行へ手形を賣渡す場合には仲買人に於て裏書の手續を爲し自ら手形關係者に加はり之を買入るゝ場合にも手数料を徴收せず賣買相場の差額を以て利益とするに至れり即ち一銀行が他銀行に就て手形の再割引を爲すと同様の方法を取るものにして此結果仲買人は銀行へ手形を賣渡したる後に於ても手形關係者たるの責任を免かるゝことなし従て銀行は手形の選擇に就て仲買人の技倆に重を置くのみならず一個の手形關係者として其資力に信用を置くに至れるものにして仲買人をして手形上の責任を等閑に付せしめざるの必要より出でたる慣例なる可し

故に手形仲買人なる名稱は今日は名實相伴はざるの感ありロツ、氏曰く倫敦市場の手形仲買人は十九世紀の當初は純然たる手形賣買の媒介者たるに止まり毫も自ら危険を負ふことなかりし然るに今日彼等は自己の計算にて手形を割引し且つ銀行より短期間極めて低利にて借入れたる資金を營業上に運用す故に其名

稱と相反し手形仲買人は割引銀行(Diskont Banken)の業務を營むものなり(Conrads Handwörterbuch. Bd. III. 172)

斯く手形仲買人が従前と營業法を改め銀行に附屬する地位を離れ多少獨立の地位に立ち再割引の方法に依て利益を收むるときは仲買人自ら相當の資金を有せざる可からず即ち自己が割引したる手形に對して直に相當の利益を得るの割合を以て其割引に應ずるの銀行を見出さるるか又は他日利益を得るの時機を待つて再割引に付せんとするときは一時資金を手形に固定せしむるに至る可し仲買人は如何なる方面より此資金を得るやと云ふに即ち市中の諸銀行より融通を受くるものなり詳細の事情を説明せんに元來市中諸銀行は預金に對して準備金を置かざる可からず其準備金は通例英蘭銀行に預入るゝの例なれども利付の預金を無利子にて英蘭銀行の金庫へ死蔵せしむるは決して營業上得策に非ず事情の許す限り之を利殖するの必要あり其利殖の方法として重なるものは手形の割引なれども割引手形の代金取立には夫れく期限あるを以て一方に預金の引出に接して直に手形の割引に運用したる資金を回收して之に應ずるを得るや否や疑はしきことなきを得ず即

ち準備金たるの性質を傷けずして尙ほ利殖を謀るの困難なる所以にして之に處する爲め銀行は資金の一部を手形仲買人に貸付くるを常とす一方の手形仲買人は此借入金に對して付する利子よりも多少高歩にて手形を割引し銀行より融通を受けたる資金を運用し其回収を要するときには自己の割引歩合より低歩にて再割引に付し以て資金を得るなり倫敦に行はるゝ例に依れば手形仲買人が市中の銀行より借入るゝ資金の利子は銀行の割引歩合より四分の一引なりと云ふ

右の如く手形の仲買業は各種の方面に於て利益あれども唯其營業上注意を要する一事あり即ち手形仲買人の運用する資金は何れも銀行より利付にて借入れたるものなるを以て其利殖を怠るときは直に利益を減ず可し隨て仲買人は力を盡して其利殖に勉む可しと雖も本來請求次第即時に返済する約束にて資金を借入るゝものなれば銀行より何時其取付を受くるやも知る可からず一方に利殖の爲めに手形の割引に融通し置きながら貸主たる銀行の請求に接して之に應ぜんとするには勞手形を再割引に付し以て資金を回収するの外に道なきは明白なるが金融逼迫の場合には銀行は資金の取付を促すのみにして手形の再割引に應ずることなし斯る場

合は仲買人が最も困難なる地位に陥るの時にして利付の資金を運用して利殖を謀る場合には往々にして此困難を招き累を關係の諸銀行に及ぼすことなきを得ず千八百五十八年以來英蘭銀行は手形仲買人に資金を融通するの方針を取り手形を擔保として資金を貸付け殊に千八百九十年七月以來英蘭銀行は公定歩合を下らざる割引歩合にて手形仲買人の手形にして期限六十日以内のものは之を再割引するの便宜を開きたるを以て仲買人にして銀行より資金を取付けらるゝときは英蘭銀行より一時融通を仰ぎて一方の取付に應ずるを得然れども斯る際には英蘭銀行の割引歩合は仲買人の割引歩合よりも高歩に在る可きを以て仲買人は再割引の爲めに却て損失するの結果を見る可し

第六節 割引歩合と一般金融市場

金融機關の發達したる國に於ては手形仲買人普通銀行並に中央銀行が市場に出て、手形割引の業務を行ふものなること前論に於て畧ぼ明白なるが此三者は割引業務に就て如何なる關係にあるや手形仲買人は銀行營業の一分科たる割引業務を

行ふものにして其營業に要する資金は市中の銀行より要求拂の約束にて融通を仰ぐを以て割引歩合は全く普通銀行の貸付歩合に依て左右せられざるを得ず一般の銀行が割引貸付の歩合を引上ぐるときは手形仲買人も亦割引歩合を引上げざる可からず双方相聯絡し手形仲買人は銀行より獨立して營業する能はざるの事實あり然らば中央銀行と市中諸銀行とは割引歩合に就て如何なる關係あるや此點に關して各國の間に著しき事情の相違あり即ち我國の如きに於ては中央銀行の割引歩合は常に市中の銀行よりも低歩に在り歐洲諸國の中にて露西亞は之と同様の地位に在るに反し英吉利佛蘭西獨逸等に於ては中央銀行の歩合は市中諸銀行よりも高歩に在るを常とす斯る相違を生ずる理由は我國並に露西亞の如く經濟事情の發達尙ほ幼稚なる國に於ては普通銀行は充分に預金を吸収し之を營業資金として其供給に豊かなるを得ず勢當初より中央銀行に依頼して資力の補助を仰ぐの必要あれども歐洲諸國の如く資力の充實したる國に於ては普通銀行は預金に依て充分營業するを得中央銀行は政府の財政機關として一般公衆よりは却て政府との取引に重を置くの事實に歸す可し而て斯る事情の相違如何にも拘はらず一般銀行の歩合は必

ず中央銀行の歩合に依て左右せらるゝの事情あり即ち第一の場合の如く市中銀行が中央銀行よりも割引料を高歩にし中央銀行は取引先を銀行に限り銀行にして資力豊かならざる時は直に中央銀行に手形の再割引を托するの慣例ならんか市中銀行は自行の營業の命脈を保つの必要より常に中央銀行よりも或る程度まで高歩の割引歩合を維持せざる可からざるを以て中央銀行の歩合を標準として自行の割引歩合を定むるに至る可く兩者の關係は恰も一般銀行と手形仲買人との場合に於けると異なる所なし又第二の場合に於ては市中の諸銀行は中央銀行に對して稍や獨立の地位に立つが如くなれども尙ほ中央銀行は自行の營業の範圍を擴張するの必要あるより表面は割引歩合を市中銀行よりも高歩に定めながら或る種類の取引先又は或る種類の手形には殊更に歩合を引下げ市中銀行の歩合と畧ぼ異ならざる程度にて割引を試み或る點に於ては双方競争の關係に立つを以て中央銀行が歩合を引上ぐるときは市中の銀行も自ら之に隨伴し來るのみならず若しも市中銀行の遊金豊かにして中央銀行と共に割引歩合を引上げざるときは中央銀行は所有の有價證券を賣却して市場の資金を吸収し一般銀行をして自行と方針を共にするの止む

を得ざるに至らしむ

故に一國金融市場に於ける割引歩合を定むるは中央銀行の割引方針にありとして中央銀行は如何なる見地より之を定むるやと云ふに左の二點に外ならず

(一) 如何なる點まで紙幣の兌換に必要な正貨準備の維持と双立して割引を行ふを得るか

(二) 如何なる高まで正貨準備を維持すれば輸出に要する取付に應ずるを得るか

即ち中央銀行は割引歩合を適宜高低して一國に於ける正貨の流出入を制せんとするものにして今日各國中央銀行が割引政策(Diskontopolitik)の基礎として認むる點なり中央銀行が斯る方針に依て割引歩合を上下するは最近數十年以降にして其前には或は正貨の輸出を禁止して正貨準備の維持を謀りたることあれども完全に實行せられず又全く割引を拒絶して營業資金の減少を防ぎたれども斯くては手形の良否を區別せずして融通の道を杜絶するの嫌なきを得ず割引歩合を高低して正貨の流出入を制するは如何なる場合にも手形の融通を開くものにして歩合の高さに隨て(第一)内國の關係に於ては投機の目的にて妄に信用を利用するものを抑制し(第

二)外國の關係に於ては爲替相場に影響を及ぼして正貨の流出を抑制し兩様の作用に依て正貨準備を豊かにするを得るなり

英蘭銀行が準備金に不足するときは右に論じたる原則に依り割引歩合を引上げて貸付割引を制すること從來慣用の手段なるが割引歩合の引上は之と同時に外國より正貨を吸収し又は外國に流出す可き正貨を國內に留保するの効力あり而して割引歩合の改正に依て此効力を生ぜしめんとするには必ず一分以上の引上を行はざる可からず一分以内の引上にては充分の効を奏せざること實驗上に照して明白なり其理由を説明せんに從來英蘭銀行の當局者は勿論經濟學者が正貨流出の原因と認めたるは(一)輸出入の差額(二)不換紙幣の増發に關する二點に外ならざりしが近時外國との運輸交通が頻繁容易となり國內に信用取引發達するに及んで更に正貨流出に關する第三の理由を生ずるに至れり即ち倫敦の手形仲買人地金取引商等は英國と外國との金利を比較し外國の歩合が高くして資金の運用に利益ありと認むるや手形を振出し銀行に割引を求め此割引に依て得たる紙幣を以て更に英蘭銀行の正貨を取付け此正貨を外國へ輸送して高歩の利子を收め内外金利に差違を存ず

る間は斯る作用を止めず殆ど際限なく正貨の輸出を見る可きの道理にして之を防ぐには英蘭銀行に於て先づ割引歩合を引上げ他の市中銀行の割引歩合をも引上げしめ内外金利の歩合を同一程度に保たしめざる可からず然らば仲買人が正貨輸出の目的を以て手形を振出すも銀行の割引歩合高きときは割引に依て得たる資金を外國に輸出して何等の利益をも得る能はざるに至る可ければなり此反對に英國の歩合が外國より高きに至れば外國の仲買人等が英國に正貨を輸送するに至る英國銀行の割引歩合が其高低如何に依て正貨の流出入を左右する所以なり而して此事たる單に倫敦市場のみに止まらず巴里柏林其他外國と金融の關係密接なる市場に於ては其密接なる程度に應じて行はるゝものなり

Macleod—Theory of Credit. II. 813—18 參照

第四章 貸付

第一節 割引と貸付との比較

割引と云ひ貸付と云ひ共に銀行が營業資金を運用する方法なれども資金利殖の上には多少の相違なきを得ず即ち割引の場合には銀行は割引手形に對して資金を融通すると同時に割引料を徴收し即時に利益を收むれども貸付の場合には其融通したる資金の返却を受くるときに初めて利子を徴收するものなり。此差異の結果として貸付の場合に例へば利子の歩合を五分とすれば銀行は其融通したる資金に對して五分の利殖を得るのみに過ぎざれども割引の場合に其歩合を五分とすれば銀行は融通したる資金に對して五分以上の利殖を收むるを得べし貸付と割引との根本の相違は此一點にして此外細目に涉るときは銀行に於て割引したる手形に對しては手形の關係者例へば引受人、裏書讓受人、振出人の如き總て手形上の義務を負ふに反し貸付の場合には借主並に特定したる保證人に於て債務を負ふに過ぎず、又割引は貸付よりも期限の短さを普通とするが如き種々の點あれども是等は以後述ぶる

所に依て明なるを以て茲に省略す

第二節 貸付歩合

貸付も割引も共に銀行が營業資金を運用するの道なるが銀行一般の慣例に徴するに貸付歩合は必ず或る程度まで割引歩合より高歩に在るを常とす其然る所以は(第一貸付の請求者が貸付に依て得たる資金を運用する目的と第二貸付と銀行營業との關係に基くものに外ならず蓋し銀行の取引先が貸付に依て得たる資金を運用するの道は種々ある可けれども主として事業の改良擴張又は一時の收支不足の補充に供用せらる可く從て將來の事業収益に依て之を返済するものなるを以て果して其事業が豫定通り成功するや否や甚だ疑はしき場合ある可く又銀行は返済の期限に至り更に證書の書換を請求せらるゝことある可きを以て手形の割引に比較するときは銀行が營業資金を放下する方法として稍や劣りたるの點なきに非ず即ち貸付は割引の如く手形代金の支拂を保證する取引に基礎を置かざるを以て其信用の低きこと已むを得ざるなり

此點に就てヘルフェリツヒ氏の説く所要領を得たり曰く抵當貸付は短期の手形に資金を放下したると同一の償還力を有せず蓋し貸付は確實なる取引に關して振出されたる手形(Geschäftswechsel)の如く商品の取引を基礎とせず寧ろ其保證なき營業資金の不足を補ふの點に於ては融通を目的として振出されたる手形(Finanzwechsel)に類似せるものにして支拂期限に臨んで償還せらる可き實質を備へざるなり(Conrads Jahrbücher BD.XXII.708.)

銀行が貸付と割引とに營業資金を運用する割合は其銀行の存在地並に銀行營業の方針に依て自ら異なる所ある可し即ち地方又は小都會に於ては手形の供給少なきを以て勢銀行は貸付に營業資金を運用するに至る可く斯る場合には双方の歩合に著しき差異なきを常とすれども大都會に於ては然らざるなり

普通の貸付に於ては其抵當付たると否とを問はず其返済に就て一定の期限を立てざる可からず其長短如何は割引手形の期限と同じく銀行に於て利害の關係大なるは論なき所なるが一般の原則として成る可く長期の貸付を避くるを可なりとす固より期限の長さに隨ひ借主は長く資金を運用利殖の用に供するを得るを以て銀

行は之に對して短期の貸付よりも高歩の貸付利子を課するを得れども長期限の間には借主の身上に如何なる變動を見るやも計り難きのみならず銀行の方より云ときは短期の貸付を頻繁に行ふて複利の方法に依て營業資金の利殖を謀る方利益多く殊に銀行が貸付に供する資金の内には當座預金として吸収したるものもある可きを以て一方に預金の取付に遇ひながら長期の貸付を爲したるが故に資金を回収するの道なきに至るときは如何にして取付の要求に應ぜんとするや割引手形にて資金を融通したる場合には再割引に依て直に現金に引換へ以て準備金に充るを得れども貸付には此自山なく其結果として銀行が最も恐る可き死債(Dead Loans)となり銀行を窮地に陥らしむるの恐なきに非ざれば資金の運用は成る可く短期の貸付に求むるを適當とし又短期貸付の内にも期限の長短を標準とし利子歩合に等差を設く可きは割引手形に於けると異なる所なし

第三節 抵當品

擔保の有無より銀行の貸付を分てば抵當貸付並に無抵當貸付の二種となる可し

元來資金の融通は其債務者に信用を置き此人物ならば期限到達の際元利金支拂の責に應ずること確實なる可しとの考に基くものなれば既に此信用を置く以上は契約の不履行を豫想し之より生ずる損失を賠償せしむるの目的を以て借主より特に抵當品を徵收するの必要なきが如くなれども且に夕を測る可からざるは商業社會の常にして充分の信用を置きたる商人にして尙ほ商業上の取引の失敗より破産の不幸に陥り累を銀行に及ぼすの掛念なきに非ず貸付に對して貸金と同額以上の抵當品を徵收するを必要とする所以なり殊に手形割引の場合は例へば製造者が製造品を卸賣人に賣却し之に對して手形を振出すを以て卸賣人の方に於て貨物賣却の道を誤まらざる以上は必ず取引の間に利益を得て銀行の手形代金取立に應ずるを得れども貸付は借主に於て今後起す可き事業の爲めに又は前途計畫す可き事業擴張の爲めに融通する資金を得るに在れば割引よりも危険多きの道理なり割引に於ては其手形關係者に信用を置き見返品を徵するは寧ろ例外に屬するにも拘はらず貸付に於ては借主の人格よりも抵當品に重を置く所以なり

前論の如く抵當品徵收の目的は契約不履行の際に生ずる損失を保證するの一事

に在る以上は抵當品を選択するに當ても此目的に徴して取捨する所なかる可からず即ち賣却容易にして何時にても現金に引換ふるを得、保存に手數費用を要せず價格も亦確實なる等は選擇の標準として最も重を置く可き點にして是等の標準より觀察して現代の銀行營業に行はるゝ抵當品に就て優劣良否を判斷するに左の如き議論を立つるを得

(一)地金、外國貨幣、地金外國貨幣にして一國の本位貨幣と同種類の金屬ならんには抵當品として最も完全なるものなり即ち銀行に於て其量目の秤量品位の檢定を誤まらず貨幣法に定めたる造幣公價に準じて抵當價格を算出せんには假令以抵當流となるも銀行は直に之を賣却するを得べく或は造幣局に輸納して其鑄造を請求し以て自由に内國貨幣に引換ふるを得ればなり

(二)公債株式債券 政府の公債、會社の株式債券等は通例銀行が抵當品として最も多く取扱ふものなるが公債の如きは政府財政の信用確實なる限りは各種の有價證券中市價の變動最も少なきものなれば抵當品として差支なかる可く唯、戰時の財政に於て公債増發の掛念ある場合に於て注意すれば可なり又株式債券の類も之を發行し

たる會社の事業繁昌し積立金も多くして營業の基礎鞏固ならんには公債と殆ど同等の信用ある可きを以て是亦抵當品たるに適當のものなる可し唯、株式を抵當とする場合に當ては單に會社の信用程度を斟酌するのみならず其株式の拂込金が全額に達せるや又は拂込未済のものなるやに注意すること必要にして拂込未済の株式は成る可く抵當品たらしめざるを營業上、安全の方法なりとす其の理由を考ふるに(一)拂込未済の株式は價格に變動を生ずること多く(二)妄に拂込未済の株を抵當に取り期日に貸金の返済を得ずして其儘抵當品が銀行に流込まんには銀行は拂込の責任を負ひ會社事業に營業資金を放下するの必要に迫らるゝ可ければなり殊に(三)株式取引所の規則嚴重にして拂込金の少なき株式に對しては之を取引所の相場表に上すことを許さざる場合は是等の株券は賣却に困難なるを以て愈々以て抵當品と爲す能はざるなり彼の倫敦株式取引所に於て拂込金三分の二に達せざる株式を相場表に上さざるが爲め倫敦市中の各銀行に於て拂込金三分の二に達せざる株式を抵當品に受入ることなきは全く此道理に基くことゝ知る可し銀行が營業を確實にする以上は成る可く拂込済の株式を選ぶこと勿論にして尙ほ此上の注意として

は相場の変動より生ずる抵當品の価格減少を保証する爲め抵當価格は有價證券の時價以下に限り且つ時價が引續き下落して抵當價格以下に下りたるときは借主より増抵當を提供せしむる等最も肝要なる點なり

(三) 商品 公債、株式、債券の外に銀行が抵當品とするは商品なり商品に抵當品とするに二種の方法あり(第一)倉庫會社の發行したる預證券、質入證券を抵當とするものと(第二)直接に貨物を抵當に取るものにして其孰れに依るを問はず抵當品の安全を謀る爲め保險證書をも添へしむるの常なれども銀行營業の本質より解釋するに有價證券の價格等に就ては銀行の當局者に於て平生金融上の事項に關係して現在の景況、今後の變動をも豫め推測するの知識を備ふれども商品に對しては事、全く營業外に屬して有價證券に於けるが如くなる能はず賣買の見込も立たざる商品を抵當品に徴收して資金を融通するは寧ろ危険の伴ふこと多きのみならず評價の困難、賣却上の不自由、貨物の腐敗滅失に伴ふ損失、季節に依る價格の變動等を考ふるときは抵當品に取るに當り充分其種類を精選せざる可からず英蘭銀行の如きは如何なる場合と雖も倉庫證券又は商品の類を抵當として資金を融通することなく普通の

銀行に於ても茶、珈琲の如き最も販路の確實にして取引所に於て賣買の自由なる貨物に限り抵當品とす

商人が貨物を他に賣却したる場合には買主に對して手形を振出し以て資金を融通するが故に別に商品を擔保とする資金の融通法を必要とせざれども未だ賣却までの運びに至らずして例へば貨物を倉庫に預入れ汽船へ積込みたる等の場合に於て荷主に於て此商品に對して資金を融通せざる可からざることあり換言すれば荷主は商品を賣却に付しながら其間に商品を利用して資金を融通せんとするものにして其方法として一般に行はるゝは預證券、質入證券、(運送業者の場合には貨物引換證、運送狀)の流通是れなり即ち荷主が貨物を倉庫へ預入れ倉庫業者より發行したる預證券並に質入證券を領收し銀行に就て資金の融通を求め其承諾を得るときは質入證券に融通を受く可き資金の記入並に裏書を爲し銀行に割引を爲さしめ銀行は倉庫業者に質入證券を送り裏書に依て授受したることを原簿に登録せしめ倉庫業者は質入證券へ元帳記入済なる旨を記載して銀行に還付し期日に至り證券面の貨物又は金額受取を荷主又は預證券の所有者に請求して一切の勘定を決済し又荷主

は一方に質入證券に依て資金を融通しながら一方には預證券に依て倉庫内の貨物を賣却するを得るなり銀行荷主は質入證券を再割引に供して期限前に資金を回收するの便利あり銀行荷主共に利益を受く可き等なれども尙ほ直接に商品に抵當品とする場合と同じく商品の價格變動より損失を被むるの危険を免かれざるを以て此點に就て注意するを要す

(四) 不動産 此外に銀行の抵當品たるは土地建物の如き不動産の類にして其生産上の用に供せられて利殖の望確實なるときには例へば半年と云ふが如く時期を定めて資金を融通することあれども元來銀行が抵當品を徵收する目的は之を處分して貸付金未済の損失を補はんとするに在れば成る可く處分に容易なる物件を選ばざる可からず土地建物の如き不動産は或は價格確實にして急劇の變動少なる可けれども一旦流込となりて銀行の所有に移りたる曉に銀行に於て直に之を賣却處分するを得るやと云ふに決して然らず抵當品が流込となる場合は多く世間の金融逼迫して資金の融通に澁滞を告ぐるの時なるを以て斯る際には銀行は直に抵當品の處分を爲すを得ず銀行に於て之を保管せんか有價證券の類と異なり其保管の爲

めに費用を負担せざる可からざるのみならず之に銀行の營業資金を固定せしむるの弊を免かれず殊に土地を抵當として資金を借入れたる者が之を土地に投じて其改良を企て其収益に依て返済の目的を達せんとするときは貸付は勢長期に涉るの必要を生ずるを以て農業地の銀行ならば兎も角商業地の銀行として他に適當の抵當品を存じ要求拂又は短期償還の債務を負ふ場合には斯る抵當品の取扱は勉めて之を避くるを得策とす可し

第四節 保證貸付

保證貸付とは借主の外に一二の保證人を置き銀行に於ては借主並に保證人の信用程度を考へて資金を融通すること抵當貸付と異らざるものなるが茲に蘇格蘭の諸銀行に廣く行はるゝ保證貸付の制度あり現金信用(Cash Credit)と稱するものにして借主に於て通例二名の保證人を立て銀行の請求次第何時にても返済するの約束にて一定の金額を限り其範圍内に於て銀行より隨時資金の融通を仰ぎ得るの方法なり斯る融通法を實行する理由を按ずるに商業上に相當の伎倆を有しながら充分

の資金を有せざるが爲めに獨立の事業を營むを得ざる者をして信用確實なる人の保證の下に銀行より資金融通の道を開かしめんとするの一事に外ならず尤も斯る場合に資金を融通するには保證貸付の場合に保證人に立つ人が自己の所有する有價證券を貸渡し之を抵當品として銀行に貸付を求むるか又は保證人宛の手形を振出さしめ銀行に就て其割引を求めしむるか何れにしても普通の貸付割引に依て斯る無資力者に資金を供給するの道あるにも拘はず特に保證貸付の制度を生じたるに就ては此制度に普通の貸付又は割引に勝れるの點なかる可からず其特色とする所は左の如し

(一) 保證貸付に於ては借主は自己が實際に運用利殖する資金のみを借出し之に對して利子を支拂ふに反し普通の貸付割引にては運用せざる分に對しても利子を負擔するの損失を免かれず

(二) 保證貸付に於ては借主は何時にても融通を仰ぎたる資金の一部を返済するを得るを以て餘分の利子を負擔せざると同時に資金運用の結果利殖を收めて最も好都合なる時機に返済するの便利あり普通の貸付の如く返済期限の一定せるも

のと比較して借主に便利を與ふること少なからず

(三) 保證貸付の契約を結びたる場合には借主は銀行に當座預金を有すると同じく一定の金額まで自由に之を引出すを得るを以て普通の貸付割引に於けるが如く資金を融通する度毎に抵當品の鑑定手形の検査を受くるの手續を必要とせざるの利益あり

之を要するに是等は保證貸付の利益にして割引に供す可き完全なる手形の少なき場合には此方法に依て資金を融通すると銀行に取ても亦安全なる營業と云ふ可し蘇格蘭の例に依れば保證貸付の金額は二百磅乃至五百磅を普通とし二千磅に上るもの少なきと同時に百磅を下るものも亦稀なりアダムスミスの如き蘇格蘭に於ける商業の繁昌を以て保證貸付の實効に歸しマコーレーは蘇格蘭を盛大ならしめたるは學校と保證貸付との二なりとて大に之を稱揚し獨逸のロッシェルも亦借主を保證したる人は最も自由に又最も着實なる方法を以て借主の事業を指導す可しとて保證貸付の巧に行はるゝ理由と爲し千八百二十六年の英國銀行條例調査委員會も此制度を以て人民の公德を維持するの力あるものなりと爲せり

然れども銀行の方より見るときは信用の主幹たるは借主にして契約上何時にて
も之に對して返済を求むるの自由ありとするも結局は借主が資金を利殖したると
きに非ざれば返済を受くるの道なく隨て手形の割引等に比較すれば貸付の期限は
長期に涉り且つ再割引等の自由もなきを以て借主を精選すると同時に利子の割合
も割引歩合よりも多少の高歩に在るを常とす

第五節 當座貸越

當座貸越とは銀行が當座預金の預金に對し預金の引出又は小切手の支拂に依て
預金を支拂ひ盡したる場合に尙ほ一定の金額を限り預主の振出したる小切手の支
拂に應ずる方法にして要するに借主に完全なる信用を置き或る程度まで信用取引
の自由を開くものなり尤も銀行に依りては借主より當座貸越に對して抵當品を徵
收するとあり斯る場合には預主よりも寧ろ抵當品に信用を置き預主の便利を謀
りたるものなり但し之は預金制度に附隨して生ずる一種の便法にして銀行資金の
融通法として大に依頼す可きものに非ず

佛蘭西の銀行條例にては銀行は如何なる場合に於ても預金の現在高を超過して
小切手の支拂に應ずるを得ざるの制限あり故に平生取引先より保管預の名義にて
一定の種類の有價證券の預托を受け預金の盡きたるときに此有價證券を抵當とし
て貸付を爲し之を當座預金の内に繰入れて小切手の支拂に應じ以て當座貸越と同
一の効果を爲さしむるなり

第六節 當座貸付又はコールマネー

銀行が短期貸付を選ぶ可き理由は資金を貸付に固定せしめず間斷なく之を回収
して不時の必要に應ぜしむるを得るが爲めなれども尙ほ期限の關係にて返済が一
時に落合ひ必要の際に回収し難きこともある可し短期の貸付のみにては營業の實
際に臨んで預金の取付に差支を生ずるの危険なきを得ざるを以て銀行は當座貸付
の方法に依て一方に資金の利殖を謀りながら一方には隨時に之を取立つるの便宜
を收めて以て不時の用に供するの道を取れり蓋し銀行の準備金は日常の支拂に應
ずると預金の取付に應ずると二種の目的を有するものなるが時に營業上の都合に

依り準備金としては稍や金額多きに過ぎ其利殖を要するも左ればとて何時預金の取付に接するやも計り難きを以て一方に準備金として即時に取付に應ずるの効力を有せしむると同時に併せて利殖の目的を達するの必要あることある可し又當然手形の割引に供用す可き資金なれども一時信用の確實なる商業手形を見出す能はず其之を見出すまで放下の道を求むるの必要あり斯る場合に當座貸付の方法に依りて何時にても銀行の請求次第返済せしむるの條件にて資金を貸付くこと營業上に最も便利なり尤も當座貸付と雖も其名稱通り必ず二三日の間に返済を請求するに非ず時に依りては意外の長期に涉りて貸借を繼續することある可し唯借主の方に於て請求次第返済に應ずるの義務あるを以て放下の道を求むるに當り即時に回收の見込確實なるものを選択するの點に於て普通の期限付の貸借と相違を生ずるなり彼の手形仲買人株式仲買人の如く取引最も頻繁にして資金の回收運用極めて敏活なるものは高利の期限付の借入を爲すよりも寧ろ低利の當座貸借を爲すを得策とするを以て當座貸付を請求するは主として斯る營業を爲す者に多きが如し

當座貸付が最も盛んに行はるゝは米國にして Call money 又は Money on call と稱し銀行

に於て時々利子を定め銀行の要求次第借主より返済せしむるの約束にて資金を融通し金融市場の状況に依ては一日に數回利子の歩合を變更すること珍らしからず而して定期の貸付に非ざれば利子の變更と共に借主は改正したる利子を課せられ返済の際又は一箇月經過の後利子を通算するの仕組にして當座貸付を爲す前には借主より一定の有價證券を預り置き貸付高に相當する抵當を此證券の内より徴収する銀行多し米國の如く銀行の内にて國立銀行の準備金に就ては法定の制限あるを以て此方法に依り何時にても回收するを得る道に資金を運用するは常に準備金を法定の制限に達せしむるの方法として極めて必要なる可し

當座貸付の利子は高低の變動最も烈しきものなること既に略説せるが如し蓋し銀行は他に放下の道を得ず準備金として庫中に保藏す可き資金を融通するものなれば運用の費用を償ふて餘りある歩合ならんには進んで當座貸付の請求に應ず可し然れども一旦市場の形勢一變し金融逼迫を告ぐるときは銀行は先づ第一に當座貸付の資金を回収して準備金を増加し又は融通資力を増加するの必要あるより其回收を急速ならしむる爲めに大に當座貸付歩合を引上げるに至る可し即ち高低の

變最も烈しき所以にして又他種の利子歩合に先だつて變動するを以て當座貸付歩合の高低は自ら金融市場の趨勢を豫測するのバロメーターたるを得べし

當座貸付に就て紐育金融市場の慣例を見るに固より此種の貸付たる何時にても取立の請求を爲すを得るものなれども多年の慣例として實際には一日を期限とし今日爲したる當座貸付を今日中に取立つることなく取立つるものならば翌日に於て之を爲す普通當座貸付の取立は毎日午前中に銀行より借主へ其趣を通知し借主は午後二時十五分までに返済し午後一時を過ぐれば最早取立の請求を爲さざるること一般の慣例なり當座貸付の抵當に供する有價證券は通例借主の方にて封筒に入れ之に自己の姓名、證券の種類、金額を記載し銀行に差出し銀行は殆ど其内容を検査することなし以て其信用の發達を推察す可きなり

第七節 割引貸付に關する特別の制限

割引貸付は銀行營業の重要なる科目にして其措置宜しきを得ると否とは營業上の盛衰に直接の關係あり而して割引には當事者に於て信用の確實なる手形を選ん

で之に充て又貸付には借主の外に抵當品の信用如何を識別して資金を融通するの必要あること前論の如くなるが更に銀行制度の全躰より觀察し割引貸付に制限を加ふ可きことあり、今其重なるものを擧ぐれば左の如し

- (一) 或る一定の時期に一の取引先に對し貸付割引に依て融通する金額を制限し
- (二) 銀行の役員又は株主に對し割引を制限禁止す

銀行は資金の融通活潑なる際に相當の信用あり又從來事業に成功せる取引先に對して無制限に資金を融通するの傾あれども此事たる銀行の營業上最も危険の甚だしきものなり即ち如何なる事業家と雖も時々失敗を爲すは免かれ難き所なるのみならず着々事業に成功するの結果、前途の成行を慮るの遑なく妄に事業を擴張して失敗を招くは人事の常にして成功の後には必ず失敗の伴ふ可きものなりとす故に銀行が一の取引先に多額の資金を固定せしむるの危険なるは勿論にして若しも取引先に失敗の生ずるを免かれざるものとすれば或る程度まで取引先の數を多くし一方の成功に依て他方の失敗を補ふこと必要なり米國々立銀行條例に於て銀行の貸付金額は一口に付き株金の一割を超過す可からざるの制限あるが如き其趣

意は一の取引先に資金の固定するを防ぐの一事に外ならず其目的とする所甚だ可
なれども斯く株金に對する一定の割合を標準とするは營業上に資金の融通伸縮を
缺くの嫌あり寧ろ斯る一定不變の標準を取るよりは各種の調査報告書に依て確め
たる各取引先の信用程度を標準として増減宜しきを得ること然かる可きなり

資金の融通に就て役員并に株主に對して相當の制限を加ふるも亦極めて必要な
り從來各國に於ける銀行營業の歴史に徴するに其破産は多く役員株主が自己の特
權便宜を濫用し信用の不確實なる手形の割引を請求し又は不完全なる抵當品を以
て資金を借入れ又は自己の信用に比較して不相當なる高まで融通を受けたるの事
實に關聯せざるものなし米國に於ては從來役員が銀行に不利益なる條件を以て資
金を借入れ種々の弊害を生じたるを以て千九百年に此點に關する取締法を制定し
たり

欠

MISSING

育シカゴ、セントルイスの如き是れなり

此地に所在の國立銀行は預金に對して二割五分以上、準備市以外の地に所在の國立銀行は一割五分以上の準備金を備ふるを必要とし法律にて準備金の最少必要額を一定し若しも銀行の準備金が此率以内に下りたるときには之を舊率に復せしむるまで銀行は貸付割引を爲し又は利益を配當する能はず而して三十日以内に法定率に達せしめざるときは通貨監督官(Comptroller of Currency)は管財人を任命し銀行の財産負債を整理せしむるの規定なるが歐洲諸國を見るに英佛獨の諸國は何れも銀行の預金に對する準備金の高に關しては全然之を銀行に一任し政府に於て干渉を加ふるの例なし斯る實例を離れ理論として干渉の可否を研究するに當り先づ干渉の理由として唱出せらるゝ所を考ふるに銀行は普通の事業と異なり其基礎とする所は信用の一事にして其信用の由て生ずる所は銀行の所有する準備金に外ならず營業の範圍廣さに隨ひ準備金に依て廣大なる信用を維持するものなるに其準備金の割合を銀行の自由に放任せんか銀行は利殖の必要より動もすれば準備金を減少して營業資金運用の高を増加するの方針に出づるの結果、一國信用の基礎を危くす

るの掛念なきを得ず政府に於て社會公益を保護する爲め信用の維持に必要ななりと認むる高まで準備金の所有を命ずる所以なりと云ふに在り

以上の議論たる一見甚だ理由に富めるが如くなれども實際の問題に立入り愈々政府が準備金の割合を法定するものとして如何なる標準に據り又如何なる方針を以て之を決定す可きやと云へば政府は必ず其決定に苦まざるを得ず蓋し準備金は銀行の手に現金として保存するものなれば毫も利殖の望なき一方に其準備金は公衆より預金として吸収したる資金なるを以て利殖せざるにも拘はらず相當の利子を支拂はざる可からず従て準備金の増減如何は銀行の利益に直接の影響を及ぼすこと明白なりとして政府が法定の準備最少額を定むるに當て其割合が實際の必要より多きに過ぎんには銀行の利益を減じて一國の銀行制度全體の發達を妨ぐるに至る 反對に準備金の法定割合が實際の必要よりも低きに過ぎんには銀行は法律の規定あるを奇貨として法定の最少額まで準備金を減少す可きを以て其結果は却て公衆の利益を危ふせざるを得ず即ち標準の決定に非常の困難あるのみならず準備金の割合を法定するときは銀行營業の伸縮を妨ぐるの缺點あり蓋し金融市場

の狀況沈靜せるときに銀行に於て充分資金の融通を爲さんとするも他日取付の起りたる際に非常の危険を招くを恐れて之に躊躇し營業上機宜に適するの處置を取る能はず本來準備金の多寡は銀行營業の狀況換言すれば銀行が公衆に對して負ふ債務並に之に對して有する債權の性質取引先の習慣所在地の經濟事情等に依て定まるものにして此事情を研究するときは法律を以て各銀行を通じて時期の如何を問はず常に法定の準備金を有せしめんとする議論の實際に適合せざるに至るを發見すること難からず即ち銀行が公衆に對して有する債務を分析し要求拂例へば當座預金の類多くして定期預金の類少なき場合には其反對の場合と比較して多額の準備金を必要とす可く又商業地と農業地とを比較すれば資金運用の程度に繁閑の相違著しきを以て是亦準備金の多寡を定むるに當て斟酌を要する點なる可く又國庫金の取扱を司る銀行と普通の銀行とを比較するに一方の債務は常に多額に上れども國庫の收支は歳計豫算に依て略ぼ其出入を推知するを得るを以て必ずしも其金額の多きに比例して多額の準備金を必要とせず又小切手が通貨として廣く世間に流通し取付の爲めに銀行に歸來すること少なく又歸來することありとするも銀

行に對する債務の支拂預金の振替に供用せらるゝ場合には其然らざる場合よりも準備金を置くの必要少なし即ち預金に對する準備金の割合は銀行の有する債務の性質に依て之を異にす可きのみならず更に銀行の有する債權の性質如何に依ても亦之を異にするの事情ある可し元來準備金以外に銀行が所有する資産は直に預金の取付に應じて支拂の用に供するを得ざれども資産の内には或る時期に達し又は或る手續を経るときは最も容易に支拂の用に供し得るものあり隨て斯る性質を有する資産多きを占むるときは然らずしも債務の高に對して多額の準備金を所有するに及ばず例へば銀行の所有する割引手形の期限が按排宜しきを得て絶へず代金を取立て得るが如き又銀行の所有する有價證券は何れも信用確實にして容易に現金に換へ得るものなるときは其然らざる場合と比較して決して多額の準備金を必要とせず而して斯く現金に換へ得るは單に一般市場に對して賣却するの事實のみを指すものに非ず中央銀行と市中諸銀行との關係の如きは市中銀行の準備金の割合を左右するものにして中央銀行が市中銀行の後援者たるの地位に立ち市中銀行の營業に困難を來すや直に中央銀行に就て手形の再割引を求め又は有價證券を擔保

として資金を借入るゝを得るときは市中銀行は所有の證券を自由に現金に換ふるを得るを以て斯る便宜ある以上は其然らざる場合と比較して特に平生より多額の準備金を備へ置くの必要少なきに似たり

此點に就きダンバー氏は説を成して曰く

銀行の所有する證券が如何に善良の性質なればとて之を以て準備金に代用するを得ず即ち是等の證券が其期限に達したる際銀行が之を取立つるときは必ず其代金の支拂を受くるを得ること確實なりとするも銀行に對する預金の取付は預金者が現金を需要するものなれば善良なる證券を以て其需要に應ずるを得ず故に銀行の準備金たる可きものは必ず正貨又は法貨の資格ある紙幣より成るを必要とす但し銀行が其所有する證券の種類を選択するときは間接に準備金を鞏固にするを得るの關係あり蓋し金融逼迫の極端なるときは如何に信用の確實なる政府の公債にても殆ど其買主を見出す能はざることあれども然も信用確實にして即時に賣却の望ある證券は斯る極端なる場合を除き準備金補助として或る程度まで依頼するを得るなり(Theory & History of Banking. 32—33. 解説五八—九頁參

照)

即ちダンバー氏は證券を一般金融市場に賣却して現金に換ふる場合を想像し金融逼迫の際には證券の賣却に困難なるを以て如何に善良の性質を有するものと雖も準備金の代用を爲すに足らずとするものゝ如くなれども一國に中央銀行の制度確立し然も一般銀行の上に立ちて其營業資力を幫助するときは金融逼迫するも銀行は所有の證券に對して中央銀行より融通を求め之を現金に換ふるを得るを以て如何なる高まで善良なる證券を有し又中央銀行に對して如何なる關係に在るやを考へて準備金の割合に斟酌を加ふ可きは論を俟たざる所なり即ち準備金の標準は一々銀行に就て債權債務の性質状態を調査したる上に非ざれば正確に之を定むる能はず隨て局外者たる政府に於て之を法定せんか實際の必要と相容れざるに至るは明白の事實なるを以て寧ろ當局者たる銀行をして各自に信用を重んずの必要より自然に放任して定めしむるに若かず

此點に就てワグネル氏の説く所左の如し

銀行が所有す可き準備金の高は銀行が負ふ債務償還の時期預金の取付紙幣発

換の遲速預金吸收並に正貨回收の難易等に依て之を定めざる可からず其原因を詳述せんに預金にして要求拂又は短期拂のものは長期拂のものよりも多額の準備金を必要とす可し又預金並に紙幣は一定の時期を定めて銀行に於て取付又は兌換の請求に接することある可きを以て此時機を觀察して豫め之に備へざる可からず此外經濟上の期節政治社會金融市場の狀況外國爲替相場の變動等も自ら準備金の高に關係す可し又銀行の有する債權にして即時に容易に現金に引換ふを得るときは其然らざる場合よりも少額の準備金にて足れりとする可し或は紙幣の發行高又は預金に對する準備金の比例は三分の一を程度とす可しとて之を法律にて規定し又之を一の習慣として銀行の營業を律せんとする者あれども此の如きは單に銀行に最低度の保證を示すに止まり實際適當なる準備金の高は銀行自身に於て之を定むるの外なし(Schönberg's Handbuch. BD. I. 478—79)

タンバー氏は米國々立銀行に於ける準備金法定の制度並に準備金が法定の割合以内に下りたる場合に政府に於て營業を停止するの規定を評して曰く政府は此權能を行ふに慎重の注意を施し多少の寬嚴を加へたれども尙ほ準備金が法定の割合

より減じたるときに割引貸付を禁止するは酷に失するの嫌あり何となれば此定額に近づきて決して市場に不安を招くことなきと同時に或る事情の下に於ては非常の恐怖心を惹起すことあり實際市場の破綻を來せる際には銀行に於て最早融通の資力を失ひ資金を取立つるの愚説のみにて貸付に對する請求を甚だしくして恐慌を招くに至るが故に斯る伸縮の不自由なる規定は實際に適合せざるの缺點あり (Theory & History of Banking. 179. 解説二二二—二三頁参照)

第三節 準備金の集中と分散

次に注意を要するは各銀行が準備金を手元に置かずして信用の厚き他の銀行へ預入るゝの結果、一國の準備金が一箇所又は一銀行に集中するの事實を生ずること是れなり之を銀行準備金の集中主義と云ふ米國に於て東部商業地の銀行準備金が紐育に集中し倫敦に於て銀行が日常の諸拂に應ずる爲め少額の現金を手元に保存するの外準備金の大部分を擧げて英蘭銀行に當座預金と爲すが如き此事實に當るものにして米國に於ては紐育、倫敦に於ては英蘭銀行が各地方又は各銀行の準備金を保管するの地位に立つものなり

何故に準備金の保管に就て斯る趨勢を生ずるやと云ふに米國の國立銀行條例に據れば前記準備市以外の諸銀行は法定準備金預金に對する一割五分の五分の三を準備市の銀行へ預入れ又準備市の銀行にても紐育、シカゴ、セントルイス以外の銀行は法定準備金預金に對する二割五分の二分の一を是等の中央準備市の銀行へ預入るゝを得るの規定あり米國に於て諸銀行の準備金が以上の中央準備市殊に紐育に集中するは此規定あるの結果なり又倫敦に於て各銀行の準備金が英蘭銀行に集中する所以は諸銀行が手形交換の差額を英蘭銀行に於ける當座預金に依て振替決済するの結果、同銀行をして銀行中の銀行たるの地位に立たしむるものなり今、各銀行が各別に準備金を有するものと比較するときは之を一所に集中する方(一)一國全躰の準備金を節約し有用なる生産資本を死藏するの損失を免かれ(二)全國の準備金を有する銀行は他の銀行の上に特立して全躰の營業方針を左右するを以て一國に於ける通貨の伸縮を圓滑にし(三)中央銀行が準備金を集中して全國に散在する資金を中央に集むるときは之を以て一時政府財政の用に供するを得るの利益あれども之

と同時に全國の信用の基礎とする所は次第に減少の傾を生じ例へば英蘭銀行の準備金のみにて英國全躰の銀行の預金に對する信用を維持せざる可からざるの結果となるを以て斯る單一準備の制度の行はるゝと共に其準備金を鞏固にする方策を立てざる可からず此事たる單に學說上の議論たるに止まらず從來單一準備の下に於て銀行の信用に容易ならざる影響を生じたるの例少なしとせず千八百九十三年に於ける米國の恐慌の如き其一例にして即ち米國に於ては前記の如く準備金を他の銀行へ預托するを得るの規定あり銀行が準備金として之を所有するときは毫も利殖せざるも他の銀行へ預入るゝときは大概當座預金として五千弗以上の殘高に對して二分内外の利子を付するを以て銀行は法律の許す限り其利殖運用を謀り従て千八百九十三年の頃には東部諸州の銀行が預りたる西部諸州の銀行の預金は二億四百九十四万弗の多額に及びたり而して是等の預金を受取りたる銀行は何れも預金利子を回収するに足る可き方法を求めて之を運用せざる可からざるを以て一旦西部に資金の需要切迫し預金を回収して實際に準備金たらしむるの必要を生ずる場合に直に其要求に應ずる能はず之が爲めに大に恐慌を激成せしめたるの傾あり

るが如しアマツサウオーカー氏が此準備預托法を以て米國銀行制度に於ける爆發原素(Explosive Element)と稱したるは簡單なる辭を以て其弊害の存する所を盡したりと云ふ可し英蘭銀行が預れる銀行準備金は固より米國東部の諸銀行に於ける同種の金額の如く多からず又其引出に應ずるに當て遲滯するが如きことなきは勿論にして現に英蘭銀行は預金の全額に對し平生四割五分乃至五割の準備金を有すれどもバジオット氏が英蘭銀行は他銀行の資金預托所として公共信託者たるの性質を有するを以て其營業の局に當る者は資金運用の方法を保守にし普通以下の利益を以て満足せざる可からずと論じたる説は今日に於ても一般に重きを置かるゝが如し

第四節 準備金に關する政策

銀行の準備金は預金に對して信用を維持するの基礎なれども一方より見るときは資本を死藏するに外ならざるを以て營業上に技倆ある銀行家は實際自行が必要と認めたる最少額に準備金を制限し以て信用維持の目的を達すると同時に生産資

本を死蔵するの損失を避くるに勉めざる可からず隨て營業方針の巧妙なる銀行の準備金は常に最少額に止まるものとして例へば貿易上の逆勢、國際貸借の關係等に依り不時に正貨の流出を來し之が爲めに遽に預金を取付けられて準備金の減少を招かんには銀行は如何にして之に對する方策を立つ可きやと云ふに唯貸付割引の歩合を引上ぐるに在るのみ即ち金利の引上は貸付割引等より生ずる資金の需要を抑制すると同時に當座貸付の如き隨時金利の變更を受くる資金の回収を速にし又貸付割引歩合の増加に連れて預金利子を引上ぐるの餘裕を得るを以て其引上に依りて預金減少の勢をも抑制し双方の作用相重なりて準備金と預金との關係を舊に復せしむるに至るなり而して歐米諸國の間に於ける金融上の關係を見るに一國に於ける金利の引上は直に國內に於ける資金の移動に依りて準備金を鞏固にするに止まらず更に進んで外國の資金を吸収し以て此勢を進むるの力あるものとす

準備金減少の場合に前論の如く金利の引上に依りて其減少の勢を防壓し銀行信用の基礎を鞏固ならしむるを得れば差支なけれども若しも其引上の實効を見ずして結局信用を維持する能はざる程度まで減少すれば如何と云ふに此場合には銀行は

營業を閉鎖するの外に道なし今日の如く商業上の關係複雑にして商業家の間に貸借の關係密接する際には一銀行の營業閉鎖は爲めに意外の破綻を世間に波及し相次で倒産の不幸を來し商業家の最も恐る可き恐慌の襲來を見ることなしと云ふ可からず普通の銀行ならんには其影響の及ぶ範圍も狭く又中央銀行に於て之を助力するの道ある可しと雖も例へば紐育の國立銀行、英國の英蘭銀行又は佛蘭西の佛蘭西銀行、獨逸の帝國銀行の如き全國銀行の準備金を保管するものが斯る不幸に遭遇せんか殆ど一國全體の信用制度を破壊するの危険なきに非ず斯る地位に在る銀行はバジョット氏の所謂公共信託者たるの性質に顧み一國信用上に於ける關係を考へて平生より營業上の必要以外に準備金の鞏固を謀る可きこと勿論なれども非常の際、準備金に不足を告ぐるときには勢、非常の救濟策として政府の助力を請ふの外に道なきが如し今、此方法に就て各國の實例を案ずるに米國に於ては國庫金を運用して銀行の準備金を増加し英國に於ては一時行政處分に依り銀行條例を中止して英蘭銀行に保證準備制限外に紙幣を發行するの特典を與へ佛蘭西に於ては佛蘭西銀行をして正貨の兌換に手数料を課せしめ獨逸に於ては帝國銀行をして制限外の

兌換券を發行せしむる等、各國其取る所を異にすれども要するに非常の手段に依て準備金の鞏固を謀らざるはなし英獨佛三國の實例は中央銀行の政策に關するを以て詳細の説明は他章に譲り茲には米國の國庫金と銀行準備金との關係を明にす可し

米國の國庫金制度は純然たる保管主義を取るものにして租稅其他の形式にて各種の收入が國庫に入るや經費として其支拂期日の到達するまで國庫は固く之を保管して市場に流通せしむることなし國庫の收支が常に權衡を保ち出入略ぼ同額なるときは此制度にて差支なけれども歳入が歳出に超過する場合には此制度の結果として多額の國庫金を空しく國庫に死藏せしめざるを得ず而して米國の紙幣發行法は公債を擔保として發行するものなるが故に其發行額は公債の價格に依て制限せられ例へば國庫金死藏の爲めに金融逼迫し通貨の供給減少するも銀行は自由に紙幣を發行して市場の急を救ふ能はず又國庫金として國庫に多額の資金を死藏せらるゝときは必ず其金額は通貨の供給を減じ之が爲めに各銀行は法定の割合に達するの準備金を所有するに非常の困難を感じ其困難の甚だしきに至ては恐慌を惹

起すことなきを保す可からず故に斯る危機に臨むときは政府は金融の逼迫を救ひ銀行の準備金を豊にする爲め左の三策を行ふ

- (一) 公債利子の内、支拂期限の到達せざる分を前拂す
- (二) 國庫金を以て一般市場殊に國立銀行より公債を買入る
- (三) 銀行をして公債を提供せしめ之に對して國庫金を預入る

右の内、第三策は千八百八十四年時の大藏卿ウヰンダム氏始めて之を行ひ第一第二の策は千八百九十九年時の大藏卿ライマングージ氏に依て行はれたるが更に最近の一例を擧ぐれば千九百二年九月米國の金融市場にては國際貸借の關係より輸入増加して輸出減少し輸入稅納入の爲め多額の正貨を要したると歳入の超過の爲めに國庫に多額の資金死藏せられたると當時西部に於ける農産物出廻りの爲めに資金の需要増加したる等の結果九月の末頃より金融一時に逼迫し紐育市場の割引歩合は六分内外を上下し當座貸付の利率の如きは一割四分乃至二割の間を高低し銀行準備金は其法定最少額に近づき金融市場に非常の恐怖心を惹起したるより大藏卿シヨロ氏は時局の必要に顧み以上掲げたる三種の方案の外に別に新策を立て

公債の外に確實なる證券を政府へ提出する銀行へは國庫金を預入れ此預金に對しては銀行は法定の準備金を置くを要せざることを

として大に國庫金の流用を謀り之に依て金融市場の急を救ふを得たり(O. M. W. Sprague—The New York Money Market. The Economic Journal, march, 1903.)參照

第五節 聯合準備金制度

前節に掲げたる準備金の減少を防ぐの方法は何れも政府の助力を仰ぐものなるが米國々立銀行の間には銀行の同盟に依て準備金の減少を防ぐの法あり之を聯合準備金制度(System of Combined Reserves)と云ふ米國が此方法を實行する所以は(一)同國には中央銀行として一般銀行の上に特立して是等に資金を融通するの機關なく(二)國立銀行條例不完全にして通貨の伸縮自在ならず(三)國庫金の流用を仰ぎて準備金の減少を防がんとするも事政府に關するを以て迅速に其實行を望む能はざるが爲めにして今其制度の一斑を見るに手形交換所組合に屬する銀行四分の三以上の同意に依り各銀行をして所有の公債有價證券商業手形等を交換所へ預入れしめ交換

所は之に對して貸付證券(Clearing House Loan Certificate)を發行し銀行は手形交換の差額を支拂ふに總て此證券を使用するものなり

今如何なる場合に交換所貸付證券を發行するやと云ふに金融逼迫し銀行が法定の準備金を維持するに困難なるときに其發行を必要とするに至るものなり前節に説明したるが如く銀行にして貸付割引の歩合を引上ぐるときは準備金の減少を防ぎ更に進んで其増加を期するを得れども是れは金融市場が平穩の状態に在る場合に効力あるものにして市場に於ける資金融通の澁滯極度に達したるときには到底斯る効力を見る能はず然らば銀行に於て所有する公債其他の有價證券を市場に賣却して現金に換ふるが如き準備金増加の一法なれども金融逼迫の際には是亦容易に其實行を望む可からず交換所貸付證券の發行は斯く市場に賣却して現金に換ふるを得ざる有價證券を利用して銀行が債務を支拂ふ目的物たらしむるものなるが故に銀行の方より見れば賣買の資格を失ひたる有價證券に其効力を與へ之を現金に代用せしむるの作用あり又社會公衆の方より見れば交換差の決濟に通貨を以てせず一種の信用證券を以てするが故に其高だけ通貨の用途を節約するの作用あり

キャンノン氏曰く金融逼迫の場合には銀行の預金者は前途の成行を恐るゝと實際支拂の必要に迫らるゝとに依て預金の過半を引出す可く銀行は到底之に應ずる能はざることある可けれども米國銀行制度にては時の必要に應じて通貨を膨脹せしめ銀行をして貸付割引を行はしめ以て恐慌の襲來を防ぐの機關なし故に銀行は相互に協同して斯る機關の缺乏を補はざる可からず (Cannon—Clearing Houses. 80—81.)

然らば交換所證券の効力如何と云ふに前論の如く交換所證券は通貨に代て交換差決済の用に供せらるゝが故に其發行額だけは通貨に對する需要を減少し銀行に貸付割引に應じ又は準備金を増加するの實力を與ふると同時に斯く銀行が證券に依て交換差を決済し各銀行の間に聯合準備法を取るときは自ら金融市場に安心を與へ恐怖心を抑制し之に依て資金に對する無用の取付を防ぎ此點より準備金の減少を免かるゝを得べし即ち交換所貸付證券の發行は(第一)銀行間の取引に必要な通貨を節約し(第二)世間公衆の預金取付を制する二重の作用あるものなりとす蓋し金融逼迫の極、銀行の準備金一時に減少したる場合には世間一躰に恐怖

心に襲はるゝの常なれば此際、一銀行にして破産閉店の不幸に陥らんか恐怖心を催せる人々は他の銀行に對しても不安の念を懷きて預金を取付け一銀行の破産は累を他に及ぼして際限する所なし交換所の決議に依て銀行が聯合し相互に保護の道を盡すときは銀行全躰の地位を鞏固にするの効力あること論を俟たず

米國に於て始めて交換所貸付證券を利用したるは千八百六十年紐育手形交換所が之を發行したる際にして同年の秋季には米國金融市場の逼迫甚だしく銀行は貸付割引に應ず可き資力を失ひ殊に同年十一月大統領の改選行はれたるを以て其前後金融市場の繁忙極點に達したるは左の一表に依て明かなり

	貸付割引	紙幣發行	預金	正貨
十一月十日	一二五、六〇〇 <small>千部</small>	九五〇〇 <small>千部</small>	七九〇〇〇 <small>千部</small>	二一、一〇〇 <small>千部</small>
同 十七日	一二三、三〇〇	九三〇〇	七六〇〇〇	一九、五〇〇
同二十四日	一二二、五〇〇	九〇〇〇	七四〇〇〇	一八、八〇〇
十二月一日	一二九、五〇〇	八、八〇〇	八〇、七〇〇	一八、五〇〇

斯る難境に陥りたるより交換所組合銀行は十一月末に至りて會議を開きて左の

事項を決議したり

一三三

- (一) 交換所組合銀行より委員として五行を選定す
- (二) 組合銀行は所有の商業手形、公債、大藏省證券、合衆國に於ける會社の株式にして右委員の認可したるものを委員へ預入るゝを得
- (三) 委員は右の有價證券を預り之に對して其價格七割五分以内の割合を以て預主へ交換所貸付證券を交付す
- (四) 交換所貸付證券の發行額は五百萬弗を超過するを得ず後に一千万弗に増加す
- (五) 交換所貸付證券を以て交換差を支拂ひたる銀行は一年七分の割合にて利子を負擔するものとす

此方法に依り十一月末始めて交換所貸付證券を發行したるが其成績頗る宜しく翌千八百九十一年三月九日まで發行を繼續したり爾來千八百七十三年千八百八十四年千八百九十年千八百九十三年の恐慌には常に交換所貸付證券を利用して銀行の準備金を安全にし千八百九十五年ヴェネズエラ境界問題に就て英米兩國の間に紛議を生じ歐洲へ向け多額の金貨流出して經濟社會に不穩の徵候を現はすや紐

育の諸銀行は交換所貸付證券の發行を準備したり近年は紐育市のみに止まらずフキラデルphia、ボストン、ボルチモア、ピッツ、バーグ等の諸市に於て何れも此方法を實行し千八百七十三年恐慌の慘害甚だかりし場合を除ひては常に其成績宜しきを得たり

第六章 紙幣

第一節 紙幣の性質

金銀は貨幣の原材料として最も適當の貨物なるが故に經濟社會の進歩と共に市場に金銀貨を流通するに至る事實は貨幣論に於て既に論述したる所なれども正貨を流通せしむるときは種々の損失不利益の伴ふを免かれず個人間に於ける授受の點より見れば日常の携帯に不便を訴ふるのみならず流通の際に紛失埋没の危険あり又平生流通上に磨滅して原材料を消耗するの損失あり是等の損失に加ふるに原材料買入の資本に對する利子の如き明に社會全體の不利益に歸するものにして紙幣の發行流通は要するに斯る不便と損失とを除くの必要より生ずるものなり若しも世界各國が紙幣を使用せずして盡く正貨の流通を必要とせんか正貨に對する需要強くして價格を騰貴せしめ資金の供給不足せる貧國の如きは原料品機械其他人民生活上の必要物件に放下す可き資金を割くの不利益を免かれざる可し

ジエヴォンス氏は千八百七十六年英國に流通する金銀貨九千五百萬磅の流通費

を二百九十七萬二百磅と計算したり即ち氏は九千五百萬磅に對する利子三分二百八十五萬磅を以て正貨流通の爲めに要する資本固定の損失とし十二萬磅を以て磨滅埋没等より生ずる損失と計算したるものなり

即ち紙幣の發行流通より生ずる直接の利益は流通上に便利にして製造に費用を要せざるが爲めに埋没紛失より生ずる損失なく其發行に資金を固定せしめざる等の諸點なるが更に間接の利益を擧ぐれば此流通に依て其發行者たる銀行の信用を世間一般に普及して預金吸收を容易にし銀行の利用を盛ならしむるを得るが如き殊に注目す可きものなり

紙幣は其性質より云ふ時は無記名式一覽拂の約束手形に外ならず故に此點より推論するときは苟も世間に信用ある者は之を發行して差支なき筈なれども品位量目の完全なる貨幣を供給するの必要より貨幣の鑄造を一般に許さず必ず政府に於て之を獨占すると同じく紙幣の發行に就ても亦之に制限を加ふるを通則とす蓋し信用の程度を異にする人が發行したる紙幣の間には必ず價格に異同を生じ且つ紙幣に依ては全く信用の絶無なるものも少なからざるを以て一般に紙幣發行を許す

ときは其流通の圓滑を缺きて非常の不便を招く可きを以てなり茲に於てか最も必要なるは紙幣の發行者に就て制限を立つると同時に無記名式一覽拂の約束手形の振出に就て制限を加ふるの一事にして其方法としては絶対に此類の手形の振出を禁止するか又は其最少額面を一定し此以内の額面の手形の振出を禁止するに在り我國現行の商法にては三十圓未満の金額にて無記名式一覽拂の約束手形を發行するを禁止したり蓋し絶対に無記名式一覽拂の約束手形の發行を禁止するは紙幣の發行を一般に許可せざるの趣意を貫徹せしめんが爲めにして又其最少額面を定め額面以内の手形に限り發行を禁止する理由は額面の高き約束手形を受取る者は其發行者即ち振出人と平生取引上の關係を有す可き筈にして従て發行者の信用程度をも心得て手形の良否を識別するを得るを以て大額面の約束手形は自由に其發行を許して差支なければども額面の低き無記名式一覽拂の約束手形は手形の良否を識別するの知識なき勞働者其他無資産者の手に入り不良の手形を受取りて其支拂を得ざるが如き不都合を生じ社會に慘害を及ぼすこと大額面の約束手形が不渡となりたるの比に非ず此事情を顧みず小額面の約束手形を無記名式にて發行せしめん

か紙幣の發行に依て社會公共の利益を保護するの道なきに至る可し額面を標準として制限を設くるの必要ある所以なりとす

第二節 政府紙幣

無記名式一覽拂の約束手形殊に其額面の低き手形の發行を一般に許可せず紙幣の發行者を信用の厚き者に限りて其價格の均一を保ち流通上の便宜を擧ぐるの必要ありとして何人を以て之に當らしむ可きや紙幣が正貨を代表する通貨の一種なるは學說上疑なき所にして貨幣の鑄造を政府の獨占に歸せしむるの慣例ある以上は紙幣を發行するに當ても政府を以て先づ其發行者たらしむると普通の順序なるが如し政府紙幣に二種あり不換紙幣と兌換紙幣と是れなり先づ不換紙幣に就て論ぜんに政府が紙幣を發行するときは之に法貨たるの資格を與へ且つ租稅其他國庫の收納に表面價格にて收受するが故に正貨と兌換せざるも或る程度まで其供給を制限するに於ては表面價格に準じて流通せしむるを得べし従て政府は發行紙幣に對して何等の準備金をも置くの必要なきが故に發行したる紙幣を以て國庫の收入の一

部とするを得、斯る性質を有するが故に政府が財政の困難に際會すれば不換紙幣を國庫の財源に供用せんとし紙幣の過發を招くを免かれず

此點に就て近代の經濟史上に特に著明なるは革命時代に於ける佛蘭西の紙幣發行と南北戰爭に於ける米國政府の紙幣發行とにして双方共に紙幣過發の爲めに價格に非常の下落を來したるが此他の例を見るも不換紙幣にして價格の下落せざる場合殆どなく價格の下落は自ら不換紙幣の特徴を爲すの事實あり従て政府が不換紙幣を發行するときは(一)紙幣の價格下落してグレンシャム法則の作用に依り正貨を流通外に驅逐し其結果、一國の經濟社會に多種類の通貨が相並んで流通するの利益を奪ひ(二)紙幣の價格下落の結果として物價は騰貴し然も其間に動搖して極りなく商業上の取引を不確實ならしむるの弊害あり

次に政府が發行する兌換紙幣の内には多額の重量を有する正貨を流通するの不便なるより之を避けしむる爲め國庫に正貨を輸納する者に同額面の紙幣を交付し國庫に於て之に對する正貨を保藏するものあり今日米國政府が發行する金券銀券(Gold and Silver Certificates)是れなり而して第二種の兌換紙幣は政府に於て兌換を保證

し其保證を維持するに充分なりと認むるだけの正貨を所有するもの是れなり故に政府の所有する正貨にして兌換を維持するに足らんか此種の政府紙幣は完全に其價格を保ち通貨として適當の作用を爲す可きの道理なれども政府をして此任に當らしむるは甚だ危険にして且つ弊害の源となるは從來の慣例に徴して明なり即ち政府の紙幣發行は經費支出の點より生ずるものなれば民間に於ける通貨の需要に應じて其發行を伸縮するを得ず是れ不便の起る重なる點にして次に斯く經費支出の爲めに紙幣を發行するの結果歳出入平均を得ずして歳入不足したる際紙幣を發行して其不足を補はんとするは政府の最も陥り易き所にして之が爲めに内國の正貨を海外に流出せしめて信用の基礎を薄弱にするのみならず政府も亦兌換の準備金を失ひ甚だしきは兌換紙幣として發行したるものを後には不換紙幣とするの已むを得ざるに至り其價格の變動を招き不換紙幣過發の弊害を蒙むるに至るは免かれ難き所なり故に政府をして紙幣の發行者たらしむるを不可なりとするの説は敢て今日に始まれるに非ずリカードの如き夙に此點に注意し左の如く論じたり

政府をして紙幣の發行者たらしむるときは銀行の手に托する場合よりも濫用

の危険多きを認めざる可からず蓋し銀行は法律の監督の下に立ち自行の利益より打算して紙幣の發行高を増加せんとするも個人が正貨を取付くるに依て自ら制限せらる可く而して政府が發行權を有するときは是等の制限は充分なる効力を現はさず政府は將來の利益よりも目前の便宜に驅られて法律の定めたる發行額を動かして顧みざる可し(Ricardo's Works. McCulloch's edition. 219)

第三節 銀行紙幣と政府の監督

前節に述べたる不便と弊害とを避くるには銀行をして紙幣を發行せしめ割引貸付の方法に依て之を世間に融通し通貨の需要供給に伴ふて其伸縮を謀らしむると同時に法律上の責任を明にして其信用を鞏固ならしむるの必要を生ず是れ即ち政府が自ら紙幣を發行せず銀行をして之に當らしむる所以にして其發行には前に述べたるが如く紙幣流通上の畫一即ち價格の均等を保たしむるの原則より發行銀行を一種に限ること當然なり歐洲諸國の方針は明に此點に於て一致し英國の英蘭銀行、佛國の佛蘭西銀行、獨逸の帝國銀行の如き全國の紙幣發行を統一するの地位に立

つものにして是等の銀行の創立起源に遡つて考ふるときは或は政府が財政上の急に驅られ銀行より特別の幫助を仰がんが爲めに斯る特權を與へられたるものあれども今日に於ては全く紙幣統一の必要より紙幣發行權を獨占するに至れるものなり彼の米國が國立銀行條例に依て定めたる條項に準據して設立したる銀行には總て紙幣發行の特典を與へ所謂自由銀行制度(Free Banking System)を取るは歐洲の慣例に對して除外例を爲すものなり

然れども茲に注意を要するは本來紙幣の發行は正貨の需要を節約するの作用あるものにして其節約したる高だけは發行者の利益に歸するものなるを以て之を有形上の利益ある特典と稱するを得べし而して此特典たる其性質より云ふときは當然社會全體の有に歸す可きものなるに紙幣流通の便宜上より特に銀行に與へたるものなれば此特典より生ずる利益は決して一銀行をして之を私せしむ可からず必ず社會全體の有に歸するの道を盡す可きこと肝要なり是れ紙幣發行の特典より推論するを得る原則なり換言すれば紙幣の發行流通に依て正貨の需要を節約して得たる利益は私人又は私人の組合より成れる銀行に於て之を受くるの權利なし必ず

社會全體の所有に移すこと至當にして従て紙幣發行の銀行が正貨を代表せざる紙幣を發行し之を營業資金として得たる収益は課税納付金其他の形式にて國庫の所有に歸せしめざる可からず歐洲諸國に於て近年中央銀行條例を改正するに當て漸次中央銀行に對する課税納付金の金額を多くし紙幣發行より生ずる利益を國庫に移すの方針を取るは事の宜しきを得たるものと云ふ可し

銀行に紙幣發行の特典を與ふるは紙幣流通の便宜上必要なりとして第一に起る問題は之に對して政府が干渉を加ふるの可否如何又干渉を加ふる場合に其程度種類の如何に在り元來銀行の責任より云ふときは預金と紙幣とは性質上毫も異なるものに非ず即ち紙幣は銀行に於て要求次第何時にても正貨を以て其支拂に應ずるの約束の下に發行するものなれば銀行が預金を受入れ預金者の振出したる小切手に對し要求次第現金を以て其支拂に應ずると責任上に相違する所なきは明白の事實にして一方は自己の所有する資金を銀行に預托し要求次第引出すの約束を爲し一方は銀行より現金を受取る代りに要求拂の約束手形を受取るが如き何れも銀行が要求次第支拂に應ず可き事實を信用したる結果なり此信用あればこそ銀行は預

金又は發行紙幣に對して同額の準備金を置くの必要なく大部分を貸付割引の資金に供して差支なき次第なり而して預金に對する準備金に就て政府が干渉を要するや否やと云ふに前章に論じたるが如く之を放任するの議論甚だ盛にして各國の立法例を見るも米國の國立銀行を除いては何れも準備金を銀行の自由に放任するの方針を取るに獨り發行紙幣の準備金に就ては各國ともに之に多少の干渉を加へざるはなく又準備金に干渉を加へざる時は發行法に制限を加ふるの例なり預金も紙幣發行も銀行に對する責任の上より見るときは全く同等なるに一方の準備金は銀行の自由に放任しながら他の準備金には法律上干渉を加ふるは如何なる理由に基くやと云ふに大凡左の事情に依るものなる可し

(一) 預金を爲す者は平生商業の實務に當り銀行と取引上密接の關係を有するの常なるを以て自然各銀行の信用程度を推知し自ら自己の利益を保護するの道を盡すを得れども紙幣に至ては其額面は通例本位貨幣の最少額面と同じく盛に小取引の用に供せられ到る處細民の間に流通するを以て銀行破産等の爲めに兌換を停止せんか其損害の及ぶ所は預金の支拂停止と同日の談に非ず

(二) 流通上より紙幣と小切手との區別を考ふるに紙幣は性質上要求拂のものにして所有者が之を他へ拂渡すに就て特に裏書の手續を要するとなし故に之を受取りたる者は發行者の支拂停止に當て自己に紙幣を交付したる者に對して何等の權利を有せざるに反し小切手の類は振出の際豫め支拂の期限を定め一度之を授受したる者は他へ拂渡すに當り關係者として裏書し支拂に對する責任を負ふものなり即ち小切手は之を授受したる者が裏書人其他の關係者に對して信用を置くに依て流通するに反し紙幣は其發行者の名が一般に信用を與ふるの價值あるに依て流通す

シャーリング氏曰く個人が要求次第拂戻を受くるの約束にて預金を爲すは私人間の行爲にして當事者の間にて自由に此事を爲し立法上に干渉を施す可き理由を存せざるは極めて明白なり之に反して紙幣發行は其性質より云ふときは個人が何時にても正貨に引換ふ可き手形を他人に交付する私人間の行爲なれども其關係する所頗る廣きが故に自然社會的性質を有する事項に屢す隨て政府の干渉を施す必要を生ず其理由二あり(甲)紙幣が公衆の間に廣く流通するときは其發行者の資力如何を判斷する知識を有せざる者も其授受を拒む能はず(乙)紙幣發行

は多くの場合に於て政府の特許を得ること是れなり(Bank Politik. 40)

(三) 放任論を主張する者は論據として兌換紙幣の發行高が供給に超過するときは必ず正貨を取付け銀行をして發行高を收縮せしむるに至るを以て増發の危險なしと云へども正貨取付の場合に銀行をして發行高を收縮せしむると否とは固と銀行の自由に屢する所にして其際銀行が目前の利益に驅られ愈々發行高を増加すれば結局兌換の基礎を破壊するに至るを以て法律を以て其過發に至らざる間に之を防遏するだけの干渉を必要とす殊に紙幣は小切手と異なり一國の各地方並に人民の各階級に流通し其支拂を求むる前に銀行に呈示して保證を求むるの必要なきを以て銀行に取付の爲めに歸來するまで永く社會に流通し銀行が其償還に就て實力を有するや否や時々の取付に依て之を知るの機會なきを以て勢過發の恐あるを免かれず

(四) 英國の如く單一準備制度の國に於ては全國信用の基礎とする所は英蘭銀行が發行する紙幣を正貨に兌換するを得るや否やの一事に外ならず換言すれば市中の諸銀行は準備として小額の正貨を有するの外準備金の過半を預金として英蘭銀行

へ預入れ英蘭銀行は此預金の準備として兌換紙幣を有すれども兌換紙幣が準備金たるの効力あるは銀行に於て之を正貨に兌換するの實力を備ふるが爲めにして若しも市中の銀行が預金を取付けて兌換紙幣を得るも更に之を正貨に兌換し能はずんば兌換紙幣は準備金たるの効力を爲さず即ち英蘭銀行紙幣の準備金は兌換紙幣の準備金たると共に預金の準備金として全國信用の基礎となるものなれば單一準備制度の下に於ては準備金の増減を銀行に一任せず政府に於て干渉を加ふる特別の理由を生ずるものと云ふ可し

以上の點に就て一二學者の所説を参照するに軌を一にするの觀あり

シャーリング氏曰く銀行業が從來各國に於て法律上の制限を受くるの目的物と爲り又現に然る所以は其業務が社會全體の利害に關係を有し殊に其業務の一分料として貨幣と同等に使用せらるゝ通貨を供給するの一事に在り故に中古ヰエニスに於て銀行に對して特別の干渉を加へたるの例あれども殊に其干渉嚴重なるに至れるは銀行が紙幣を發行し且つ紙幣が世人に銀行營業の確實なるや否やを知る能はず又支拂の用具として受取りたる際之を拒絶し能はざる薄弱なる

地位に在る者の手に入りたる時より以後に外ならず(Bankpolitik. 3—4)

ラフリン氏曰く 政府が銀行の紙幣發行を監督するは其貨幣鑄造に對すると同一の關係に出づるものなり貨幣鑄造に關して政府が品位量目を證明するは地金所有者の爲めにするに非ず公衆をして取引を行ふの際、一々地金を秤量檢定するの不便煩勞を避けしむるが爲めなり今政府が銀行制度を立て紙幣の保證償還に關する規定等を設くるは銀行の爲めにするに非ず又紙幣所有者のみを保護する爲めにも非ず公衆をして其紙幣の安全を檢定するの不便を除き以て完全に紙幣流通の便宜に浴せしむる目的に出づるものなり (Report of the Monetary Commission. 165—66.)

第四節 銀行紙幣の發行法

銀行紙幣發行に就ては政府に於て監督干渉を加ふるの必要ありとして如何なる方法に據る可きやと云ふに其目的とする所は(一)紙幣の兌換を安全にし(二)紙幣の發行をして伸縮自在ならしむるの二點に外ならず此點より從來各國に行はれ又現に

行ばれつゝある各種の發行法に就て觀察するに左の如し

(一) 單純準備發行法 此方法は今日米國政府に於て、金券銀券を發行すると同じく正貨と引換に同額面の紙幣を發行し正貨を準備として銀行の庫中に存し置くものにして兌換を確保するの目的を達する點より云ふときは最も完全なる方法なり何となれば紙幣は必ず之に對する正貨を準備とし何時にても銀行に於て兌換に應じ得べければなり此點に就ては確實なれども紙幣にして同額の正貨を代表する以上は單に流通上に正貨を使用せず其磨滅の損失を省き通貨を授受運般するの勞費を除くに止まり更に一步を進め紙幣の使用に依て正貨の用途を節約し其流通上に資金固定の必要を減ずるの利益を見る能はず紙幣の流通高と同額の正貨が銀行の庫中に在る限りは之に對する利子は一國全軀の負擔たる可し故に斯る發行法は信用ある銀行が紙幣を發行する際に適用す可きものに非ず寧ろ銀行をして自己の信用に依て兌換の安全と兩立し得る程度に於て紙幣發行を利用して正貨の用途を節約し紙幣を銀行の營業資金に供用せしむるの方法を取ること肝要なり

(二) 比例準備發行法 紙幣發行者たる銀行をして常に紙幣發行高に對し例へば三

分の一又は四分の一と云ふが如き割合にて適宜の比例を以て準備金を置かしむるの方法あり成る可く其割合を高くするときは兌換の安全を維持するの効力あれども之と同時に準備金として殆ど無用なる正貨を庫中に置き信用の利用を妨ぐるの結果なきを得ず適當の割合を定むること甚だ困難なるのみならず紙幣伸縮の點より考ふるも金融市場に資金を要して繁忙を告げ紙幣に對する需要の緊切なるに當て銀行が定額の準備金を有せざれば之に對する紙幣を發行し得ざるが如き伸縮の自在を得たるの道と云ふ可からず且つ銀行が準備金を減少して法定の割合に近づくときは金融市場の状況如何に拘はらず金利を引上げて紙幣を回収し紙幣發行高と準備金との割合を舊狀に復せしめざる可からざるを以て時に金利に急激の變動を惹起すことある可く又法定の割合に近づきたるの故を以て公衆に不安の念を催ほさしめ紙幣流通の安全を傷くるに至る可し

(三) 一部準備發行法 一部準備發行法とは紙幣發行高の内にて一國に於て如何なる状況にありても必ず流通上に必要なる部分を推測し之に對しては特に正貨を準備とするを要せず有價證券商業手形の類を準備として發行せしむれども此以上の

發行高に對しては必ず特に正貨を準備に充てしむる方法なり前者の發行を保證準備と云ひ後者の發行を正貨準備と云ふ即ち此制度の特色とする所は或る程度を越ゆる時は單純準備發行と同一の利益を收めしめながら尙ほ或る程度まで紙幣の伸縮を自由ならしむるを期するものにして要は保證準備の範圍を狭くして紙幣發行高に對する正貨準備の割合を高くし以て正貨の兌換を確實にするか或は保證準備の範圍を廣くして發行高に對する正貨準備の割合を低くし以て紙幣の伸縮を自由にするか二者宜しきを選んで正當の道に就く可きのみ然れども銀行が平生より保證準備の全額まで紙幣を發行して毫も發行餘力を剩さざるか又は其餘力の少なきときに金融市場に異變を生じて紙幣に對する急激の需要起らんか銀行は正貨準備を増加し之に依て伸縮を求むるの外に道なく然も正貨準備を増加するには割引歩合を引上げて外國より正貨の流入を促すの必要あるを以て急速に其目的を達するに難きことある可し従て或る場合には比例準備發行法と同一の不便を免かれざるなり

(四) 屈伸制限發行法 茲に於てか前記の不便を除く爲めに屈伸制限發行法 (System

of Elastic Limit)なるもの案出せられ之に依て紙幣を發行する制度あり即ち此發行法にては保證準備の定額を定め之に超過したる分に對して正貨準備を備へしむること一部準備發行法と異なる所なけれども若しも保證準備の發行高が法定の制限に達したるときに尙ほ紙幣に對する需要ありて金融市場の狀況其發行を必要とすれば銀行は低率の租税を國庫に納付して保證準備の制限以上に有價證券、商業手形を準備として更に紙幣を發行し得るなり其税率にして略ぼ市場の金利と同一の程度にあらんか金融市場の狀況舊に復して市場の歩合下落すれば銀行は課税の負擔を免かれんが爲めに自然紙幣の發行を收縮するを以て永く制限外發行を繼續する道理なきと同時に一時金融市場の逼迫したる際には之に依て金融を疏通するを得比例準備又は一部準備發行法に於けるが如く伸縮の不便を招くことなきを以て其利益の著しき點なりとす

(五) 最多額制限法 以上各種の發行法は其何れに據るを問はず紙幣の發行高と正貨準備との間に或る割合を保たしむるものなれども最多額制限法は全く是等と趣を異にし單に紙幣發行の最高額を法律にて一定し此以上に發行を許さざると同時

に發行高を此以内に止むるときは銀行に於て如何なる高まで準備を要するや全く其自由に一任するものなりジェヴォンス氏の如きは大に此方法を稱讚し通貨の一部に對して利子を節約し且つ便宜にして經濟的なる通貨を供給し同時に發行紙幣は或る程度を越えて正貨を海外へ驅逐するとなきを論じたれども(Money, 225)此方法には非常に矛盾せる點あり第一最多額の發行を限定したるのみにて紙幣の伸縮を自由ならしめんとするには銀行に於て其定額まで發行せず平生より一部の餘力を存し置くこと必要なり第二準備の點に何等の制限を加へざる以上は常に其營業の本質に顧みて準備金を所有し以て兌換の安全を確保せざる可からず双方共に銀行に絶對の信用を置き銀行も亦此信用を守りて始めて完全に行はる可き制度なり既に銀行に斯る信用を置く以上は何故に特に紙幣發行の最多額を限定するか之を限定するの趣意は銀行が信用を重んじ自行の安全を顧て不良の放資を避く可しと看做さず寧ろ政府に於て信用の膨脹を制限して過度の投機を防遏するの必要ありとするが爲めにして若しも銀行の營業方針に信用を置く以上は凡そ一國に於ける適當なる放資の目的物には限りあるを以て特に發行額に制限を加へざるも自然に適

當の區域に於て制限せらる可きの道理なり今日此方法に依て銀行紙幣を發行する國あれども單に沿革上の理由を除き論據として見る可きものなし

(六) 證券預托法 以上各種の發行法は第五の最多額の制限法を除き何れも銀行所有の財産の一部を特定し之を兌換の保證に充てしむるの制度にして所謂一般の資産(General Assets)を基礎とするものなるが第六の證券預托法は是等と異なり銀行をして兌換の保證として所有財産の外に特別の擔保を置かしむるの制度にして例へば銀行の資本金の一部又は全部を以て政府の公債を買入れしめ公債の時價額面價格又は幾分を限りて紙幣を發行せしめ公債は紙幣の擔保として政府に保管し銀行が兌換を爲すを得ざる際に之を賣却して以て兌換に應ずるなり故に兌換の安全を期するの點より云ふときは可なるが如くなれども後に米國々立銀行に就て説明するが如く此方法を取るときは銀行營業資金の大部分を公債に固定せしめ政府と銀行との關係を密接にし政府財政の薄弱なるときには銀行の信用も亦減退し紙幣伸縮の點より見るも公債の時價の高低に依て紙幣の發行に不利益なる場合あり又其利益ある場合にも公債の買入、預托等種々の手續を要して其發行を市場の急要に應

ぜしむる能はざるの缺點あり

第五節 銀行紙幣の額面並に資格

銀行紙幣に關して尙ほ研究を要するは流通上の資格と額面の多寡に關する問題はれなり先づ額面の方より論ぜんに原則として紙幣の額面は決して小額に過ぎざるを可とす蓋し流通上の實際より考ふるに額面の小なる紙幣と大なる紙幣とは各々其用途を異にするの傾ありアダムスミスAdam Smithの如き夙に此點に注目し小額面の紙幣は小賣商人と消費者との間に、大額面の紙幣は卸賣人の間に流通するの事情を擧げたるが如何にも其如く小額面の紙幣は専ら廣く貧民の間に流通するを以て兌換停止の場合には非常の損害を流布するに至る可し第二に小額面の紙幣は偽造變造に罹り易く其取締甚だ困難なり第三に多額の小額面紙幣に對して汚損毀滅を防ぐは尋常の事に非ず英蘭銀行が今日行ふが如く一度發行したる紙幣は歸來の後決して再發行を爲さざる制度を採用すれば常に汚損したる紙幣を回收するを得べしと雖も多額の小額面の紙幣に對して此事を爲すときは費用に於て堪ふ可からず從て紙

幣の最低額面は低きに過ぎざらしめ小額の支拂取引には補助貨を以て之に充てしむるの必要ある可きなり然れども之に反して紙幣の額面を高きに失せしむるも亦不可なり英國の如き今日此弊を現はせるものにして現行の法律にては英蘭銀行の發行する紙幣の最低額面を五磅に限れる一方には補助銀貨の法貨たる制限を二磅とせるが故に五磅以内の支拂取引には總て一磅半磅の金貨を用ひざる可からず從て金貨の鑄造流通の爲めに資金を固定せしめ其流通より生ずる金貨の磨滅を補ふの必要を來し又或る程度まで銀行紙幣の流通に依て當然得べき利益を失ひ一國經濟上に損失する所少なからず

英國に於て斯る制限を立てたるは千八百二十六年にして同年三月以後法人たると自然人たるとを問はず英蘭土に於て額面五磅以内の無記名一覽拂の約束手形を作成記名發行又は再發行したる者あるときは一回の違反に對し二十磅の罰金を課するの規定を立て從來一磅を最低額面としたる紙幣の額面を五磅に引上げたるが此制限を設けたる際には英蘭銀行並に他の發行銀行の紙幣發行法宜しきを得ず兌換の安全を保ち難きが故に其必要を生じたるものにして其後紙幣の

發行が英蘭銀行に統一せられたる今日まで此制限を變ぜず特に右に掲げたるが如き損失を被むるの謂れなし従て銀行條例の改正論に伴ふて紙幣額面の改正も世間の議論に上れる場合少なしとせず左に掲ぐるは千八百八十九年十二月七日發行の倫敦エコノミストの議論なり

改正案の眼目とする所は充分の保證あり即時に兌換し得べき且つ日常の取引に適せる通貨を供給するに在り今日英國が紙幣の額面を五磅以上に限れる場合には此最後の要件を具備するものと云ふ可からず是等の紙幣は日常の取引には殆ど其必要なし殊に今日小切手を支拂に用ひ且つ小額の支拂にも小切手を發行すること一般に行はるゝ場合に紙幣の最低額を五磅とするは頗る高きに失したり而して五磅以上の紙幣が通貨として不適當なるは一方に内國の人民並に商業が著しく増進したるにも拘はらず紙幣の流通高は四十五年前よりも却て減少したる一事に依て知るを得べし英國をして有効なる紙幣を有せしむる爲めには一磅紙幣の發行を認可するを以て第一の策とす

而して其後紙幣の額面を低減するの必要は世人の注目する所となり千八百

九十二年三月下院議員フアウラー氏より此點に關する決議案を提出し千八百二十五年の恐慌の反動として起りたる制度を事情の全く相違せる今日まで繼續するの不可なる所以を論じたるがラボック氏等は英蘭銀行を代表し此制限を置き多額の金貨を國內に留保する必要、一磅紙幣が恐慌等に際して大額面の紙幣よりも急激の取付を來すの原因たること並に偽造變造の難に罹り易き三點を擧げて反對したる爲め遂に成立するを得ざりしが如し

英國以外の外國の實例を見るに米國國立銀行紙幣の額面は一、二、五、十、二十、五十、百、五百、一千弗にして内、五弗以内の紙幣は銀行紙幣全体の三分之一を超過す可からずとの制限あり佛蘭西銀行紙幣は五法以上五千法以下白耳義銀行紙幣は二十、五十、百、五百、一千法を限りとし獨逸にては百馬克を最低額とす

此點に就て我國の規定を見るに兌換銀行券條例には左の規定あり

兌換銀行券の種類は一圓、五圓、拾圓、二拾圓、五拾圓、百圓、二百圓の七種とす但し大藏卿は各種に就て發行高を定む可し(第三條)

右の内二拾圓五拾圓並に二百圓紙幣は曾て實際に發行したること無きが要する

に此規定にして効力ある間は我國に於ける銀行紙幣の最低額は一圓なり然るに政府は明治三十年現行貨幣法の實施と共に補助貨増發の餘地を爲さんが爲めに一圓紙幣を回收し爾後其發行を爲さざるの方針を取り三十一年二月大藏大臣より左の如く金庫出納役に令達せり

各地本支金庫の收納する一圓兌換券は中央金庫へ廻送の上之が代りに五十錢以下の補助銀貨を使用し又中央金庫へ廻送したる一圓兌換券は日本銀行に就き五圓以上の兌換券と交換の上使用す可し

此方針を以て進むが故に漸次一圓紙幣の發行高を減じたることを左表の如し

	一圓	五圓	十圓	百圓
三十年十二月	六、八一、〇七四	七、三七一、三五五	六、四八〇、三三〇	一五、三〇六、四〇〇
三十一年十二月	五、九三七、七六六	六、七七一、九六五	六、四五四、八一〇	一、五五四、四〇〇
三十二年十二月	四、三八八、三三〇	六、二〇二、三四五	八、五四三、六六五	三、五七七、八五〇
三十三年十二月	四、一四七、九三三	八、五九二、三四〇	八、一三三、七〇〇	一八、七七七、一〇〇
三十四年十二月	三、八四四、三七二	八、五七七、八七五	九、〇七三、九三〇	一五、六一、六〇〇

斯く一圓紙幣を收縮するの方針を取るは(一)五拾錢補助銀貨に對する需要を増加

するの必要と(二)硬貨を流通せしめて貨幣制度の基礎を鞏固にするの目的に出づるものなれども兩種の目的を達するには單に一圓に止まらず五圓若くは拾圓の紙幣をも回收せざる可からず従て保證準備の制限にも關係を及ぼすを以て決して輕々に決定す可き問題に非ず

次に流通の資格即ち銀行紙幣に法貨たる可き資格を與ふるの問題に就ても各國の實例同じからず又學者間にも種々の異論あれども要するに紙幣は一種の信用證券にして正貨に兌換するを得るの事實に依て正貨と同價に流通するを得るものなるを以て假令ひ之に法貨たるの資格を與ふるも流通發行の方法、宜しきを得ざるときは其價格下落し法貨たる資格を與ふる能はざると同時に其方法宜しきを得るときは此資格なきも正貨と同價にて流通するを得べし故に法律上斯る資格を付與するの必要なし此點に關するラフリン氏の所説要領を得たり曰く

銀行紙幣の如き信用證券は本位貨幣にて價格を表示し且つ正貨に兌換せらる可きものなり法貨たるの資格は物の實態に與ふ可し其幻影に與ふ可からず假令に實際上債務は信用證券に依て決濟せらるゝと多しと雖も法貨たる資格は本位

貨幣に限り之を信用證券に及ぼす可からず是等の證券にして本位貨幣に兌換せらるゝ以上は此資格なくも債務決済の用に供せらる可く本位貨幣よりも價格の劣れるものは債權債務の關係を紊亂す可きを以て當然此資格を與ふるの理由なし(Report of the Monetary Commission. 123)

即ち紙幣の流通を安全確實ならしむるには之に法貨たるの資格を與へず銀行自身の信用に依て斯る法律上の助力なくとも正貨と同價にて流通するを得るに至らしめざる可からず而して其流通を確保するの必要より法貨たるの資格を與ふることありとするも之を銀行が兌換を維持する間に限らざる可からず唯其流通を安全にするには政府又は發行者たる銀行に於て左の諸件に注意すること肝要なり

- (イ) 國庫の收納には無制限に之を收受すること
- (ロ) 銀行の本支店に於て即時に紙幣の兌換に應ずること
- (ハ) 二行以上の發行銀行ある場合には相互に他銀行の紙幣を收受すること

以上の點に就て各國の實例を見るに英蘭銀行、佛蘭西銀行の紙幣は何れも法貨たるの資格あれども此資格は銀行が兌換を維持する間に限られ且つ英蘭銀行紙幣は

同行が他に對する支拂に用ふる場合には法貨に非ざるの制限あり米國々立銀行紙幣、白耳義銀行獨逸帝國銀行紙幣は何れも法貨に非ず殊に米國に於ては國立銀行紙幣は國庫に於て海關稅の税金として收納せず又公債元利金の支拂、紙幣償還の爲めに使用するとなし我國にては兌換銀行券條例第四條に兌換銀行券は租稅海關稅其他一切の取引に差支なく通用するものとすとある規定より推測して之に法貨たる資格あるものと云ふを得べし

第七章 米國國立銀行

第一節 組織制度の一斑

南北戦争前、米國に於ける紙幣發行法を見るに各聯邦州を通じて一定の規律とする所なく各州政府より營業の特許を受けたる銀行は其特許條件に依て自由に紙幣を發行し之を營業の一分科としたり故に銀行の内には政府の公債を所有して兌換の保證に充つるものあり不動産を所有して之に充つるものあり甚だ複雑せるのみならず政府に於て發行法を統一監督するの規定を缺きたるを以て銀行の内には屢々兌換を停止して公衆に損失迷惑を被むらしむることあり紙幣發行法を統一改正するの必要は戦争前より既に經濟社會の一問題たりしなり

然るに南北戦争後、時の大藏卿チエーム氏は戦時に發行したる公債に對して需要を起し其價格を維持せしむると共に紙幣發行法改正の目的を達するが爲めに國立銀行の設立を案出し種々討議の末、結局千八百六十三年二月の法律を以て國立銀行條例を制定し州立銀行の發行紙幣には發行高に對する一割の税を課することとし

以て其發行を減せしめ總て國立銀行條例を遵奉して設立したる銀行には定額の紙幣發行を許可し以て前兩種の目的を達するを期したり今千八百六十三年並に六十四年の條例の定むる所に依て國立銀行の制度を見るに大畧左の如し

(一) 國立銀行は資本金三分の一以上の合衆國記名公債を買入れ之を大藏省に預托す可し通貨監督官は此公債を保管し利子は國立銀行に交付す如何なる場合にも國立銀行の資本金は五萬弗を下る可からず營業開始前に其半額を拂込み爾後一箇月一割の割合にて漸次に拂込む株主は株金の外、其一倍に相當する金額まで責任を負ふ

(二) 大藏省は國立銀行の預托したる公債の時價九割に相當する紙幣を國立銀行に交付す但し如何なる場合と雖も額面價格の九割を超過するを得ず

(三) 右の紙幣は單に國立銀行が大藏省に法定の擔保を預托したる旨を印刷するのみに止まり國立銀行は之に自行責任者の署名を加へ初めて紙幣たるの形式を備へ以て市場に發行するを得

(四) 國立銀行紙幣は呈示次第發行銀行に於て兌換の責に任ずるは勿論、他の國立銀

行並に法律に特別の制限なき限りは政府に對する支拂に供用するを得れども法貨たるの効力なし(千八百七十四年以來國庫は各國立銀行をして紙幣發行高に對する五分の一の正貨を預托せしめ之を以て政府自ら兌換の任を掌る)

(五) 公債の時價下落して紙幣の交付高が時價の九割以上に上るときは大藏省は更に公債預托高の増加を銀行に命ず

(六) 紙幣印刷費公債保管費等は政府に於て負擔し別に國立銀行は發行紙幣の一分に相當する税金を政府に納付す

千八百六十三年並に六十四年の條例にて右の條項に據り國立銀行に紙幣の發行を許可し豫め銀行の行數を制限せず唯紙幣の發行高が全軀を通じて三億弗に達するまで之を許可することゝせり然るに東部諸州に現存せる州立銀行が續々組織を變更して國立銀行となりたる爲め千八百六十五年の頃には早くも紙幣發行高は其制限に達せんとし經濟事情の發達幼稚なる南部西部の諸州は紙幣發行の便宜を利用して銀行を設立するの餘地なきに至るの傾を生じたるより發行高の一部は人口に準じて各州に分配し又千八百六十六年には三億弗の制限滿額に達したるを以て

千八百七十年此制限を三億五千四百万弗に引上げ千八百七十五年の條例にて全く此制限を廢止し殊に千九百年後節に説明するが如く種々の改正を加へ以て今日に及べり是近數年間の國立銀行々數、資本金並に紙幣發行高を擧ぐれば左の如し

行 數	資 本 金	紙幣發行高
一八九五	三、七四八	六七〇、九〇六、三六五
一八九六	三、七一	六六四、〇七六、九一五
一八九七	三、六六七	六五五、三三四、七一五
一八九八	三、六一	六三九、四四〇、二九五
一八九九	三、五九〇	六二二、四八二、一九五
一九〇〇	三、六一六	六〇八、五五八、〇四五
一九〇一	三、九八一	六三五、三〇九、三九五
一九〇二	四、三三七	六七〇、一六四、一九五

第二節 紙幣發行法の缺點

故に米國々立銀行條例に據れば國庫に公債證書を預托し之を紙幣兌換の基礎として信用を維持するの仕組なり隨て若しも國立銀行にして紙幣兌換の要求に應ずる能はざるときは銀行業監督の任に當る通貨監督官は預托の公債證書を賣却處分して兌換の責に當るを以て國立銀行發行の紙幣兌換に就ては間然する所なかる可しと雖も此以外の點に於ては公債預托法に就て種々の弊害を免かれず其重なるものを擧ぐれば左の如し

(第一) 銀行に於て資金の一部を公債に固定するの一事は弊害の最も著しきものとして見る可し銀行の方より云ふときは公債を買入れて確實の利殖を得る其上に公債を擔保として受取りたる紙幣を貸付割引に供して之より相當の利殖を得れども公債の買入には銀行資本金の一部を割かざる可からず紙幣の信用は此資本金分割の結果にして銀行自身の信用を以て發行する場合に比較するときは明に公債買入の高だけ銀行の營業資金を公債に固定するの道理なるのみならず公債を擔保として受取りたる紙幣も公債時價の九割に過ぎざるを以て一割の差は銀行營業資金を減ずるの道理なり米國の如く資金の供給に不足する國に取りては最も不利益な

る發行法と云はざる可からず

(第二) 紙幣の供給を其需要に適合せしむる點より見るに公債預托法は紙幣の伸縮に圓滑を缺くの弊あり蓋し公債の時價は市場に於ける利子の高低に準じて變動するものなるが故に米國現時の如く市場に資金の供給増加して公債の價格額面以上騰貴せる場合に銀行が之を擔保として紙幣を發行するに當り時價の騰貴にも拘はらず額面の九割を最高制限として國庫より紙幣を交付せられんには公債の買入に多額の資金を要する割合に利益する所少なきを以て自然發行高を増加せざるのみか却て公債の一部を國庫より取戻し之を市場に高價にて賣却する銀行あり公債の價格が額面以上に騰貴するに隨て愈々此趨勢を明にし通貨に對する需要供給の投合を缺くに至らざるを得ず

(第三) 一般經濟上より見るも非常の際、即ち銀行破産の場合には公債賣却に依て兌換の目的を達するを得れども平生に於て銀行は果して充分の正貨を準備金として所有し兌換を安全にするや否やは公債預托法の關係する所に非ず多數の發行銀行は營業上の方針統一せず恐慌を防ぎ又は正貨を吸收する場合にも各銀行の爲す

所區々に分るゝの弊害あり且つ又銀行が兌換の實力に缺乏を告ぐるも直に預托公債を利用する能はざるの缺點あり

第三節 千九百年の改正

以上の諸點は公債預托法に伴ふ缺點にして此制度たる本來南北戦争の際政府が公債の發行に依て軍事費を支辯するの策を取りたる爲め戦後公債の發行額著しく増加し之に對して新に需要の道を開くに非ざれば價格を維持し難きに至れるより國立銀行の紙幣發行に對する擔保として公債の需要の増加を謀りたるものなれば其政策を今日に至るまで踵襲するの理由なし米國の如き聯邦州間の關係上一地方に中央銀行を設立し之に紙幣發行の特典を獨占せしむるは事情の許さざる所にして現在の國立銀行制度を維持するは實際に止むを得ざる可しと雖も尙ほ其の弊害の甚だしき點に至ては之に多少の改正を加へざる可からず茲に於てか千九百年に至り國立銀行條例に一部の改正を加ふることゝなれり其重なる點は左の如し

- (一) 國立銀行を人口稀薄にして商業の幼稚なる地方に普及せしむる爲め資本金の制限を最低額五萬弗より二萬弗に低減す
- (二) 紙幣發行の伸縮を謀る爲め國立銀行をして大藏省に預托する公債の時價と同額の紙幣を發行せしむ但し如何なる場合にても額面價格を超過するを得ず
- (三) 紙幣發行高に對して從來一分の發行税を課したるに之を五厘に引下ぐ
- (四) 二分利付の公債を發行し銀行をして紙幣の擔保に供用せしむ

右の改正を實行したるも尙ほ千九百二年に於ける金融市場の騷擾を免かれざりしを以て根本的に銀行制度に改正を加ふるの必要は米國經濟社會の輿論となり千九百三年一月の議會へ左の如き議案を提出する者ありたり

各國立銀行は通貨監督官の承認を経て拂込資本金の二割五分を限り國庫へ公債證書を預托するとなくして紙幣を發行するを得但し銀行は此發行額に對し千分の五に相當する税金を支拂ひ且つ兌換基金として發行高の五分に相當する正貨を國庫へ預托し且つ二割五分の正貨を準備金とす可し

即ち或る程度まで屈伸制限發行法の便宜を得んとするものにして到底今後米國

に於ける銀行制度の問題たらざるを得ざるなり

第八章 英蘭銀行

第一節 組織制度の一斑

十七世紀の終、佛蘭西のルイ十四世と戦争の當時英國の歳入甚だ少なく政府の信用も亦低かりしにも拘はず民間には商業發達して金融機關を要すれども其前即ち千六百四十年チャールズ一世が國庫に保管を托せられる預金を費消したる爲め世人は資金を他人に托するを好まず商人の如きは何れも自ら之を保管したり茲に於てか政府は自ら資本家を勧誘して銀行を起さしめ其資金を借入るゝの策を案出しウキリヤム、バターソンなる蘇格蘭人の考案に基き千六百九十四年英蘭銀行 (Bank of England) なるものを設立し其資本金を百二十萬磅とし八分の利子にて政府に借上げ政府は英蘭銀行に對して紙幣發行の特典を獨占せしむるの方針を取れり而して千七百九年の條例を以て英蘭土に於て六人以上の組合を以て銀行業を營む者は要求拂又は期限六箇月以内の定期拂の手形を發行する能はざるの制限を設け千八百三十三年には多少此制限を緩くし六人以上の組合銀行

の地方に起るを奨励せんが爲めに之に紙幣の發行を許可したれども尙ほ倫敦の周圍六十五哩の間に在る組合銀行には此特典を與へず又六十五哩以外の地方銀行と雖も額面五十磅以下の手形を倫敦宛にて振出すを得ざることとして充分に英蘭銀行の特典を保護し紙幣發行を同行の獨占權たらしむるの方針に出でたり政府が斯る方針を取りたるは財政上の關係より英蘭銀行の保護を厚くし之より多額の資金を借入るゝの目的に出でたるものなれども此方針を取る偶然の結果として大に紙幣流通上の信用を増進するの効力ある可しとは當時世間一般に希望したる所にして(第一)紙幣發行に關する責任を一所に集中し(第二)獨占に非ざる場合に各銀行競争の結果、營業の方針を誤まるが如き弊害を除き(第三)政府との關係上自ら紙幣の信用を鞏固にするを得べしとし或は政府との關係密接に過ぎて政治上の變動より銀行の信用を傷くるの掛念なきに非ざりしかども當時英國は既に政黨内閣の制を成し政治上の發達著しかりし時なるを以て斯る掛念には格別の重を置かず發行銀行獨占の制度を立つるに至りたるものなり

然るに右の如く六人以内の組合銀行は地域の如何を問はず紙幣を發行するを得

る爲め此制度は自然に小資本の銀行をして紙幣を發行せしむるの結果を生じ其流通上に不信用を來したり而して一方に英蘭銀行營業上の方針も亦宜しきを失し當初は紙幣發行高に對して三分の一に相當する正貨準備を所有するの内規なりしが其後準備金の割合次第に減少し千八百三十九年七月頃には十分の一内外の低歩に下り兌換の基礎に危険を及ぼすに至れり從て諸銀行並に英蘭銀行の紙幣發行法を改正し政府の監督を嚴重にし以て兌換を安全にするの必要は世間の一問題となりたるが政府に於ても慎重に此問題の研究に着手し千八百四十年銀行條例調査委員會を組織して紙幣發行法の調査を托したり此委員會に於て議論を生じたるは所謂通貨主義(Currency Principle)と銀行主義(Banking Principle)の二派にしてトレンス、ロイド、ノーマン、ピールの諸氏は通貨主義を取り政府が銀行の紙幣發行に對して嚴重なる取締を加ふるの必要を論じたる一方に當時經濟學者として高名を博したるツーク、フライトンの諸氏は紙幣の發行は之を銀行に一任し政府に於て監督干渉を加ふるの不可なるを唱へたり學說上より兩主義の可否は當時既に議論あり又今日に於ても學者間に殆ど定論として見る可きものなきが如くなれども唯當時は英蘭銀

行並に他の發行銀行の營業法宜しきを得ず紙幣の流通上に非常の紊亂を極めたる際なりしと通貨主義の主唱者ビール氏が政府の要局に在りたるとの爲め結局千八百四十四年通貨主義を根據として銀行條例を制定したり即ち現行の條例にして其要點左の如し

- (一) 千八百四十四年八月三十一日以降英蘭銀行の紙幣發行は同行普通の營業事務と區別し發行部なるものを設けて發行に關する事務を管掌せしむ
 - (二) 右の期日に英蘭銀行は千四百萬磅の證券並に營業部に於て要せざる金貨金塊を發行部へ交付し發行部よりは右の證券金貨金塊に相當する紙幣を營業部へ交付す可し
- 英蘭銀行は第五項に規定する場合の外、發行部の證券を増加するを得ず
- 發行部と營業部との間に以上の交付を終りたる後は英蘭銀行は同行紙幣、金貨、金塊と引替に非ざれば更に紙幣を發行するを得ず
- (三) 英蘭銀行の發行部に於て所有する銀塊は金貨金塊の四分の一を超過す可からず

- (四) 何人も金塊一オンスに付き三磅十七志九片の割合を以て發行部より紙幣を請求するの權利あり
 - (五) 從來紙幣を發行したる銀行にして其發行權を放棄するときは英蘭銀行は之を繼承し發行額三分の二を超過せざる高まで發行部の證券を増加するを得
 - (六) 此條例に定めたる千四百磅を超過する發行増額に依て英蘭銀行の得たる利益は總て國庫へ納付す可し
 - (七) 千八百四十四年五月六日までに適法に紙幣を發行したる銀行に非ざれば此條例の發布後紙幣を發行するを得ず
- 又以上の銀行にして破産するか又は一旦紙幣發行權を放棄するときは之を復舊するを得ず又以上の銀行は千八百四十四年四月二十七日に終る十二週間の平均發行高以上の紙幣を發行するを得ず

第二節 現行制度の運用

即ち千八百四十四年銀行條例の趣意は紙幣發行權を英蘭銀行に統一し先づ英蘭

銀行が保證準備にて發行する紙幣の高を千四百萬磅に限り其以上に發行するには第五項の場合を除き必ず同額の正貨準備を置かしめ正貨の増減に依て通貨を伸縮せしめんとするに在りピール氏以下通貨主義の論者は如何なる論點より斯る條例を制定したるや之を論ずるには千八百四十年の調査委員會に於て彼等の主張したる所を窺はざる可からず

今、同委員會の報告に依り通貨主義の論者の主張したる要點を抄録するに左の如し

(一) 通貨として完全なるものを求めんか硬貨に及ぶものなし唯流通上に不便にして費用を要するとの二點を除き通貨として最も完全なるものなり蓋し通貨に要する所は其伸縮の自在なる一點にして其通貨が如何なる種類のものなるを問はず通貨にして増加すれば其價格は下落して物價は騰貴し輸出を抑制して輸入を奨励し爲替相場は逆となりて正貨を海外へ流出せしめ通貨を收縮するに至る其反對に通貨の高が減少するときは前と正反對の作用に依り海外より正貨を吸収して通貨を増加するに至るを普通の原則とす而して斯く海外へ流出し或は海外より流入して

内國通貨の伸縮を謀るは通貨の内にて正貨に外ならざるを以て正貨をして内國の重なる通貨たらしむるときは此伸縮の作用を行はしむるに於て最も完全なるを得べし

(二) 唯、正貨のみを流通するときは運搬授受に不便にして流通に費用を要するを以て是等の弊を避くる爲めに銀行紙幣を流通するの必要を生ずるに至れども本來通貨の主眼は其伸縮自在なるに在るを以て銀行紙幣にも正貨の有すると同一の機能を有せしめざる可からず而して其機能として特に必要なるは正貨の増加すると同一の方法を以て紙幣を増減せしむるの一事にして此特質を具備するに於ては正貨と紙幣とを共に流通するの利益を保有するを得べきなり

(三) 然るに現行の制度(千八百四十四年の條例制定以前)は右の機能を紙幣に與へずして其流通を謀りたるを以て種々の弊害を生ずるの源泉と爲れり即ち銀行は自由に紙幣を流通に付するを得るを以て(イ)不適當の時期に不必要なる程度まで通貨を伸縮せしめ(ロ)流通上に不信用を招きて紙幣の流通を困難にし(ハ)發行銀行に於て妄に支拂を停止して紙幣の所有者に迷惑を及ぼす等の弊害を招くに至れり

(四) 故に現行の制度を改正するには豫め紙幣をして發行銀行の所有する正貨に對して定率を保たしむるを急務とす此制限を設けるときは紙幣が過度に膨脹して經濟上に弊害を及ぼすが如きことなきを得べし

之に對して銀行主義の論者たるツーク、フライートン氏等が唱へたる諸説の要點は左の如し

(一) 銀行紙幣は銀行に於て適當なる高を超過して發行するを得るものに非ず若しも紙幣にして現在に需要なきときは個人の手元に保藏せらるゝか又は預金として銀行に入る可し保藏の場合には通貨たるの効なく又銀行へ預托せられたる場合には社會に利殖の道なき限り通貨として再び市場に出づることなし又通貨の大部分は發行者の信用に依て流通するものなれば其膨脹は自ら信用の程度に制せられ且つ一方には之を運用して利殖せんとする需要に制せられ其伸縮は發行者の自由に定むるを得るものに非ず

(二) 銀行紙幣の流通は銀行が通貨を供給する作用の一部に過ぎず故に銀行紙幣に對する制限にして之と同時に紙幣と同一の効力を生ずる他の取引に對する制限と

伴はざるときは到底其効力を生ずることなし

(三) 銀行紙幣の増加すると否とは一に金利歩合の程度に依るものにして金利は銀行が資本の運用に對して課する價なり今紙幣の發行高を制限し從て利子の歩合を拘束せんとするは立法の範圍を超越したることなり

以上は兩主義の主要にして銀行條例に對し賛否の議論分岐する所なるが公平に觀察を下げば兩説に對して共に是認す可からざるの點あり元來預金と紙幣發行とは銀行の營業上共に其債務に屬するものなれども紙幣流通上の狀況に對し紙幣發行に就ては相當の監督を加へ其兌換を安全にするの必要あること既に論じたる所なり然るに今銀行主義の論者が紙幣に對して監督の必要なしとするは紙幣は増發せらる可き性質のものに非ず從て如何なる場合に於ても其兌換は安全なりとの論據に出づるものなれども銀行制度の原則より見るときは誤まれり抑々銀行が紙幣を發行する場合に營業上、正當の手續を行ふ以上は銀行に於て發行の紙幣に對し相當の價格ある有價物を徵收せざる可からず此有價物こそ取付の起りたる場合に兌換の資金に供せらる可きものにして銀行業の確實なると否とは一に此有價物の性

質如何に依て定まるものなれば若しも此有價物にして善良なるときは銀行は如何なる點まで紙幣を發行するも毫も差支なきと同時に投機其他の事變に際しては此有價物の價格は遽に變動し殆ど一片の廢紙に均しきに至ることなきを保し難し兌換準備の監督を要するは斯る萬一の變に處するものにして經濟社會に或る事變の存在を認むる以上は監督の必要を否認する能はざるなり

千八百四十四年の條例も亦此點に於て誤まれり即ち保證準備の發行を許すに當り其定額は如何なる標準に依て定めたるやと云ふに當時通貨の最少必要額を推定したるに外ならざれども最少必要額は時勢の變遷と共に常に異動するものにして例へば其定額を千四百萬磅とするも一旦預金制度發達して小切手の流通盛に行はれんには最少必要額は此定額以内に減じ紙幣の兌換流通に依て通貨主義の論據を根底より打破するが如き結果を生ぜざるを得ず固より英蘭銀行保證準備の過半は政府貸出金なるを以て政府の財政にして鞏固なる以上は兌換の困難を生ずるの恐なしと雖も尙ほ通貨主義の論據を貫徹せる議論とは云ふ可からず而して千八百四十四年條例制定の當時通貨の最少必要額を標準として保證準備の發行を許したる以

上は其後此必要額を増加するの事情を生ずると同時に之を膨脹せしめざるときは正貨流通の弊として通貨主義の論者が論述したる所を實際に現はさざるを得ず銀行條例制定後殆ど保證準備の定額を動かす可からざるとしたるは原則の極端に陥りたるものにして通貨主義の弱點と云はざる可からず當時此極端なる主義の實行を敢てしたるは紙幣發行法著しく紊亂し紙幣の流通より恐慌を惹起したるを以て其發行を取締るときは自ら信用の過度に膨脹する弊を抑制するを得べしとの考に基けるものなれども是亦通貨主義の論者が通貨を銀行紙幣に限りたるの誤解にして銀行紙幣の外に小切手ありて通貨の作用を爲す以上は獨り紙幣の發行を制限したるのみにて信用の過當に膨脹するを防ぐ能はず兌換制度の安全を維持するには單に發行部と營業部とを分離獨立せしむるに止まらず營業上兌換の維持に力を盡すの必要ある所以なり

次に英蘭銀行が千八百四十四年の條例に依りて金融市場に如何なる作用を爲すやを論ぜんに同條例に於て保證準備を一千四百萬磅と定めたる趣意は前數年間の紙幣流通高を平均し如何なる場合にても英國の紙幣流通高は此高より減少したる

ことなきを以て千四百萬磅の發行高に對しては正貨と兌換の請求なきものなれば此高までは正貨を置かずして發行するも兌換の困難を訴ふることなしとの理由に出でたるものなり此後英蘭銀行は一回も此制限を擴張したることなけれども唯銀行條例の規定に依り普通銀行の發行權を繼承し其發行高の三分の二を定限として次第に保證準備を増加したること左の如し

年	増加額	保證準備發行制限
一八四四年		一四、〇〇〇、〇〇〇
一八五五年	(十二月七日)	一四、四七五、〇〇〇
一八六一年	(六月廿六日)	一四、六五〇、〇〇〇
一八六六年	(三月三日)	一五、〇〇〇、〇〇〇
一八八一年	(四月一日)	一五、七五〇、〇〇〇
一八八七年	(九月十五日)	一六、二〇〇、〇〇〇
一八九〇年	(三月十九日)	一六、四五〇、〇〇〇
一八九四年	(三月廿一日)	一六、八〇〇、〇〇〇

一九〇〇年	(三月三日)	一七、七七五、〇〇〇
一九〇二年	(八月十一日)	一八、一七五、〇〇〇
一九〇三年	(八月十日)	一八、四五〇、〇〇〇

即ち現行の保證準備發行の制限は千八百四十五萬磅にして此高まで紙幣を發行するときは同額の正貨の用途を節約すること論を俟たず尤も此内千一百萬五千磅は政府への貸付金(政府證書)にして殘額七百四十三萬五千磅は發行部より同額の紙幣を發行して營業部へ交付し營業部をして貸付割引に利用せしめ貸付割引に依て得たる手形證書を發行部へ準備として備へ置くの仕組なり而して從來の慣例に依れば發行部は常に制限額までの保證準備を備へ置くの常にして保證準備の紙幣發行高は必ず滿額に達し毫も増減するとなし此増減なくして如何にして紙幣の伸縮を求むるやと云ふに此作用は營業部の紙幣所有高即ち預金に對する準備金の増減に依て行はるゝものなり即ち營業部が發行部より紙幣を受取りたる場合に貸付割引に運用するの必要なきか又は運用するの不得策なるを認むるときは其紙幣の代りに營業部所有の有價證券を發行部へ交付し營業部は其紙幣を預金の